

資料 3-1 広域避難場所開設報告書

湯 第 号
年 月 日

神 奈 川 県 知 事 様

湯河原町長

広 域 避 難 場 所 開 設 報 告 書

1 災害の規模及び状況

2 開設年月日

年 月 日

3 開設場所及び収容人員

☐ 湯河原小学校グラウンド	収容 _____ 人
☐ 吉浜小学校グラウンド	収容 _____ 人
☐ 東台福浦小学校グラウンド	収容 _____ 人
☐ 町民体育館駐車場	収容 _____ 人

4 開設期間見込み

年 月 日から 年 月 日まで (日間)

5 その他

資料 3-2 避難場所設置及び避難状況報告書

避難場所設置及び避難状況報告書

年 月 日

町災害対策本部長 様
(町 長)

所在地
名 称
管理者
氏 名

名 称	種別	開 設 期 間	実人員	延人員	物品使用状況		備考
					品名	数量	
		月 日～ 月 日					

(注)

- 1 「種別」とは、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
- 2 物品の使用状況は、仮設期間中に使用した品名目、使用料を記入すること。
- 3 他市町村の住民を、収容したときは、その住所、氏名、電話番号及び収容期間を「備考」又は裏面に記入すること。

資料 3－3 避難所避難者名簿報告書

避難所避難者名簿報告書

年 月 日

町災害対策本部長 様
(町 長)

所在地
名 称
管理者
氏 名

住 所	氏 名	年 齢	備 考 (電話番号、傷病等の状況を記入)

◎ 災害対策本部への連絡事項

.....

.....

.....

資料 3-4 避難所避難台帳

避難所避難台帳

避難所名		開設期間	月 日から 月 日まで
------	--	------	-------------

番号	氏 名	住 所	性 別	年 齢	収容日時	退所日時	記 事

(注) 記事欄には収容者の移動状況、電話番号及び使用物品等を記入する。

資料 3－5 行方不明搜索届出書

行 方 不 明 搜 索 届 出 書

届出者 住 所 _____
 氏 名 _____
 電 話 _____

不明者の	本 籍				
	現 住 所				
氏 名					
性別・年齢		性別	男 ・ 女	年齢	歳
身 長					
着 衣					
特 徴 (具体的に)					

上記の通り届出します。

年 月 日

湯河原町災害対策本部長 様
 (町 長)

資料 3－6 行方不明者処理台帳

行 方 不 明 者 処 理 台 帳

処 理 年月日	行 方 不 明 者		行方不明 場 所	行方不明者の特徴						連 絡 者		備考
	住 所	氏 名		性別	身長	年齢	血液型	着衣	その他	住 所	氏 名	

資料 3-7 遺体処理台帳

遺 體 處 理 台 帳

[illegible]

資料 3－8 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢	死亡者との関係	氏 名	棺(付属品を含む)	埋葬又は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計		人				円	円	円	円	

- (注) 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 棺、骨箱を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

資料 4-1 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関し、湯河原町（以下「甲」という。）と内田リキ（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、湯河原町内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における地域住民等の一時避難施設として、乙の所有する又は管理する施設を使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（一時避難施設の使用）

第2条 乙は、次の施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

使用施設名称	内田ビル
所在地	湯河原町中央二丁目16番2
所有者	内田リキ
構造等	鉄骨造・3階建（屋上有）
建築年	昭和63年

（使用範囲）

第3条 甲が使用できる一時避難施設の範囲は、次のとおりとし、廊下及び階段室等の共有部分及び乙が特に承認した部分で、専有部分は使用できないものとする。

避難場所	屋上
収容人数	約40人
避難経路	屋外階段
入口	建物西側

（使用目的）

第4条 この協定による施設使用目的は、一時避難施設とする。

（目的外の使用の禁止）

第5条 甲は、使用施設を前条の目的以外に使用しないものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(使用の通知)

第7条 甲は、第4条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が原状復旧に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による原状復旧をする場合において、その破損が一時避難施設として使用されたことによるものと判断しがたいものがあるときは、甲、乙双方が協議し、その負担すべき範囲を決定するものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難施設の使用期間は、津波が発生したとき、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報が発表されたときから解除されたときまでとする。

2 甲は、前項の規定により使用期間が終了した後において、なお使用施設から退去しない者があるときは、甲の責任によりその者を退去させるものとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

(利用者責任)

第12条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(一時避難施設の表示)

第 13 条 一時避難施設であることの表示板等の設置については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

2 甲は、乙と協議のうえ、地域住民等に一時避難施設であることを周知するものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の締結期間は、協定の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙、いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに 2 年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 23 年 9 月 20 日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目 2 番地 1

湯河原町長 富 田 幸 宏

乙 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目 1 6 番地 2

内 田 リ キ

資料 4-2 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関し、湯河原町（以下「甲」という。）と川口和泰（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、湯河原町内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における地域住民等の一時避難施設として、乙の所有する又は管理する施設を使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（一時避難施設の使用）

第2条 乙は、次の施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

使用施設名称	メゾンド和幸
所在地	湯河原町中央二丁目16番3
所有者	川口和泰
構造等	鉄筋コンクリート造・3階建（屋上有）
建築年	昭和64年

（使用範囲）

第3条 甲が使用できる一時避難施設の範囲は、次のとおりとし、廊下及び階段室等の共有部分及び乙が特に承認した部分で、専有部分は使用できないものとする。

避難場所	屋上
収容人数	約50人
避難経路	屋外階段
入口	建物北西側

（使用目的）

第4条 この協定による施設使用目的は、一時避難施設とする。

（目的外の使用の禁止）

第5条 甲は、使用施設を前条の目的以外に使用しないものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(使用の通知)

第7条 甲は、第4条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が原状復旧に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による原状復旧をする場合において、その破損が一時避難施設として使用されたことによるものと判断しがたいものがあるときは、甲、乙双方が協議し、その負担すべき範囲を決定するものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難施設の使用期間は、津波が発生したとき、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報が発表されたときから解除されたときまでとする。

2 甲は、前項の規定により使用期間が終了した後において、なお使用施設から退去しない者があるときは、甲の責任によりその者を退去させるものとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

(利用者責任)

第12条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(一時避難施設の表示)

第13条 一時避難施設であることの表示板等の設置については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

2 甲は、乙と協議のうえ、地域住民等に一時避難施設であることを周知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の締結期間は、協定の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに2年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年9月20日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 富田幸宏

乙 静岡県熱海市咲見町4番38号

川口和泰

資料 4-3 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関し、湯河原町（以下「甲」という。）と内藤正勝（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、湯河原町内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における地域住民等の一時避難施設として、乙の所有する又は管理する施設を使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（一時避難施設の使用）

第2条 乙は、次の施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

使用施設名称	レジデンス内藤
所在地	湯河原町中央二丁目14番7
所有者	内藤正勝
構造等	鉄筋コンクリート造・4階建
建築年	昭和61年

（使用範囲）

第3条 甲が使用できる一時避難施設の範囲は、次のとおりとし、廊下及び階段室等の共有部分及び乙が特に承認した部分で、専有部分は使用できないものとする。

避難場所	東側3階階段及び踊り場、4階踊り場 西側3階階段及び踊り場、4階踊り場
収容人数	約20人
避難経路	屋内階段
入口	建物北側

（使用目的）

第4条 この協定による施設使用目的は、一時避難施設とする。

（目的外の使用の禁止）

第5条 甲は、使用施設を前条の目的以外に使用しないものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(使用の通知)

第7条 甲は、第4条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が原状復旧に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による原状復旧をする場合において、その破損が一時避難施設として使用されたことによるものと判断しがたいものがあるときは、甲、乙双方が協議し、その負担すべき範囲を決定するものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難施設の使用期間は、津波が発生したとき、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報が発表されたときから解除されたときまでとする。

2 甲は、前項の規定により使用期間が終了した後において、なお使用施設から退去しない者があるときは、甲の責任によりその者を退去させるものとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

(利用者責任)

第12条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(一時避難施設の表示)

第13条 一時避難施設であることの表示板等の設置については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

2 甲は、乙と協議のうえ、地域住民等に一時避難施設であることを周知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の締結期間は、協定の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに2年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年9月26日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 富田幸宏

乙 神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1502番地の1

内藤正勝

資料 4-4 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関し、湯河原町（以下「甲」という。）と高橋賢次（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、湯河原町内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における地域住民等の一時避難施設として、乙の所有する又は管理する施設を使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（一時避難施設の使用）

第2条 乙は、次の施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

使用施設名称	メゾン千夢
所在地	湯河原町中央一丁目20番5
所有者	高橋賢次
構造等	鉄筋コンクリート造・3階建（屋上有）
建築年	平成7年

（使用範囲）

第3条 甲が使用できる一時避難施設の範囲は、次のとおりとし、廊下及び階段室等の共有部分及び乙が特に承認した部分で、専有部分は使用できないものとする。

避難場所	屋上
収容人数	約30人
避難経路	屋外階段
入口	建物北側

（使用目的）

第4条 この協定による施設使用目的は、一時避難施設とする。

（目的外の使用の禁止）

第5条 甲は、使用施設を前条の目的以外に使用しないものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(使用の通知)

第7条 甲は、第4条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が原状復旧に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による原状復旧をする場合において、その破損が一時避難施設として使用されたことによるものと判断しがたいものがあるときは、甲、乙双方が協議し、その負担すべき範囲を決定するものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難施設の使用期間は、津波が発生したとき、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報が発表されたときから解除されたときまでとする。

2 甲は、前項の規定により使用期間が終了した後において、なお使用施設から退去しない者があるときは、甲の責任によりその者を退去させるものとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

(利用者責任)

第12条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(一時避難施設の表示)

第13条 一時避難施設であることの表示板等の設置については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

2 甲は、乙と協議のうえ、地域住民等に一時避難施設であることを周知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の締結期間は、協定の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに2年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年9月20日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 富田幸宏

乙 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥三丁目8番地の13

高橋賢次

資料 4-5 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関し、湯河原町（以下「甲」という。）と村上隆則（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、湯河原町内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における地域住民等の一時避難施設として、乙の所有する又は管理する施設を使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（一時避難施設の使用）

第2条 乙は、次の施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

使用施設名称	パレス湘南
所在地	湯河原町門川62番地の1
所有者	村上隆則・村上澄子
構造等	鉄筋コンクリート造・3階建（屋上有）
建築年	平成7年

（使用範囲）

第3条 甲が使用できる一時避難施設の範囲は、次のとおりとし、廊下及び階段室等の共有部分及び乙が特に承認した部分で、専有部分は使用できないものとする。

避難場所	屋上及びペントハウス部分
収容人数	約100人
避難経路	屋内階段
入口	建物北側

（使用目的）

第4条 この協定による施設使用目的は、一時避難施設とする。

（目的外の使用の禁止）

第5条 甲は、使用施設を前条の目的以外に使用しないものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(使用の通知)

第7条 甲は、第4条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が原状復旧に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による原状復旧をする場合において、その破損が一時避難施設として使用されたことによるものと判断しがたいものがあるときは、甲、乙双方が協議し、その負担すべき範囲を決定するものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難施設の使用期間は、津波が発生したとき、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報が発表されたときから解除されたときまでとする。

2 甲は、前項の規定により使用期間が終了した後において、なお使用施設から退去しない者があるときは、甲の責任によりその者を退去させるものとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

(利用者責任)

第12条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(一時避難施設の表示)

第13条 一時避難施設であることの表示板等の設置については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

2 甲は、乙と協議のうえ、地域住民等に一時避難施設であることを周知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の締結期間は、協定の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに2年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年9月26日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 富田幸宏

乙 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上137番地の6

村上隆則

資料 4-6 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関し、湯河原町（以下「甲」という。）と小川博之（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、湯河原町内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における地域住民等の一時避難施設として、乙の所有する又は管理する施設を使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（一時避難施設の使用）

第2条 乙は、次の施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

使用施設名称	小川ビル
所在地	湯河原町中央一丁目1632番地14
所有者	小川博之
構造等	鉄骨造・3階建
建築年	平成8年

（使用範囲）

第3条 甲が使用できる一時避難施設の範囲は、次のとおりとし、廊下及び階段室等の共有部分及び乙が特に承認した部分で、専有部分は使用できないものとする。

避難場所	3階階段及び屋上手前踊り場
収容人数	約3人
避難経路	屋外階段
入口	建物北西側

（使用目的）

第4条 この協定による施設使用目的は、一時避難施設とする。

（目的外の使用の禁止）

第5条 甲は、使用施設を前条の目的以外に使用しないものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(使用の通知)

第7条 甲は、第4条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が原状復旧に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による原状復旧をする場合において、その破損が一時避難施設として使用されたことによるものと判断しがたいものがあるときは、甲、乙双方が協議し、その負担すべき範囲を決定するものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難施設の使用期間は、津波が発生したとき、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報が発表されたときから解除されたときまでとする。

2 甲は、前項の規定により使用期間が終了した後において、なお使用施設から退去しない者があるときは、甲の責任によりその者を退去させるものとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

(利用者責任)

第12条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(一時避難施設の表示)

第13条 一時避難施設であることの表示板等の設置については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

2 甲は、乙と協議のうえ、地域住民等に一時避難施設であることを周知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の締結期間は、協定の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに2年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年9月26日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 富田幸宏

乙 神奈川県足柄下郡湯河原町中央一丁目1632番地14

小川博之

資料 ４－７ 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関し、湯河原町（以下「甲」という。）と医療法人社団中山会湯河原胃腸病院病院長依伊田勇二（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条 この協定は、湯河原町内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における地域住民等の一時避難施設として、乙の所有する又は管理する施設を使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（一時避難施設の使用）

第２条 乙は、次の施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

使用施設名称	湯河原胃腸病院若葉寮
所在地	湯河原町土肥四丁目４番地２３
所有者	医療法人社団中山会湯河原胃腸病院
構造等	鉄筋コンクリート造・６階建
建築年	平成４年

（使用範囲）

第３条 甲が使用できる一時避難施設の範囲は、次のとおりとし、廊下及び階段室等の共有部分及び乙が特に承認した部分で、専有部分は使用できないものとする。

避難場所	３階から６階までの屋外階段及び屋外階段踊り場
収容人数	約６０人
避難経路	屋外階段
入口	建物北側

（使用目的）

第４条 この協定による施設使用目的は、一時避難施設とする。

(目的外の使用の禁止)

第5条 甲は、使用施設を前条の目的以外に使用しないものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(使用の通知)

第7条 甲は、第4条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が原状復旧に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による原状復旧をする場合において、その破損が一時避難施設として使用されたことによるものと判断しがたいものがあるときは、甲、乙双方が協議し、その負担すべき範囲を決定するものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難施設の使用期間は、津波が発生したとき、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報が発表されたときから解除されたときまでとする。

2 甲は、前項の規定により使用期間が終了した後において、なお使用施設から退去しない者があるときは、甲の責任によりその者を退去させるものとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

(利用者責任)

第12条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、

一切の責任を負わない。

(一時避難施設の表示)

第13条 一時避難施設であることの表示板等の設置については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

2 甲は、乙と協議のうえ、地域住民等に一時避難施設であることを周知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の締結期間は、協定の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに2年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年9月26日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 富田幸宏

乙 神奈川県足柄下郡湯河原町中央一丁目1632番地14

医療法人社団中山会湯河原胃腸病院
院長 依田勇二

資料 4－8 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関し、湯河原町（以下「甲」という。）と浦川秀司（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、湯河原町内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における地域住民等の一時避難施設として、乙の所有する又は管理する施設を使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（一時避難施設の使用）

第2条 乙は、次の施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

使用施設名称	シーサイドスクエア
所在地	湯河原町福浦12番地4
所有者	浦川秀司
構造等	鉄筋コンクリート造・4階建（屋上有）
建築年	平成3年

（使用範囲）

第3条 甲が使用できる一時避難施設の範囲は、次のとおりとし、廊下及び階段室等の共有部分及び乙が特に承認した部分で、専有部分は使用できないものとする。

避難場所	屋上
収容人数	約50人
避難経路	建物中央屋内階段
入口	建物南側

（使用目的）

第4条 この協定による施設使用目的は、一時避難施設とする。

（目的外の使用の禁止）

第5条 甲は、使用施設を前条の目的以外に使用しないものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(使用の通知)

第7条 甲は、第4条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が原状復旧に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による原状復旧をする場合において、その破損が一時避難施設として使用されたことによるものと判断しがたいものがあるときは、甲、乙双方が協議し、その負担すべき範囲を決定するものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難施設の使用期間は、津波が発生したとき、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報が発表されたときから解除されたときまでとする。

2 甲は、前項の規定により使用期間が終了した後において、なお使用施設から退去しない者があるときは、甲の責任によりその者を退去させるものとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

(利用者責任)

第12条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(一時避難施設の表示)

第13条 一時避難施設であることの表示板等の設置については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

2 甲は、乙と協議のうえ、地域住民等に一時避難施設であることを周知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の締結期間は、協定の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに2年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年9月26日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 富田幸宏

乙 神奈川県横浜市保土ヶ谷区上星川1丁目21番地の9

浦川秀司

資料 ４－９ 津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における一時避難施設としての使用に関し、湯河原町（以下「甲」という。）と湯河原ロイヤルハイツ管理組合法人（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（趣旨）

第１条 この協定は、湯河原町内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における地域住民等の一時避難施設として、乙の所有する又は管理する施設を使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（一時避難施設の使用）

第２条 乙は、次の施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

使用施設名称	湯河原ロイヤルハイツ
所在地	湯河原町中央一丁目１６２７番１５
所有者	湯河原ロイヤルハイツ管理組合法人
構造等	鉄骨鉄筋コンクリート１１階
建築年	昭和５２年
増改築年	—
耐震診断	—
耐震改修	耐震性あり

（使用範囲）

第３条 甲が使用できる一時避難施設の範囲は、次のとおりとし、廊下及び階段室等の共有部分及び乙が特に承認した部分で、専有部分は使用できないものとする。

施設	２階～１１階共用通路 ２階～１１階外部非常階段
収容人数	約５００名
避難経路	施設左横外部階段
入口	施設左横

（使用目的）

第４条 この協定による施設使用目的は、一時避難施設とする。

(目的外の使用の禁止)

第5条 甲は、使用施設を前条の目的以外に使用しないものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(利用の通知)

第7条 甲は、第4条に基づき一時避難施設として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が原状復旧に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による原状復旧をする場合において、その破損が一時避難施設として使用されたことによるものと判断しがたいものがあるときは、甲、乙双方が協議し、その負担すべき範囲を決定するものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難施設の使用期間は、津波が発生したとき、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報が発表されたときから津波警報の解除等により津波の恐れがなくなったときまでとする。

2 甲は、前項の規定により使用期間が終了した後において、なお、使用施設から退去しない者があるときは、甲の責任によりその者を退去させるものとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出する。

(利用者責任)

第12条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(一時避難施設の表示)

第13条 一時避難施設であることの表示板等の設置については、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

2 前項の協議のため、甲、乙双方の担当者を別に定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の締結期間は、協定の日から平成21年11月12日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに2年間延長されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年11月12日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町
湯河原町長 富田幸宏

乙 神奈川県足柄下郡湯河原町中央1丁目1627番地15
湯河原ロイヤルハイツ管理組合法人
理事長 石田雅章

資料 4-10 災害時における緊急情報放送に関する協定書

災害時における緊急情報放送に関する協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と株式会社エフエム熱海湯河原（以下「乙」という。）とは、緊急情報放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、湯河原町の地域内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、緊急情報放送を通じて被害の軽減を図り、もって町民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他の非常の状態をいう。
- (2) 「緊急情報放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の判断により実施する「割り込み放送」又は「甲の要請に基づき、乙が必要であると認める時」、乙の行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。
- (3) 「割り込み放送」とは、災害等の発生又は発生する恐れがある場合、甲が放送局のスタジオを通さずに直接放送することをいう。

（運用）

第3条 緊急情報放送の運用にあたっては、乙の放送局としての番組編成を尊重し、次の各号に定める手順により放送するものとする。

- (1) 甲が割り込み放送を実施する場合は、第1条の目的を達成するにあたり、緊急かつ重大で町民生活の安全確保のため、一刻を争うと判断した時に限るものとする。

なお、当該割り込み放送を実施できる者は、乙が承認し登録した者でなければならない。

- (2) 甲は、割り込み放送を実施した時は、速やかにその概要を、乙に連絡するものとする。
- (3) 割り込み放送でない一般の緊急情報放送の場合には、甲は乙にその概要を連絡し、乙はその内容を甲に確認の上、直ちに他の放送に優先して放送し、以降は甲と状況を把握しながら適時放送を繰り返すものとする。

（費用負担）

第4条 緊急情報放送に関する費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、緊急情報放送に要する費用を甲に請求しない。
- (2) 緊急情報放送の実施により、同時刻に予定していた番組又はコマーシャルが放送できなかった時は、乙は当該広告主との間の協定によりその解決を図るものとする。

(協議)

第5条 この協定書に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議の上、決定するものとする。

(協定の改定)

第6条 この協定は、甲又は乙の発議により双方協議の上、変更することができる。

(協定期間の効力及び更新)

第7条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成14年3月20日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 米 岡 幸 男

乙 静岡県熱海市上宿町9番5号

株式会社 エフエム熱海湯河原

取締役社長 竹 花 明 孝

資料 4-1-1 湯河原町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

湯河原町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社吉浜郵便局及び湯河原郵便局を代表とする湯河原町内に所在する別表に掲げる5局（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、町民が安心して安全に暮らせる魅力的なまちづくりに寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- (2) 地域経済活性化に関すること。
- (3) 未来を担う子どもの育成に関すること。
- (4) ワークライフバランスの啓発に関すること。
- (5) 災害時の協力に関すること。
- (6) その他、地方創生に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から2022年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書

面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(覚書の失効)

第8条 本協定の締結日の前日をもって、甲乙間で平成10年9月30日付けで締結した「災害時における湯河原町と湯河原郵便局等の間の協力に関する覚書」及び平成10年12月24日付けで締結した「道路損傷等の情報提供に関する覚書」は失効する。

別表

事業所名	所在地
吉浜郵便局（代表局）	神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1396番地
湯河原温泉郵便局	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上475番地の4
湯河原駅前郵便局	神奈川県足柄下郡湯河原町土肥五丁目2番地の32
福浦郵便局	神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜378番地の1
湯河原郵便局（代表局）	神奈川県足柄下郡湯河原町土肥二丁目2番地の5

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年12月24日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長

乙 神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1396番地

日本郵便株式会社
吉浜郵便局長

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥二丁目2番地の5

日本郵便株式会社
湯河原郵便局長

包括連携協定に関する協力事項

湯河原町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書（以下「協定書」という。）第2条に規定する連携事項の実施方法等について、次のとおり定める。

1 安心・安全な暮らしの実現に関すること

- (1) 湯河原町内で乙が集配業務中又は、コンサルティング業務中において、次のアからキについて甲へ情報提供をし、情報提供を受けた甲は速やかに適切な措置を講じるものとする。

なお、緊急を要する場合、乙は消防又は警察等の関係機関へ直接通報するものとする。

ア 高齢者、障がい児者、子ども、その他町民の異変（ポストに郵便物等があふれている、異常な様態が感じられる等）に気が付いた場合

イ 外観上の異常（外壁が崩れている等）がある危険な建造物に気が付いた場合

ウ 道路、公園、水路、河川施設、トンネル、山の斜面等（以下「道路等」という。）の損傷又は異常を発見した場合

エ 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

オ 明らかな漏水事案を発見した場合

カ 農作物並びに人的及び生活被害につながるおそれのあるイノシシ、シカ、サル等の野生獣を発見した場合

キ 不審者等を見かけた場合

- (2) 犯罪行為等に対する警察との連携

ア 振り込め詐欺等の特殊詐欺未然防止の取組みを強化

イ 犯罪防止に関する郵便局での周知（チラシの掲出等）

- (3) 認知症高齢者等にやさしい地域づくりへの協力

ア 認知症に対する理解を浸透させるため、認知症サポーター養成講座の社員の受講促進

イ 認知症の疑い等、気になる方がいた場合の情報提供

- (4) 防災訓練への参加

2 地域経済活性化に関すること

- (1) 魅力発信、町広報活動への協力

ア オリジナルフレーム切手の作成、販売

イ 町政情報に関する郵便局での周知協力

- (2) カタログ販売による地場産品、特産品の紹介

ア カタログギフト（ふるさと小包）等への地場産品、特産品の掲載

- (3) 郵便局やK I T T E等での物産展等イベントの開催

ア 物産展等イベント開催に当たって、郵便局やK I T T E等の日本郵

便所有施設の提供

イ 地場産品、特産品のPR活動への協力

3 未来を担う子どもの育成に関すること

(1) 郵便局見学・職場体験の受入れ

ア 小・中校生を対象とした「郵便局見学・職場体験」の積極的な受入れ

(2) 手紙振興に向けた取組

ア 「手紙の書き方体験授業」の教材の提供

4 ワークライフバランスの啓発に関すること

ア ワークライフバランスに関する啓発のためのリーフレット等の郵便局への設置協力

5 災害時の協力に関すること

災害対策基本法に基づく災害対応及び避難所における協力

(1) 避難・物資支援のための車両の提供(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(9) 協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

資料 4-12 災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定書

災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定書

湯河原町(以下「甲」という。)と湯河原ハイヤー組合の加盟社である伊豆箱根交通(株)湯河原営業所、泉タクシー(株)、(有)共同自動車、箱根登山ハイヤー(株)湯河原営業所、真鶴タクシー(有)、門川ハイヤー(有)、湯河原タクシー(株)(以下「乙」という。)は、湯河原町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙に対してタクシー無線通信等による災害情報の収集提供及びタクシー車による人員、緊急物資等の輸送の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(協力の要請)

第1条 甲は、災害時における情報収集手段として必要があると認めるときは、乙に対し、電波法(昭和25年法律第131号)第52条第4号の規定による非常通信として、タクシー無線等により災害情報を収集し、その情報を提供すること(以下「情報提供等」という。)の協力を要請するものとする。

2 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、タクシー車による人員、緊急物資等の輸送(以下「緊急輸送」という。)の協力を要請するものとする。

3 前2項の規定による甲の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、口頭、電信等の方法により行うものとし、緊急輸送の要請をしたときは、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 要請する協力の内容
- (3) 緊急輸送の協力を要請する場合にあっては、必要とする車両台数
- (4) その他必要な事項

(要請に対する協力)

第2条 乙は、甲からの情報提供等の協力及び緊急輸送の協力の要請を受けたときは、速やかにこれに応じ、その要請内容の実現に努めるものとする。

(情報提供等の協力)

第3条 乙は、情報提供等の協力を要請された場合には、乙に帰属する会員からタクシー無線等により災害情報を収集し、速やかに湯河原町災害対策本部に、電話、口頭、電信等の方法により災害情報を提供するものとする。

(緊急輸送の協力の報告)

第4条 乙は、甲の要請に応じて緊急輸送の協力を行った場合には、速やかに次に掲げる事項を電話、口頭、電信等をもって甲に報告するものとし、後日、甲に文書を提出するものとする。

- (1) 従事した車両及び従事者名簿
 - (2) 従事時間、日数及び走向距離
 - (3) その他必要な事項
- (緊急輸送に要した費用の負担)

第5条 乙が甲の要請に応じて緊急輸送の協力を行った場合の費用は、甲が負担するものとする。この場合において、賃走によらず時間貸切り方法により甲がタクシーを借り上げたときの運送費用は、災害発生直前における適正な料金の額を基準として、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

(広域的な応援体制の整備)

第6条 乙は、災害時における所属会員相互の円滑な協力が図られるよう、災害に対処し得る整備並びに広域応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡担当部局)

第7条 乙は、甲からの要請による情報提供等の協力及び緊急輸送の協力を円滑に行うための連絡担当部局を定め、災害時に速やかに相互に連絡確認するものとする。

(災害補償)

第8条 第2条の規定による通信活動中及び緊急輸送中に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務により負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害になった場合の災害補償は、湯河原町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年湯河原町条例第18号)の規定の例により、その都度協議して行うものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定期間と更新)

第10条 この協定の有効期間は、平成14年11月22日から平成15年3月31日までとする。

- 2 甲又は乙から前項の期間満了の3月前までに相手方に対し、文書による別段の意思表示がない場合には、本協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため本書8通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成14年11月22日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 米 岡 幸 男

乙 湯河原町ハイヤー組合加盟社

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 366 番地の 1

伊豆箱根交通株式会社湯河原営業所

所 長 島 和 男

静岡県熱海市泉 32 番地の 6

泉タクシー株式会社

代 表 取 締 役 友 部 一 利

静岡県熱海市泉 230 番地の 1

有限会社共同自動車

代 表 取 締 役 和 田 芳 治

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 469 番地

箱根登山ハイヤー株式会社湯河原営業所

所 長 山 中 健

神奈川県足柄下郡湯河原町福浦 302 番地の 18

真鶴タクシー有限会社

代 表 取 締 役 三 野 弘 二

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥二丁目 6 番地の 10

門川ハイヤー有限会社

代 表 取 締 役 杉 山 文 男

神奈川県足柄下郡湯河原町宮上字道下 11 番地

湯河原タクシー株式会社

代 表 取 締 役 三 野 弘 二

(第 1 条関係様式)

号
年 月 日

様

湯河原町長

災害時タクシーによる緊急輸送の要請について

「災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定書」第 1 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり緊急輸送の要請をいたします。

項目	内容
(1) 災害の状況	
(2) 要請する協力内容	
(3) 必要とする車両台数	
(4) その他必要な事項	

(第4条関係様式)

号
年 月 日

湯河原町長 様

住 所
氏 名

災害時タクシーによる緊急輸送の報告について

「災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定書」第4条の規定に基づき、次のとおり緊急輸送の報告をいたします。

項目	内容
(1)従事した車両及び 従事者名簿	
(2)従事時間、日数及 び走行距離	
(3)その他必要な事項	

(第7条関係様式)

災 害 時 の 連 絡 担 当 部 局

(甲)	湯 河 原 町	連絡部課名	企画調整部防災課
		住 所	湯河原町中央二丁目2番地1
		電 話	63-2111

(乙)	湯 河 原 ハ イ ヤ ー 組 合	連絡部課名	伊豆箱根交通(株) タクシー配車センター湯河原営業所
		住 所	湯河原町宮上366番地の1
		電 話	62-2545
		連絡部課名	泉タクシー(株)
		住 所	熱海市泉32番地の6
		電 話	0557-81-8567(小嵐営業所)
		連絡部課名	(有)共同自動車 本社
		住 所	熱海市泉230番地の1
		電 話	62-3724
		連絡部課名	箱根登山ハイヤー(株) 湯河原営業所
		住 所	湯河原町宮上469番地
		電 話	62-3391
		連絡部課名	真鶴タクシー(有) 本社事務所
		住 所	湯河原町福浦302番地の18
		電 話	62-4887 夜間64-0221
		連絡部課名	門川ハイヤー(有)
		住 所	湯河原町土肥二丁目6番地の10
		電 話	62-2538
		連絡部課名	湯河原タクシー(株) 本社事務所
		住 所	湯河原町宮上字道下11番地
		電 話	63-4113

※連絡担当者等に変更が生じた時は、速やかに通知するものとする。

資料 4－13 災害時における物資の輸送等に関する協定

災害時における物資の輸送等に関する協定

湯河原町（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害時における物資の輸送等の業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、湯河原町内で地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急処理事態を含む。「以下「災害」という。」）が発生した場合又は湯河原町外で災害が発生し、被災地に対する支援（以下「支援」という。）を行う場合に、甲の要請により乙が業務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（業務内容）

第2条 この協定により、災害又は支援（以下「災害等」という。）の際に甲が乙に要請する業務は次の各号に掲げるものとする。

- （1） 甲が指定する場所への物資その他輸送が必要と認めるもの（以下、「物資等」という。）の輸送
- （2） 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

（業務の要請）

第3条 甲は、前条各号に関する業務の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

2 乙は、甲からの要請に対し、最大限応じるものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、原則、甲の負担とする。

2 第2条第1号に規定する物資等の輸送費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（従事者の損害補償）

第5条 甲は、第3条第2項の規定により業務に従事した者が、その者の責に帰することのできない理由により死亡し、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は、湯河原町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年湯河原町条例第18号）に基づきその損害を補償するものとする。ただし、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき又は死亡等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、その補償額の限度において損害補償の責を免れるものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第6条 乙は、第3条第2項の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員で協議の上、決定する。

3 乙又は乙の傘下団体の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

(業務における暴力団排除)

第7条 乙は、その業務に関し、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等が指定したもの又は条例第2条第5号の暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）を使用してはならない。

2 乙は、その業務に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、条例第23条第1項に掲げる行為をしてはならない。

3 乙は、その業務に関し、条例第23条第2項に掲げる行為をしてはならない。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を有するものとする。

附 則

1 昭和54年5月1日付で締結した「災害時における貨物自動車輸送の協力に関する協定」は、この協定書の締結日をもって廃止する。

2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 26 年 2 月 17 日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目 2 番地 1

湯河原町長 富 田 幸 宏

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 11 番地の 1
一般社団法人神奈川県トラック協会

会長 筒 井 康 之

資料 4－14 災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定書

災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と福浦漁業協同組合（以下「乙」という。）は、湯河原町内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して漁業用無線通信による災害情報の収集提供及び漁船による人員、緊急物資等の輸送の協力を要請することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時における情報収集手段として必要があると認めるときは、乙に対し、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号の規定による非常通信として、漁業用無線等により災害情報を収集し、その情報を提供すること（以下「情報提供等」という。）の協力を要請するものとする。

2 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、漁船による人員、緊急物資等の輸送（以下「緊急輸送」という。）の協力を要請するものとする。

3 前2項の規定による甲の要請は、次に掲げる事項を明らかにして、電話、口頭、電信等の方法により行うものとし、緊急輸送の要請をしたときは、後日、文書を提出するものとする。

（1）災害の状況

（2）要請する協力の内容

（3）緊急輸送の協力を要請する場合にあっては、必要とする漁船数

（4）その他必要な事項

（要請に対する協力）

第2条 乙は、甲からの情報提供等の協力及び緊急輸送の協力の要請を受けたときは、速やかにこれに応じ、その要請内容の実現に努めるものとする。

（情報提供等の協力）

第3条 乙は、情報提供等の協力を要請された場合には、乙に所属する組合員から漁業用無線により災害情報を収集し、これを整理した上で、速やかに湯河原町災害対策本部に、電話、口頭、電信等の方法により災害情報を提供するものとする。

（緊急輸送の協力の報告）

第4条 乙は、甲の要請に応じて緊急輸送の協力を行った場合には、速やかに次に掲げる事項を電話、口頭、電信等をもって甲に報告するものとし、後日、甲に文書を提出するものとする。

（1）従事した漁船名、トン数及び従事者名簿

（2）従事時間、日数

（3）その他必要な事項

(緊急輸送に要した費用の負担)

第5条 乙が甲の要請に応じて緊急輸送の協力を行った場合の費用は、甲が負担するものとする。この場合において、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

(広域的な応援体制の整備)

第6条 乙は、災害時における組合員相互の円滑な協力が図られるよう、災害に対処し得る設備並びに広域応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡担当部局)

第7条 乙は、甲からの要請による情報提供等の協力及び緊急輸送の協力を円滑に行うための連絡担当部局を定め、災害時に速やかに相互に連絡確認するものとする。

(災害補償)

第8条 第2条の規定による通信活動中及び緊急輸送中に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は当該業務により負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは身体障害になった場合の災害補償は、湯河原町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年湯河原町条例第18号）の規定の例により、その都度協議して行うものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

(協定期間と更新)

第10条 この協定の有効期間は、平成14年11月22日から平成15年3月31日までとする。

2 甲又は乙から前項の期間満了の3月前までに相手方に対し、文書による別段の意思表示がない場合には、本協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成14年11月22日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 米岡幸男

乙 湯河原町福浦495
福浦漁業協同組合
組合長代表理事 高橋資侑

(第 1 条関係様式)

号

年 月 日

福浦漁業協同組合

組合長代表理事 様

湯河原町長

災害時漁船による緊急輸送の要請について

「災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定書」第 1 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり緊急輸送の要請をいたします。

項 目	内 容
(1) 災害の状況	
(2) 要請する協力内容	
(3) 必要とする漁船数等	漁 船 隻 人 員 人
(4) その他必要な事項	

(第4条関係様式)

号
年 月 日

湯河原町長 様

湯河原町福浦495
福浦漁業協同組合
組合長代表理事

災害時漁船による緊急輸送の報告について

「災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定書」第4条の規定に基づき、
次のとおり緊急輸送の報告をいたします。

項 目	内 容
(1) 従事した漁船・トン数 及び従事者名簿	
(2) 従事時間、日数及び運 行距離	
(3) その他必要な事項	

(第7条関係様式)

災 害 時 の 連 絡 担 当 部 局

(甲)	湯 河 原 町	連絡部課名	総務部地域政策課
		住 所	湯河原町中央二丁目2番地1
		電 話	63-2111

(乙)	福 浦 漁 業 協 同 組 合	第1連絡先	福浦漁業協同組合
		住 所	湯河原町福浦495
		電 話	62-4879
		第2連絡先	
		住 所	
		電 話	
		第3連絡先	
		住 所	
		電 話	

※連絡担当者等に変更が生じた時は、速やかに通知するものとする。

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保修（以下「甲」という。）と、湯河原町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、湯河原町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 湯河原町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 湯河原町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年11月1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 冨 田 幸 宏

資料 4-16 災害時における避難収容施設等の提供に関する覚書
(湯河原温泉旅館協同組合)

災害時における避難収容施設等の提供に関する覚書

湯河原町を「甲」とし、湯河原温泉旅館協同組合を「乙」とし、湯河原町内に災害が発生し、観光客等の帰宅困難者対策として、避難収容施設等の必要が生じた場合、乙の組合員が所有する施設等の提供に関し、次のとおり覚書を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害時において観光客等の帰宅困難者に対する、避難収容施設等を確保する必要が生じ、かつ、乙の組合員が所有する施設の安全が確保されている場合は、乙に協力を要請する。

(協力)

第2条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは提供できる施設等の安全性を確認の上、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、協力する。

(提供施設の範囲)

第3条 提供する施設の範囲は、避難収容が可能な施設とする。

(費用負担)

第4条 食糧等生活必需品の配付、費用負担等については状況により甲乙協議して定める。

(協議)

第5条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その一通を保有する。

平成13年3月7日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 米岡幸男

乙 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上566番地
湯河原温泉旅館協同組合
理事長 高知尾朝行

資料 4-17 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書
(株式会社ユニマットそよ風「温泉ケアセンターそよ風」)

災害時における避難収容施設の使用に関する協定書

湯河原町(以下「甲」という。)と株式会社 ユニマットそよ風(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、要介護者、障害者等(以下「要援護者」という。)の対策として、避難収容施設を確保する必要が生ずる場合に、乙が所有する施設等の使用に関して、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、要援護者の安全を確保することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、要援護者に対する避難収容施設を確保する必要が生じ、かつ、乙の所有する施設等の安全が確保されている場合は、乙に協力を要請する。

(協力)

第3条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、提供できる施設等の安全性を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

(避難収容施設)

第4条 避難収容施設は、次の施設とする。

湯河原温泉ケアセンターそよ風(湯河原町宮上 771 番地の 24)

(手続等)

第5条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認し、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 避難収容施設の使用期間

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第6条 甲は、当該要援護者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第7条 要援護者の食糧、生活必需品費等その他、協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

(収容可能人員等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、収容可能人員、介護支援者数、必要物等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月1日

(甲) 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 富田幸宏

(乙) 東京都港区南青山2-12-14 ユニマット青山ビル
株式会社 ユニマットそよ風
代表取締役 渡邊信義

別添

第9条に規定する個人情報の保護のための遵守事項

(秘密の保持)

第1条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報は、その取扱いにより個人の権利及び利益を侵すことのないよう、最大限努めなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、甲が書面により承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(目的外使用の禁止)

第4条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報報を協定の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の管理)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報報をき損し、又は滅失することのないよう、安全な管理に努めなければならない。

(返還義務)

第7条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報報を業務終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

(事故報告)

第8条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報報の内容を漏洩し、き損し、又は滅失したときは、甲に速やかに報告し、甲の指示に従わなければならない。

資料 4-18 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書
(生活保健協会「ニューライフ湯河原」)

災害時における避難収容施設の使用に関する協定書 (生活保健協会)

湯河原町(以下「甲」という。)と財団法人生活保健協会(以下「乙」という。)
とは、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、要介護
者、障害者等(以下「要介護者等」という。)の対策として、避難収容施設を確
保する必要がある場合に、乙が所有する施設等の使用に関して、次のとおり
協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、要介護者等が避難を余儀なくされた
場合に、要介護者等の安全を確保することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、要介護者等に対する避難主要施設を確保する
必要が生じ、かつ、乙の所有する施設等の安全が確保されている場合は、乙
に協力を要請する。

(協力)

第3条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、提供できる施設等の安全
性を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由の限り、協力す
るものとする。

(避難収容施設)

第4条 避難収容施設は、次の施設とする。

介護老人保健施設 ニューライフ湯河原(湯河原町吉浜 1906 番地)

(手続等)

第5条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電
話等で確認し、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(1) 要介護者等の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 避難収容施設の使用期間

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第6条 甲は、当該要介護者等に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要介護者等を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努める
ものとする。

(費用負担)

第7条 要介護者の食糧、生活必需品費等その他、協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

(収容可能人員等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、収容可能人員、介護支援者数、必要物等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年8月26日

(甲) 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 米岡 幸男

(乙) 神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1906
財団法人 生活保健協会
ニューライフ湯河原
理事長 青木 通泰

別添

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱により個人の権利利益を侵害することのないよう、最大限努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(適正管理)

第3条 乙は、この協定による業務の処理のために取り扱う個人情報を漏えいし、き損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

(従事者の監督)

第4条 乙は、この協定による業務に従事する者(資料等の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後においても当該協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されることその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を収集するときは、取り扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外の利用及び提供の禁止)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するために取り扱う個人情報を当該協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(調査)

第8条 甲は、この協定による安全確保の措置の実施状況を調査するため必要があると認めるときは、実地に調査し、乙に対して必要な資料の提供を求め、又は必要な指示をすることができる。乙がこの協定による業務の処理に当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時に調査することができる。

(返還義務)

第9条 乙は、この協定による事務の処理のために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この協定による業務の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。甲の承諾を得て行った複写又は複製物についても、同様とする。

(事故報告)

第10条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報を漏えいし、き損し、又は滅失したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

資料 4-19 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書
(湯河原ゆうゆうの里)

災害時における避難収容施設の使用に関する協定書 (湯河原ゆうゆうの里)

湯河原町(以下「甲」という。)と財団法人 日本老人福祉財団 湯河原ゆうゆうの里(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、要介護者、障害者等(以下「要援護者」という。)の対策として、避難収容施設を確保する必要がある場合に、乙が所有する施設等の使用に関して、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、要援護者の安全を確保することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、要援護者に対する避難収容施設を確保する必要がある生じ、かつ、乙の所有する施設等の安全が確保されている場合は、乙に協力を要請する。

(協力)

第3条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、提供できる施設等の安全性を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

(避難収容施設)

第4条 避難収容施設は、次の施設とする。

財団法人 日本老人福祉財団 湯河原ゆうゆうの里(湯河原町吉浜 1855 番地)
(手続等)

第5条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認し、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 避難収容施設の使用期間

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第6条 甲は、当該要援護者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第7条 要援護者の食糧、生活必需品費等その他、協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

(収容可能人員等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、収容可能人員、介護支援者数、必要物等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年9月4日

(甲) 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 富田 幸宏

(乙) 神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1855
財団法人 日本老人福祉財団
湯河原ゆうゆうの里
施設長 木村 浩朗

別添

第9条に規定する個人情報の保護のための遵守事項

(秘密の保持)

第1条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報は、その取扱いにより個人の権利及び利益を侵すことのないよう、最大限努めなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、甲が書面により承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(目的外使用の禁止)

第4条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を協定の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の管理)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報をき損し、又は滅失することのないよう、安全な管理に努めなければならない。

(返還義務)

第7条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を業務終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

(事故報告)

第8条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報の内容を漏洩し、き損し、又は滅失したときは、甲に速やかに報告し、甲の指示に従わなければならない。

資料 4-20 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書
(シーサイド湯河原)

災害時における避難収容施設の使用に関する協定書

湯河原町(以下「甲」という。)と社会福祉法人 湯河原福祉会 シーサイド湯河原(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、要介護者、障害者等(以下「要介護者」という。)の対策として、避難収容施設を確保する必要がある場合に、乙が所有する施設等の使用に関して、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、要介護者が避難を余儀なくされた場合に、要介護者の安全を確保することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、要介護者に対する避難主要施設を確保する必要がある生じ、かつ、乙の所有する施設等の安全が確保されている場合は、乙に協力を要請する。

(協力)

第3条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、提供できる施設等の安全性を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由の限り、協力するものとする。

(避難収容施設)

第4条 避難収容施設は、次の施設とする。

社会福祉法人 湯河原福祉会 シーサイド湯河原(湯河原町吉浜 120 番地 1)

(手続等)

第5条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認し、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 要介護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 避難収容施設の使用期間

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第6条 甲は、当該要介護者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要介護者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第7条 要援護者の食糧、生活必需品費等その他、協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

(収容可能人員等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、収容可能人員、介護支援者数、必要物等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成19年9月4日

(甲) 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 富田 幸宏

(乙) 神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋627番地
社会福祉法人 湯河原福祉会
理事長 木村 幹良

別添

第9条に規定する個人情報の保護のための遵守事項

(秘密の保持)

第1条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱い)

第2条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報は、その取扱いにより個人の権利及び利益を侵すことのないよう、最大限努めなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、甲が書面により承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(目的外使用の禁止)

第4条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を協定の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 乙は、甲が承諾した場合を除き、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の管理)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報をき損し、又は滅失することのないよう、安全な管理に努めなければならない。

(返還義務)

第7条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を業務終了後、速やかに甲に返還しなければならない。

(事故報告)

第8条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報の内容を漏洩し、き損し、又は滅失したときは、甲に速やかに報告し、甲の指示に従わなければならない。

資料 4-21 災害時における駐車場等の一時使用に関する協定書
(ジェイコー湯河原病院)

災害時における駐車場等の一時使用に関する協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と独立行政法人地域医療機能推進機構湯河原病院（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害等が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙の所有する駐車場及び非常トイレ用マンホールを一時使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等により避難を余儀なくされた場合に、乙が所有する駐車場の一部及び非常トイレ用マンホール（以下「駐車場等」という。）を甲の協力要請により町民等が一時使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設等）

第2条 この協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 湯河原町中央二丁目21番地6

名 称 独立行政法人地域医療機能推進機構 湯河原病院
駐車場及び非常トイレ用マンホール

（要請）

第3条 甲は災害時等において、町民等の避難車両の駐車場及び非常トイレ用マンホールを確保する必要が生じ、かつ、乙の所有する駐車場等の安全が確保されている場合は、乙に協力を要請する。

（協力）

第4条 乙は甲からの協力の要請を受けたときは、提供できる駐車場等の安全性を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

（使用範囲）

第5条 甲と乙は、提供できる駐車場等の範囲をあらかじめ協議し、災害時における駐車場等の一時使用に関する報告書により定めておくものとする。

2 乙は甲から要請を受けたときは、その範囲を提供できるように努める。

（使用期間）

第6条 乙の駐車場を一時使用する期間は、原則として湯河原町防災コミュニティセンター及び町民体育館又はいずれかの施設に避難所を開設する場合で、町民等の避難車両が町民体育館駐車場の駐車台数を超える期間とする。ただし、駐車場の使用範囲の変更を余儀なくされる場合及び非常トイレ用マンホールの使用期間は、甲乙協議して対応するものとする。

2 前項の規定により使用期間が終了した後において、なおも駐車場から退去しない避難車両等があるときは、甲の責任によりその車両等を退去させるも

のとする。

（要請手続）

第7条 甲は、乙に対して駐車場等の一時使用を要請するときは、口頭又は電話等で行い、その後速やかに駐車場等使用届（様式第1号）を乙に提出するものとする。

2 甲は、乙の駐車場等の一時使用を終了するときは、口頭又は電話等で行い、その後速やかに駐車場等使用終了届（様式第2号）を乙に提出するものとする。

（費用負担）

第8条 甲がこの協定に基づいて、乙の駐車場等を使用した場合、その使用料は無料とする。ただし、乙がその他協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙の施設内の物品の破損、紛失等が生じたときは、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（個人情報の保護）

第9条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた時は、その都度、協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2か月前までに甲乙いずれかからも何も意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

令和2年9月29日

（甲） 湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 富田 幸宏

（乙） 湯河原町中央二丁目21番地6

独立行政法人地域医療機能推進機構 湯河原病院
院長 高取 吉雄

別添

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵害することのないよう、最大限努めなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この協定が終了した後においても、同様とする。

(適正管理)

第3条 乙は、この協定による業務の処理のために取り扱う個人情報を漏えいし、き損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。

(収集の制限)

第4条 乙は、この協定による業務を処理するため個人情報を収集するときは、取り扱う目的を明確にし、当該取扱目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外の利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この協定による業務を処理するために取り扱う個人情報を当該協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から提供を受けた、個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還義務)

第7条 乙は、この協定による業務の処理のために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この協定による業務の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。甲の承諾を得て行った複写又は複製物についても、同様とする。

(事故報告)

第8条 乙は、この協定による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報を漏えいし、き損し、又は滅失したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

災害時における駐車場等の一時使用に関する報告書

令和 2 年 月 日

湯河原町長 富田 幸宏 様

独立行政法人地域医療機能推進機構
湯河原病院 院長 高 取 吉 雄

次に掲げる施設が災害時における一時使用として利用できることを報告します。

施 設 名 称	独立行政法人地域医療機能推進機構 湯河原病院 駐車場及び非常トイレ用マンホール	
所 在 地	神奈川県足柄下郡 湯河原町中央二丁目 21 番地 6	
所 有 者 等	院 長 高取 吉雄	
規 模	延べ面積 4,668 m ²	
建 築 年	令和 2 年 7 月	
一時使用の位置	駐車場の一部（別紙配置図参照）	
一時使用の総面積	4,668 m ²	
受 入 可 能 数	駐車場	200(最大)台 ※ただし、台数は要請の際に調整を行う。(患者用 120 台、職員用 80 台)
	非常トイレ用 マンホール	3 箇所
受入可能期間	協定書に記載	

※ 案内図、配置図、平面図等を添付してください。

様式第 1 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

湯河原町長

災害時における駐車場等一時使用の要請について

「災害時における駐車場等の一時使用に関する協定書」第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり一時使用の要請をいたします。

項 目	内 容
災 害 の 状 況	
要 請 内 容	
必 要 数	駐車場 台 非常トイレ用マンホール 箇所
その他必要な事項	

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

湯河原町長

災害時における駐車場等一時使用の終了について

「災害時における駐車場等の一時使用に関する協定書」第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり一時使用を終了いたします。

項 目	内 容
駐車した車両台数	延べ 台
使用した非常トイレ用マンホール	箇所
使 用 期 間	
その他必要な事項	

資料 4-22 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書
(株式会社スタディー「ホテル四季彩」)

災害時における避難収容施設の使用に関する協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と株式会社スタディー（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合、甲が乙の宿泊施設に対して協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（受入れの要請）

第2条 甲は、被災者の緊急の受入れを乙に対して要請することができるものとする。なお、被災者については、市町村の区域外の被災者も含むこととする。

（受入れの受託）

第3条 乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、安全を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、可能な範囲で受託するものとし、甲の要請事項、指示に従い業務を行う。

（被災者収容施設）

第4条 被災者受入れ施設は次の施設とする。

ホテル四季彩（湯河原町宮上 235 番地）

（受入れ期間）

第5条 緊急の受入れを依頼できる期間は、応急仮設住宅への入居又は自宅、その他居住施設が確保されるまでの間とし、あらかじめ受入可能期間を甲に報告するものとする。なお、甲が3箇月を超える期間を要請する場合は、乙は少なくとも3箇月は受入れるものとする。

（受入れ人数）

第6条 受入れ可能な人数は、100人以上とし、あらかじめ受入れ人数を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、被災者に係る緊急受入れに伴う経費を受入れ施設に支払うものとする。

2 前項に規定する1人1日当たりの経費は、災害救助法施行細則による救助の程度等（平成24年5月11日告示第301号）第1条1号ア（ウ）（基本額）及び2号ア（ウ）に記載されているもの、又は災害規模等に応じて国が提示する金額とする。

(手続等)

第8条 甲は、第2条の規定により乙に受入を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにした書面を乙に提出するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りではない。

(1) 受入要請人数

(2) 受入要請期間

(実績報告)

第9条 乙は、被災者の緊急の受入を行った場合は、その受入状況を甲に報告するものとする。

(協力の効力及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から10年間をもって終了する。ただし、甲又は乙から期間満了1箇月前までに、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(質疑の解決)

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義を生じたときは、別に甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年8月1日

(甲) 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 富田 幸宏

(乙) 東京都豊島区南池袋一丁目10番地13
株式会社スタディー

代表取締役 木下 泰一

資料 4-23 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書
(株式会社ツクイ「ツクイ湯河原グループホーム」)

災害時における避難収容施設の使用に関する協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と株式会社 ツクイ（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、要介護者、障害者等（以下「要援護者」という。）の対策として、避難収容施設を確保する必要がある場合に、乙が所有する施設等の使用に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、要援護者の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、要援護者に対する避難収容施設を確保する必要があるし、かつ、乙の所有する施設等の安全が確保されている場合は、乙に協力を要請する。

（協力）

第3条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、提供できる施設等の安全性を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

（避難収容施設）

第4条 避難収容施設は、次の施設とする。

ツクイ湯河原グループホーム（湯河原町福浦 220 番地の 1）

（手続等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認し、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 避難収容施設の使用期間

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第6条 甲は、当該要援護者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第7条 要援護者の食糧、生活必需品費等その他、協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

(収容可能人員等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、収容可能人員、介護支援者数、必要物等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成21年6月24日

(甲) 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 富田幸宏

(乙) 足柄下郡湯河原町福浦220番地の1
ツクイ湯河原グループホーム

資料 4-24 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書
(社会福祉法人湯河原福祉会「湯河原老人ホーム」)

災害時における避難収容施設の使用に関する協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と社会福祉法人湯河原福祉会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、要介護者、障害者等（以下「要援護者」という。）の対策として、避難収容施設を確保する必要がある場合に、乙が所有する施設等の使用に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、要援護者の安全を確保することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、要援護者に対する避難収容施設を確保する必要があるし、かつ、乙の所有する施設等の安全が確保されている場合は、乙に協力を要請する。

（協力）

第3条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、提供できる施設等の安全性を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

（避難収容施設）

第4条 避難収容施設は、次の施設とする。

介護老人福祉施設 湯河原老人ホーム（湯河原町鍛冶屋 627 番地）

（手続等）

第5条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認し、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 避難収容施設の使用期間

（物資の調達及び介護支援者の確保）

第6条 甲は、当該要援護者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第7条 要援護者の食糧、生活必需品費等その他、協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

(収容可能人員等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、収容可能人員、介護支援者数、必要物等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成17年8月25日

(甲) 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 米岡幸男

(乙) 神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋627番地
社会福祉法人湯河原福祉会
理事長 木村幹良

資料 4-25 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書
(株式会社らいふ「ホームステーションらいふ湯河原」、「ホームステーションらいふ湘南かねか湯河原」)

災害時における避難収容施設の使用に関する協定書 (株式会社らいふ)

湯河原町(以下「甲」という。)と株式会社 らいふ(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、要介護者、障害者等(以下「要援護者」という。)の対策として、避難収容施設を確保する必要がある場合に、乙が所有する施設等の使用に関して、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、要援護者の安全を確保することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、要援護者に対する避難収容施設を確保する必要があると生じ、かつ、乙の所有する施設等の安全が確保されている場合は、乙に協力を要請する。

(協力)

第3条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、提供できる施設等の安全性を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

(避難収容施設)

第4条 避難収容施設は、次の施設とする。

- (1) ホームステーションらいふ湯河原(湯河原町土肥二丁目 14 番地の 28)
- (2) ホームステーションらいふ湘南かねか湯河原(湯河原町福浦吉浜 174 番地の 1)

(手続等)

第5条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認し、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 避難収容施設の使用期間

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第6条 甲は、当該要援護者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第7条 要援護者の食糧、生活必需品費等その他、協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

(収容可能人員等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、収容可能人員、介護支援者数、必要物等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月1日

(甲) 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 富田幸宏

(乙) 足柄下郡湯河原町土肥二丁目14番地28
天王洲セントラルタワー18階
株式会社 らいふ
代表取締役 吉田伸一

資料 4-26 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書
(ミモザ株式会社「ミモザ湯河原」、「ミモザ湯河原温々」)

災害時における避難収容施設の使用に関する協定書 (ミモザ株式会社)

湯河原町(以下「甲」という。)とミモザ株式会社(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、要介護者、障害者等(以下「要援護者」という。)の対策として、避難収容施設を確保する必要が生ずる場合に、乙が所有する施設等の使用に関して、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、要援護者が避難を余儀なくされた場合に、要援護者の安全を確保することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、要援護者に対する避難収容施設を確保する必要が生じ、かつ、乙の所有する施設等の安全が確保されている場合は、乙に協力を要請する。

(協力)

第3条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、提供できる施設等の安全性を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

(避難収容施設)

第4条 避難収容施設は、次の施設とする。

- (1) ミモザ湯河原(湯河原町中央一丁目 1613 番地 4)
- (2) ミモザ湯河原温々(湯河原町中央二丁目 8 番地 3)

(手続等)

第5条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認し、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 避難収容施設の使用期間

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第6条 甲は、当該要援護者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第7条 要援護者の食糧、生活必需品費等その他、協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

(収容可能人員等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、収容可能人員、介護支援者数、必要物等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月1日

(甲) 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 富田 幸宏

(乙) 東京都品川区南品川2丁目2番5号
ミモザ株式会社
代表取締役 森山 浩

資料 4-27 災害発生時等における帰宅困難者避難所として使用に関する協定（湯河原町商工会）

防 災 協 定

湯河原町（以下「甲」という。）と湯河原町商工会（以下「乙」という。）は、地震、台風、その他の様々な事象により、交通機関が正常機能を失い、帰宅困難者が発生した場合において、甲が乙の所有する湯河原町商工会館（以下「施設」という。）を帰宅困難者避難所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の協力を得ることにより、帰宅困難者発生時における、地域の混乱回避及び帰宅困難者の安全確保を目的に締結する。

（使用の要請）

第2条 甲は、乙の所有する施設を帰宅困難者避難所として使用する必要が生じた際は、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で要請するものとする。

（使用の承認）

第3条 乙は、前条に規定する要請を受けた場合には、帰宅困難者避難所として使用する施設の状況を調査し、速やかに回答するものとする。

（施設の使用上の責務）

第4条 甲は、施設の使用にあたり、乙が別に定める施設の管理規則を遵守し、甲の責任において適切に使用するものとする。その際、乙は甲の使用に協力するものとする。

（備蓄物資）

第5条 甲は、帰宅困難者避難所に提供する物資をあらかじめ準備する。乙は、その物資を保管する場所の確保について協力するものとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用に伴い、発生した費用に関しての負担は甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（使用期間）

第7条 施設の使用期間については、原則、災害等発生日から3日間とし、それ以上の期間を使用する必要がある場合は甲乙協議の上、定めるものとする。

(使用の終了)

第8条 甲は施設の使用を終了する場合は、施設を原状に復旧し、乙の確認を受けるものとする。

(損害弁済)

第9条 甲の使用に伴う施設、備品等の損壊、毀損等については、甲乙協議の上、弁済の要否及びその方法について決定するものとする。

(補償)

第10条 甲は、甲の要請によりこの協定に基づく業務に従事した者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡または負傷等した場合は、湯河原町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年湯河原町条例第18号）の限度において補償するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲乙双方署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年11月12日

甲 湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 富田 幸宏 印

乙 湯河原町土肥一丁目7番地1
湯河原町商工会
会 長 石倉 幸久 印

資料 4-28 大規模災害時における住民等のための協力に関する協定書
(神奈川県市町村職員共済組合「湯河原温泉ちとせ」)

大規模災害時における住民等のための協力に関する協定書

湯河原町(以下「甲」という。)と神奈川県市町村職員共済組合(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等の大規模災害が発生した場合に、乙の保有する神奈川県市町村職員共済組合湯河原温泉ちとせ(以下「施設」という。)における、住民、在勤者、在学者及び町内訪問者(以下「住民等」という。)の安全確保や生活環境などの応急対策を迅速に実施するための協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、前条で規定する協力を要請する必要がある場合には、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は要請内容に応じ、可能な限り協力を努めるものとする。ただし、やむを得ない事情により、協力要請に応じられない場合は、この限りではない。

(連絡体制)

第3条 甲は、前条で規定する協力要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにした要請書(様式第1号)により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができる。この場合において、甲は、事後において速やかに要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する協力内容
- (3) その他必要な事項

(協力内容)

第4条 第1条で規定する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、災害時において、住民等の避難収容施設として、甲と協力し、住民等の受け入をするものとする。
- (2) 乙は、災害時において、住民等へ飲料水等を提供するものとする。
- (3) 乙は、災害復旧時において、住民等へ応急給食を提供するため、調理設備を提供するものとする。
- (4) 乙は、災害復旧時において、住民等へ入浴を提供するため、入浴設備を提供するものとする。
- (5) 乙は、甲の防災備品の保管場所として、施設の一部を提供するものとする。

(受入期間)

第5条 前条第1号で規定する受け入れの期間は、被災者が自宅に帰宅又は甲が指定する避難収容施設に移動するまでの間とし、原則として、おおむね1週間程度とする。ただし、この期間を超えて受け入れを必要とする場合は、甲乙双方の協議により決定する。

(経費の負担)

第6条 第4条で規定する協力に要した経費は、原則として甲が負担する。

(協定外事項)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙双方で協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は平成21年12月1日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年11月18日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 富田 幸宏

乙 神奈川県横浜市中区山下町75番地
神奈川県市町村職員共済組合
理事長 笠間 城治郎

様式第 1 号 （第 3 条関係）

年 月 日

要 請 書

神奈川県市町村職員共済組合
理事長 様

湯河原町長

「大規模災害時における住民等のための協力に関する協定書」第 3 条の規定に基づき、次のとおり要請いたします。

項 目	内 容
被 害 の 状 況	
要請する協力内容	
その他必要な事項	

資料 4-29 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書

富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村 災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議に参加する市町村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの協定市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を受けた若しくは受けるおそれのある協定市町村（以下「被災市町村」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない若しくは実施できないと判断される場合に、災害対策基本法第67条に規定する趣旨に基づき、相互に応援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者を一時受入れるための施設の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の要請)

第3条 被災市町村は応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

(自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から前条の要請がない場合は、他の協定市町村は、自主的に応援に必要な活動を実施することができるものとする。

なお、自主的な応援活動の実施に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市町村の負担とする。

- 2 被災市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(指揮権)

第6条 被災市町村から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災市町村の長の指揮下にて活動するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市町村の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援する協定市町村が賠償の責めを負うものとする。

3 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市町村及び応援する協定市町村が協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町村が別に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定並びに水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

(実施細部)

第9条 この協定に定めるもののほか、相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める実施細目による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議会長市町村への同意書の提出をもって、協定が成立したものとみなす。

平成18年11月30日

静岡県	沼津市
静岡県	熱海市
静岡県	三島市
静岡県	富士宮市
静岡県	伊東市
静岡県	富士市

静岡県	御殿場市
静岡県	下田市
静岡県	裾野市
静岡県	伊豆の国市
静岡県	河津町
静岡県	南伊豆町
静岡県	松崎町
静岡県	函南町
静岡県	清水町
静岡県	長泉町
静岡県	小山町
静岡県	芝川町
静岡県	富士川町
神奈川県	小田原市
神奈川県	南足柄市
神奈川県	中井町
神奈川県	大井町
神奈川県	松田町
神奈川県	山北町
神奈川県	開成町
神奈川県	箱根町
神奈川県	真鶴町
神奈川県	湯河原町
山梨県	富士吉田市
山梨県	身延町
山梨県	道志村
山梨県	西桂町
山梨県	忍野村
山梨県	山中湖村
山梨県	鳴沢村
山梨県	富士河口湖町

富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村
災害時相互応援に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡担当部局の設置)

第2条 協定市町村は、災害時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を次条に規定する代表応援調整市町村に別表1により報告し、代表応援調整市町村はそれを取りまとめの上、他の協定市町村に周知するものとする。

(応援調整市町村等の設置)

第3条 協定市町村は、大規模災害時に被災市町村の被災状況に関する情報が錯綜し、十分な応援活動が実施できない場合も想定し、円滑に応援活動を実施するため、協定市町村を別に定める地域（以下「ブロック」という。）に区分し、各ブロックに応援調整市町村を定めておくものとする。

2 前項に規定するブロックは、静岡県、神奈川県、山梨県の各県を単位とする。

3 応援調整市町村は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長及び副会長市町村をもって充てるものとする。

4 応援調整市町村が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックに副応援調整市町村を定めておくものとする。

5 副応援調整市町村は、各ブロックの応援調整市町村以外の協定市町村の互選により選定するものとする。

6 応援調整市町村及び副応援調整市町村（以下「応援調整市町村等」という。）の任期は、原則として1年とする。

7 応援調整市町村は、各ブロックの次年度の応援調整市町村等を定めたときは、その協定市町村名を別表2により毎年3月末日までに富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長市町村である応援調整市町村（以下「代表応援調整市町村」という。）に報告するものとする。

8 代表応援調整市町村は、前項の報告を受けた場合には、とりまとめの上、速やかに、協定市町村に周知するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 協定第3条に規定する応援の要請は、次の事項を明らかにし、第2条の連絡担当部局を通じて別に定める様式により文書にて応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、口頭、電話又は電信（ファックス・メール等）により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 応援場所及び応援場所への経路

(3) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資の品名、数量等

(4) 協定第2条第3号に掲げる応援を要請するときは、被災者の人数

(5) 協定第2条第4号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種別人員及び派遣期間

(6) 前号各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

2 前項の応援要請を受けた協定市町村は、その内容について、速やかに、第3条に規定する自らが属するブロック（以下「ブロック内」という。）の応援調整市町村等へ報告するものとする。

3 応援要請を受けた協定市町村から、前項の規定に基づく報告を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。

4 前項の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村へ周知するものとする。

（応援の実施）

第5条 第4条第1項の規定による応援要請を受けた協定市町村は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

2 前項の規定により応援する協定市町村は、災害直後、職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

（自主的活動）

第6条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から第4条の規定に基づく要請がなく、かつ、被災市町村と連絡ができない場合には、協定市町村は、被災市町村からの応援要請に備え、次の各号により自主的に活動するものとする。

(1) 応援調整市町村等は、必要に応じ、応援調整市町村等が属するブロックの県とも連携し、ブロック内の被災市町村の被害状況について、速やかに、情報収集するとともに、その内容をブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。

(2) 前号の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容をブロック内の協定市町村へ周知するものとする。

(3) 第1号又は第2号の規定に基づく連絡を受けた協定市町村は、自らが可能な応援内容についてブロック内の応援調整市町村等に報告するものとする。

（訓練等の実施）

第7条 協定市町村は、協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練や情報交換等を実施するものとする。

（協定書の見直し）

第8条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については代表応援調整市町村が行うものとする。

この実施細目は、平成18年11月30日から施行する。

別表 2

実施細目第 3 条に規定するブロック及び応援調整市町村等は、次のとおりとする。

ブ ロ ッ ク 及 び 応 援 調 整 市 町 村 等

ブロック	応援調整市町村等		ブロック別協定市町村
	応援調整市町村	副応援調整市町村	
静 岡	沼津市	富士市	熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆の国市、河津町、南伊豆町、松崎町、函南町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、富士川町
神 奈 川	◎小田原市	南足柄市	中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山 梨	富士吉田市	富士河口湖町	身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村

※ 応援調整市町村の内、◎印は代表応援調整市町村を示す。

別記様式

実施細目第4条に規定する応援要請に係る文書の様式は、次のとおりとする。

第 号
年 月 日

様

住 所
氏 名

災害発生による応援要請について

富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書第3条の規定による応援要請を、同協定書実施細目第4条の規定に基づき、次のとおりいたします。

項 目	内 容
1 被害の状況	
2 応援場所 到達経路	
3 応援の種類及び 内 容	
4 応援を要する 職種別人員及び 派遣期間	
5 その他応援に 必要な事項	

資料 4-30 災害時における支援協力に関する協定書（マックスバリュ東海株式会社）

災害時における支援協力に関する協定書

湯河原町（以下「甲」という。）とマックスバリュ東海株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行なう支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙が調達する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙の本社総務部に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申し出を行ない、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第6条 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとると

ともに、その措置の状況を物資供給実施状況報告書にて甲に報告するものとする。

(物資の引渡し)

第7条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし乙の搬送が困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。ただし期日内における支払いが困難な場合は、甲乙協議の上で定めるものとする。

(物資の価格)

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(情報交換及び提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行ない、災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する甲及び乙の連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては総務部担当部長とする。

(協定の期間と効力)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 有効期間満了の日の前1ヶ月までに甲または乙から何らかの意思表示がないときはこの協定は当該有効期間満了の日の翌日からさらに1年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

3 この協定の改正または廃止は、甲または乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第 13 条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、
その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自 1
通を保有する。

令和 2 年 3 月 6 日

甲：神奈川県足柄下郡湯河原町中央 2 丁目 2 番地 1

湯河原町長

富田 幸宏

乙：静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1295 番地 1

マックスバリュ東海株式会社

代表取締役社長

神尾 啓治

別表（第4条関係）

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、ベビーフード、缶詰（イージーオープン） 生活必需品 紙おむつ（子供用、大人用）、生理用品、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、ウェットティッシュ、ゴミ袋、ろうそく、絆創膏、化膿止め、蚊取り線香（夏季） 使い捨てカイロ（冬季）	食料品 ご飯パック、食パン、レトルト食品、菓子類（ベビーフード含む）、介護食品 生活必需品 タオル、肌着、靴下、軍手、雑巾、ガムテープ、ビニール紐、カセットボンベ、歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、ハンドソープ、風邪薬、胃腸薬（下痢止め含む）、アルコール手指消毒液、うがい薬

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

マックスバリュ東海株式会社 様

湯河原町長

災害時における物資出荷の要請について

災害時における支援協力に関する協定書の第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第5条により、本要請に対する実施状況を、物資供給実施状況報告書にて報告願います。

記

1 要請する物資

日時	要請物資名	要請数量	搬送先	備考
月 日				

2 特記事項

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

湯河原町長 様

マックスバリュ東海株式会社

物資供給実施状況報告書

災害時における支援協力に関する協定書の第6条の規定に基づき、下記のとおり報告致します。

記

1 物資等供給数量

供給物資名	要請数量	供給数量	搬送先	備考

2 特記事項

資料 4-31 災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する
湯河原町と神奈川県葬祭業協同組合及び社団法人全国霊柩自動車協
会との協定書

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する
湯河原町と神奈川県葬祭業協同組合及び社団法人全国霊柩自動車
協会との協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と神奈川県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）
及び社団法人全国霊柩自動車協会（以下「丙」という。）は、湯河原町内に地震、風
水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における霊柩自動車・
棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に多数の死者が発生した場合における霊柩自動車・棺等
葬祭用品の供給及び附帯する業務等について、甲が乙及び丙に協力を要請できるこ
と、及びその場合の手続を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は災害時に霊柩自動車・棺等葬祭用品を必要とするときは、乙及び丙に対
し供給等の協力を要請することができることとし、乙及び丙は、実施細目で定める
霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、災害対策本部長が行う。

2 甲が乙及び丙に要請をするに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をも
って連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙及び丙に提出
するものとする。

- (1) 要請を行った災害対策本部長及び担当者の氏名
- (2) 要請した理由
- (3) 要請した霊柩自動車の台数及び棺等葬祭用品の供給等の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等業務）

第4条 甲の要請により、霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等に従事する者は、災害
対策本部長又は民生対策部防疫班等の指示に従い、遺体安置所等への供給等に従事
するものとする。

（報告）

第5条 乙及び丙は、前条の規定に基づき従事したときは、次に掲げる事項を口頭又
は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提
出するものとする。

- (1) 霊柩自動車の台数及び棺等葬祭用品の供給等の数
- (2) 履行期間及び履行場所
- (3) 従事者名簿
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第6条 霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に要した経費は、甲が負担する。

(経費の請求)

第7条 乙及び丙は、霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙及び丙から経費の支払いの請求があった場合は、速やかに乙及び丙の指定する者に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法に基づく基準額を参考として、甲、乙、丙協議し、決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙及び丙は、災害時における円滑な霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力が図れるよう、全日本葬祭業協同組合連合会各組合員のほか、広域応援体制、情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては災害対策本部長、乙にあつては神奈川県葬祭業協同組合理事長、丙にあつては社団法人全国霊柩自動車協会神奈川県支部長とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙及び丙は、霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の活動中に現認した災害情報を、積極的に災害対策本部に提供するものとする。

(通知)

第13条 甲は、災害時における円滑な霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力が図れるよう、霊柩自動車待機場所や棺等葬祭用品の供給場所等に関して重要な変更が生じたときは、その都度、乙及び丙に通知するものとする。

(協定実施の円滑化)

第14条 甲、乙、丙は、協定に基づく協力が円滑に行われるとともに、協定の実行性を高めるため、定期的に協議を実施するものとする。

(実施細目)

第15条 この協定の実施に関し必要な手続その他の事項は、甲、乙、丙協議して実施細目で定めるものとする。

(協定の期間)

第 16 条 この協定の期間は平成 13 年 9 月 27 日から適用し、平成 14 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲又は乙及び丙から期間満了 1 カ月前までに相手方に対し、書面による別段の意思表示がない場合は、本協定を 1 年間更新し、以後同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 13 年 9 月 27 日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目 2 番地 1

湯河原町長 米 岡 幸 男

乙 神奈川県横浜市南区永田東 2 丁目 1 番 20 号
ジョイフル井土ヶ谷 302
神奈川県葬祭業協同組合

理事長 芝 崎 成 光

丙 神奈川県横須賀市上町 2 - 6
社団法人 全国霊柩自動車協会

神奈川県支部長 近 野 栄 造

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する
湯河原町と神奈川県葬祭業協同組合及び社団法人全国霊柩自動車と
の協定実施細目

(趣旨等)

- 1 この実施細目は、災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する湯河原町と神奈川県葬祭業協同組合及び社団法人全国霊柩自動車協会との協定（以下「協定」という。）第2条、第3条第2項、第5条及び第15条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な手続その他の事項を定めるものとする。
- 2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(供給品目等)

- 3 協定第2条に規定する乙及び丙が甲に対する供給等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 内張り棺（8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）
 - (2) 骨壺（瀬戸白7寸を基準とし、箱覆、骨壺箱を含む。）
 - (3) ドライアイス
 - (4) 霊柩自動車
 - (5) その他必要な事項
- (供給等協力要請書)

- 4 協定第3条第2項に規定する甲が乙及び丙に提出する文書の様式は、様式第1のとおりとする。

(供給等の場所)

- 5 協定第4条に規定する供給等の場所は、災害対策本部長の指示する場所とする。
- (供給等協力報告書)

- 6 協定第5条に規定する乙及び丙が甲に報告する文書の様式は、様式第2のとおりとする。

(経費の請求方法)

- 7 協定第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

附 則

この実施細目は、平成13年9月27日から施行する。

様式第 1

年 月 日

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力要請書

様

湯河原町長 印
(湯河原町災害対策本部長)

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する湯河原町と神奈川県葬祭業協同組合及び社団法人全国霊柩自動車協会との協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

災害対策本部長 及び担当者名	TEL
口頭、電話等による 連絡の日時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
霊柩自動車の台 数及び 棺等葬祭用品の供給等 の数（内訳）	
履行期間及び履行場所	
そ の 他	

様式第 2

年 月 日

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力実績報告書

湯河原町長

様

印

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する湯河原町と神奈川県葬祭業協同組合及び社団法人全国霊柩自動車協会との協定第 5 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

連 絡 先	TEL
霊柩自動車の台数及び 棺等葬祭用品の供給等 の数（内訳）	
履行期間及び履行場所	
従 事 者	別紙名簿のとおり
そ の 他	

資料 4-32 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書

公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、地震、異常洪水その他の災害の場合において、公益社団法人日本水道協会神奈川県支部（以下「支部」という。）に所属する正会員（以下「会員」という。）が、相互間で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 支部の会員を別表第1に定めるとおり県東、県央及び県西の3ブロックに分け、各ブロックに代表会員を置くものとする。

前項に定める代表会員は、ブロックに属する会員の被災状況の把握に努めるものとする。

(連絡部課)

第3条 会員は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当副責任者を定め、第1号様式により毎年6月末までに支部長に提出するものとし、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに防災に関する情報を交換し合うものとする。

会員は、前項の規定により提出した内容に変更が生じた場合、支部長に速やかに連絡するものとする。

支部長は、前2項の規定により提出された内容を取りまとめ、各会員に送付するものとする。

(応援の要請)

第4条 被災会員が、他の会員の応援を求めようとするときは、法令その他の別段の定めがあるものを除くほか、前条第1項により定められた連絡担当部課を通じて、業務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するも

のとする。

2 要請を受けた会員は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

3 第1項の規定により応援要請をするときは、ブロックの代表会員を經由して要請内容を支部長に報告するものとする。

4 支部長は、会員相互の応援要請を円滑にするため、必要な措置をとることができる。

5 第1項に規定するほか、被災会員は、支部として応援体制を整えることを求めようとするときは、支部長に対し必要な措置を要請するものとする。

(事務の代理)

第5条 支部長である会員が被災し、適切な連絡調整を行うことができない場合は、別表第2に掲げる会員が、同表に掲げる順位により、この覚書における支部長の事務を代理するものとする。

2 ブロックの代表会員が被災し、適切な連絡調整を行うことができない場合は、別表第1に掲げるブロック内会員が、同表に掲げる掲載順位により、この覚書における代表会員の事務を代理するものとする。

(要請方法)

第6条 被災会員が、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明示し、口頭、電話、電報その他の情報通信手段により要請し、速やかに文書を送付するものとする。

(1) 被災状況

(2) 必要とする資機材、物資等の品目及び種類

(3) 応援を要する職種別人員

(4) 応援を要する期間

(5) 応援場所、到達経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、応援を要する必要な事項

（応援内容）

17条 各会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

- 〔1〕 応急給水活動
- 〔2〕 応急復旧活動
- 〔3〕 応急復旧資機材の供出
- 〔4〕 工事業者のあっせん
- 〔5〕 その他

前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として応急復旧終了するまでとする。

（防災情報の調査交換）

18条 各会員は、応援活動を円滑にするため、防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備状況並びに災害発生直後に応援に従事できる職員について調査し、その結果を第2号様式及び第3号様式により毎年6月末までに支部長に提出するものとする。

各会員は、前項に定めるもののほか、必要に応じて防災に関する情報を相互に交換するものとする。

支部長は前2項の提出表をとりまとめ、整理のうえ各会員に送付するものとする。

（応援体制）

19条 応援会員が職員を派遣するときは、災害の状況に応じ必要な食料、被服、資金等を携行するものとする。

応援会員が応援に派遣した職員（以下「応援職員」という。）は、応援要請会員の指示に従って応援に従事する。

応援職員は、応援会員名を表示する標識を着用しその身分を明らかにする。

(受入体制)

第10条 応援要請会員は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿泊のあつせんその他必要な便宜を供与するものとする。

2 応援要請会員が資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(業者)

第11条 前2条の規定は、応援会員が職員のほかに業者を派遣する場合について準用する。この場合において、前2条中「職員」とあるのは「業者」と読み替えるものとする。

(経費の負担)

第12条 第7条第1項各号に規定する応援に要する経費は、次のとおりとする。

- (1) 応援職員を派遣するに要する経費（派遣に伴い生じた派遣職員の半給及び旅費をいう。）は、応援要請会員が負担する。
 - (2) 応援物資の調達、応援職員とともに応援に従事する業者の派遣その他の援助に要する経費は、応援要請会員が負担する。
 - (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における見害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、応援要請会員の負担とする。
 - (4) 応援職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務従事中に生じたものについては、応援要請会員が、応援要請会員への往復途中に生じたものについては、応援会員が、その賠償の責に任ず。
- 2 前項に定める経費（応援会員の負担する経費は除く。）は、法令その他特別の措置により、応援会員に対して応援に要した経費への補填があった場合は、その金額を当該応援要請会員の負担額から除くものとする。

3 前2項の定めにより難いときは、関係会員が協議して定めるものとする。

(相互応援に関する特例)

第13条 支部長は、災害相互応援について、支部内での対応が困難なときは、会員からの要請に基づき、他支部の会員からの応援を求めるものとする。

2 他支部の会員が、地震、異常洪水その他の災害により被災した場合で、支部においてこれに係る応急給水、応急復旧等の応援要請を受けたときは、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(防災力の向上)

14条 会員は、災害発生時に会員間における応援活動を円滑に行えるよう、協力体制の確立に努め、平時から相互に協力して防災対応能力の向上を図るものとする。

(協議)

第15条 この覚書の実施に関し必要な事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

1 この覚書は、令和3年7月1日から適用する。

(公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書の廃止)

2 公益社団法人日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書(平成28年3月31日締結)は、廃止する。

神奈川県知事

横浜市 長

川崎市 長

小田原市 長

相模原市 長

座間市 長

秦野市 長

三浦市 長

南足柄市 長

横須賀市 長

神奈川県内広域水道企業団企業長

愛川町 長

大井町 長

開成町 長

中井町 長

箱根町 長

松田町 長

真鶴町 長

山北町 長

湯河原町 長

清川村 長

資料 4-33 災害応急工事に関する業務協定書（湯河原町管工事協同組合）

災害応急工事に関する業務協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と湯河原町管工事協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生する恐れがある場合の防止及び災害が発生した場合の復旧に係る工事（以下「災害応急工事」という。）の施行に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する公共上・下水道施設の機能の確保及び回復のため、災害応急工事を実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急工事を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請する。

（要請手続）

第3条 乙に対する甲の要請手続は、次の区分により行うものとする。

（1）連絡可能なときの要請

通常の連絡方法が可能なときは、電話等により乙に出動を要請し、あわせて災害の場所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。

（2）連絡不可能なときの要請

災害により通信等が途絶し、連絡不可能なときは、甲の要請がない場合でも、乙の判断により応急復旧が必要であると認めるときは、施工業者に応急工事を施工させるものとする。

（協力活動）

第4条 施工業者は、甲が現場に派遣した職員の指示に従い、災害応急工事を実施するものとする。

2 災害応急工事の現場に前項の職員が派遣されていないときは、施工業者は本協定の趣旨に基づいて工事を実施するものとする。

（着工報告）

第5条 乙は、施工業者が災害応急工事に着手したときは、その状況を速やかに別紙様式1により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、事後別紙様式1を提出するものとする。

（費用の立替）

第6条 第4条の活動に要した費用は、施工業者が一時立替えておくものとする。

（清算単価）

第7条 前条の規定により施工業者が一時立替をした費用の清算単価は、災害発生時の神奈川県積算基準等によるものとする。

(費用の支払)

第8条 甲は、第6条の規定により施工業者が一時立替をした費用については、施工業者の請求(別紙様式2)に基づき施工業者と協議の上支払うものとする。

(災害補償)

第9条 第2条の規定に基づき災害応急工事に従事した者が、死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する災害補償は、労働者災害補償保険法の適用がない場合には、湯河原町消防団員等公務災害補償条例の規定の例により、その都度協議して行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 要請及び協力等に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては観光産業部長を、乙においては理事長を連絡責任者とする。

(協議)

第11条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成8年2月29日からとし、甲、乙何らかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成8年2月29日

甲 湯河原町中央2丁目2番地1
湯河原町長 米岡幸男

乙 湯河原町城堀81番地3
湯河原管工事協同組合
理事長 杉山哲夫

資料 4-34 地震等災害時の相互応援に関する協定

地震等災害時の相互応援に関する協定

熱海市（以下「甲」という。）と湯河原町（以下「乙」という。）とは、地震等による災害時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の趣旨に基づき、地震若しくはその他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、経済圏、生活圏を一つにする両市町は、県域を超えて広域的にその対応を実施する必要があるため、基本的な事項について定めるものとする。

（相互応援の内容）

第2条 相互応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集・伝達に関すること。
- (2) 消防・水防活動に関すること。
- (3) 避難に関すること。
- (4) 救援・救護に関すること。
- (5) 生活関連施設の応急対策に関すること。
- (6) 公共土木施設等の応急対策に関すること。
- (7) 環境衛生等の応急対策に関すること。
- (8) その他両市町が応援を必要とすること。

2 前項の応援の内容は、人的、物的応援とする。

（応援の要請等）

第3条 応援の要請、その他相互応援に関する連絡は、連絡担当部局を定めて行うものとする。

2 連絡担当部局は、毎年4月末日までに相互に通知するものとする。

（要請の方法）

第4条 応援を要請するときは、文書により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。

2 応援の要請を求められたときは、特別の事情のない限り、その求めに応ずるものとする。

（指揮権）

第5条 応援要請に基づき、応援業務に従事する者は、応援要請市町長の指揮下に行動するものとする。

（費用の負担）

第6条 応援に要した費用は、法令その他、特別に定めのあるものを除き、応

援の要請を求めた市町が負担するものとする。

(災害補償等)

第7条 第2条に定める応援業務に従事した者が、その業務により死亡、若しくは負傷又は疾病にかかった場合における災害補償は、応援を行った市町が負担するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定を排除するものではない。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲、乙、協議してこれを定めるものとする。

2 この協定の内容に疑義が生じた場合にも前項と同様とする。

附 則

この協定は、平成7年2月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印し、各自1通を保有するものとする。

平成7年2月1日

甲 熱海市長 川口市雄

乙 湯河原町長 丸山孝夫

資料 4-35 湯河原町と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定

湯河原町と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 湯河原町及び豊島区は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職、その他行政事務に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- (6) 住民・地元企業・団体等への被災地支援の呼びかけ
- (7) その他、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 災害の内容及び被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 前条第4号及び第5号に掲げるものの人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第4条 湯河原町及び豊島区のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、被災していない自治体は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

(連絡の窓口)

第5条 湯河原町及び豊島区は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(物資の輸送等)

第6条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

(1) 応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。
ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

(2) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

(資料・情報の交換)

第9条 湯河原町及び豊島区は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(指揮権)

第10条 応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月20日

神奈川県湯河原町

湯河原町長 富 田 幸 宏

東京都豊島区

豊島区長 高 野 之 夫

資料 4－36 湯河原町と立山町との非常災害時における相互応援に関する協定

湯河原町と立山町との非常災害時における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 湯河原町及び立山町は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、発電機、車両等の資器材の提供又は貸与
- (3) 医療職、技術職、技能職、その他行政事務に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- (6) 住民・地元企業・団体等への被災地支援の呼びかけ
- (7) その他、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに公文書を送付するものとする。

- (1) 災害の内容及び被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 前条第4号及び第5号に掲げるものの人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第4条 湯河原町及び立山町のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、被災していない自治体は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

(連絡の窓口)

第5条 湯河原町及び立山町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(物資の輸送等)

第6条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、応援を要請した自治体が実施するものとする。ただし、応援を要請した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、応援を受けた自治体の負担とする。

2 応援を受けた自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

(1) 応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援を行った自治体はその災害補償をする。
ただし、被災した自治体において行った救急治療の費用は、被災した自治体の負担とする。

(2) 応援職員が応援活動中に第三者に損害を与えた場合は、被災した自治体はその損害を補償する。

(資料・情報の交換)

第9条 湯河原町及び立山町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(指揮権)

第10条 応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月20日

神奈川県湯河原町

湯河原町長 富 田 幸 宏

富山県立山町

立山町長 舟 橋 貴 之

資料 4-37 湯河原町と三原市との災害時における相互応援に関する協定

湯河原町と三原市との災害時における相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 湯河原町及び三原市は、相互協力の友愛的精神に基づき、いずれかの自治体の地域において災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって、被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品等の救助救援用物資の提供
- (2) 医療、防疫資器材、車両等の資器材の提供又は貸与
- (3) 技術職、技能職、その他行政事務に従事する職員（以下「応援職員」という。）の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- (6) 住民・地元企業・団体等への被災地支援の呼びかけ
- (7) その他、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、ファクシミリ、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の内容及び被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第3号に掲げるものの職種別人員
- (4) 前条第4号及び第5号に掲げるものの人数及び期間等
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第4条 湯河原町及び三原市のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、被災していない自治体は直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。この場合には、第3条の要請により実施したものとみなす。

(連絡の窓口)

第5条 湯河原町及び三原市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(物資の輸送等)

第6条 救援物資、資器材、人員等の輸送は、原則として、被災した自治体が実施するものとする。ただし、被災した自治体による輸送が困難な場合には、応援を行う自治体にこれを依頼することができる。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、被災した自治体の負担とする。

2 被災した自治体が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ被災した自治体から要請があった場合には応援を行う自治体が、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第8条 応援職員の災害補償等については、次のとおりとする。

(1) 応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、両自治体で協議し、その公務災害補償をする。

(2) 応援職員が被災した自治体への出勤、帰路途中及び応援活動中において、第三者に損害を与えた場合は両自治体で協議し、その損害を補償する。

(資料・情報の交換)

第9条 湯河原町及び三原市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、毎年、一定の時期に、地域防災計画をはじめ災害に関する情報・資料を相互に交換するものとする。

(指揮権)

第10条 応援活動に従事する応援職員は、被災した自治体の災害対策本部長の指揮のもとに行動するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項は、各自治体が協議して決定するものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月20日

神奈川県湯河原町

湯河原町長 富 田 幸 宏

広島県三原市

三原市長 天 満 祥 典

資料 4－38 県西地域広域市町村圏災害時における相互援助に関する協定書

災害時における相互援助に関する協定書

(趣旨)

第1条 県西地域市町村圏を構成する市町（以下「関係市町」という。）の区域において、大規模な災害が発生した場合における相互援助協力に関しては、この協定に定めるところによる。

(連絡担当部課)

第2条 関係市町は、別表のとおり相互援助に関する連絡担当部課を定め、大規模な災害が発生し援助を受けようとするときは、速やかに関係市町に連絡するものとする。

(援助の種類)

第3条 この協定による援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需品及びこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 住民及び観光客等の滞留者を一時収容する施設への受入れ
- (4) 救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) ヘリコプターの臨時離着陸場の相互利用
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災関係市町が特に必要があると認めたもの

(援助要請の手続)

第4条 援助を受けようとする関係市町は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、援助を行った関係市町に対して、速やかに文書（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げるものの品名、規格、数量、人員等
- (3) 前条第4号に掲げる職員の事務職、技術職、技能職の職種別人員
- (4) 援助を受ける場所及びその到達経路
- (5) 援助を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(援助経費の負担)

第5条 援助に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号に定めるところとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、援助を行う関係市町が負担する。

(2) 救援物資の調達その他援助に要する経費は、援助を受ける関係市町が負担する。

(災害補償等)

第6条 第3条第4号の規定により派遣した職員（次項において「派遣職員」という。）が、救助、応急復旧等の活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかった場合又はその活動により負傷し、疾病にかかったことにより障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する損害賠償の責めは、派遣した関係市町が負うものとする。

2 派遣職員が公務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災した関係市町への往復途中に生じたものを除き、派遣を受けた関係市町がその賠償の責めを負うものとする。

(情報の交換)

第7条 関係市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期間)

第9条 この協定は、平成8年2月23日から施行する。

この協定の成立を証するため、関係市町が署名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成8年2月23日

県西地域広域市町村圏

小田原市長 南足柄市長 中井町長 大井町長 松田町長 山北町長

開成町長 箱根町長 真鶴町長 湯河原町長

立会人 神奈川県足柄上地区行政センター所長
神奈川県西湘地区行政センター所長

資料 4-39 全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定書

全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定書

全国梅サミット協議会加盟市町（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 条の 2 及び第 8 条第 2 項第 12 号の規定に基づき、いずれかの市町域において災害が発生し、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応急対策及び復旧活動に必要と認められる事項

（応援要請の手続き）

第 2 条 応援を要請しようとする被災市町は、次の事項を明らかにし、第 6 条に定める連絡担当部局を通じて、応援を要請するものとする。この場合において、被災市町は次の事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号まで掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された協定市町は、これに応じ応援に努めるものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、協定市町において激甚な災害が発生したことが明らかな場合は、協定市町が自主的判断により応援を実施することができるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要する経費は、応援を要請する被災市町が負担する。

- 2 応援を要請する市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町から要請があった場合には、応援を要請された協定市町は、一時繰替支弁することができる。

(災害補償等)

第5条 第1条及び第2条の規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、被災市町が賠償の責めを負い、被災市町への往復経路の途中で生じたものについては、応援を行う協定市町が賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第6条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする（資料の交換）

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

- 2 協定市町は、地域防災計画その他の参考資料を改訂したときは、他の協定市町にそれを送付するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定は、協定市町及び協定市町の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

この協定の締結を証するため、本協定書 12 通を作成し、協定市町は記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

附 則

この協定は、平成 25 年 3 月 9 日から効力を生ずる。

平成 25 年 3 月 9 日

茨城県水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号

水戸市

代表者 水戸市長 高橋 靖

群馬県安中市安中一丁目 23 番 13 号

安中市

代表者 安中市長 岡田 義弘

埼玉県入間郡越生町大字越生 900 番地 2

越生町

代表者 越生町長 新井 雄啓

東京都青梅市東青梅一丁目 11 番地 1

青梅市

代表者 青梅市長 竹内 俊夫

神奈川県小田原市荻窪 300 番地

小田原市

代表者 小田原市長 加藤 憲一

静岡県熱海市中央町1番1号

熱海市

代表者 熱海市長 齊藤 栄

愛知県知多市緑町1番地

知多市

代表者 知多市長 加藤 功

奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

代表者 奈良市長 仲川 元庸

和歌山県日高郡みなべ町芝742番地

みなべ町

代表者 みなべ町長 小谷 芳正

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町

代表者 湯河原町長 富田 幸宏

福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号

太宰府市

代表者 太宰府市長 井上 保廣

静岡県伊豆市小立野38番地の2

伊豆市

代表者 伊豆市長 菊地 豊

資料 4-40 災害応急工事に関する業務協定書（湯河原町建設振興会）

災害応急工事に関する業務協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と湯河原町建設振興会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生する恐れがある場合の防止及び災害が発生した場合の復旧に係る工事（以下「災害応急工事」という。）の施行に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理する公共土木施設の機能の確保及び回復のため、災害応急工事を実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急工事を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請する。

（要請手続）

第3条 乙に対する甲の要請手続は、次の区分により行うものとする。

（1）連絡可能なときの要請

通常の方法が可能なときは、電話等により乙に出動を要請し、あわせて災害の場所、被害状況、工事内容等について連絡するものとする。

（2）連絡不可能なときの要請

災害により通信等が途絶し、連絡不可能なときは、甲の要請がない場合でも、乙の判断により応急復旧が必要であると認めるときは、施工業者に応急工事を施工させるものとする。

（協力活動）

第4条 施工業者は、甲が現場に派遣した職員の指示に従い、災害応急工事を実施するものとする。

2 災害応急工事の現場に前項の職員が派遣されていないときは、施工業者は本協定の趣旨に基づいて工事を実施するものとする。

（着工報告）

第5条 乙は、施工業者が災害応急工事に着手したときは、その状況を速やかに別紙様式1により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、事後別紙様式1を提出するものとする。

（費用の立替）

第6条 第4条の活動に要した費用は、施工業者が一時立替えておくものとする。

（精算単価）

第7条 前条の規定により施工業者が一時立替えをした費用の精算単価は、災害発

生時の神奈川県積算基準等によるものとする。

(費用の支払)

第8条 甲は、第6条の規定により施工業者が一時立替えをした費用については、施工業者の請求（別紙様式2）に基づき施工業者と協議の上支払うものとする。

(災害補償)

第9条 第2条の規定に基づき災害応急工事に従事した者が、死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する災害補償は、労働者災害補償保険法の適用がない場合には、湯河原町消防団員等公務災害補償条例の規定の例により、その都度協議して行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 要請及び協力等に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては土木を担当する部長を、乙においては代表を連絡責任者とする。

(協議)

第11条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成19年6月27日からとし、甲、乙何らかの申し出がない場合は継続するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年6月27日

甲 湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町
湯河原町長 富田幸宏

乙 湯河原町土肥一丁目15番地の2
湯河原町建設振興会
代表
有限会社 二見建設
代表取締役 二見高彰

別紙様式1

災 害 応 急 工 事 着 工 報 告 書

路 線 名 等	工 事 箇 所 (目 標)	着 工 月 日	完成予定月日	工 事 概 要	見 込 工 事 費	施 工 業 者		被 害 の 状 況	備 考
						社 名	責任者		
					千円				

請 求 書

下記の災害応急工事にかかる費用を、次のとおり請求します。

年 月 日

所在地

会社名

代表社名

印

1 請求金額 金 円

2 災害応急工事施行箇所

3 支弁費用の明細
支弁費用の明細は別紙のとおり

資料 4-41 災害時における相互協力に関する協定書（湯河原町社会福祉協議会）

災害時における相互協力に関する協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、湯河原町内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、相互援助精神に基づき、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第 1 条 甲は、災害が発生し、次の事項について乙に協力を要請する必要があると認めるときは、文書により協力を要請することができる。ただし、緊急の場合は、口頭、電話又はファクス等により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 湯河原町災害救援ボランティア支援センターの設置
- (2) 湯河原町災害救援ボランティア支援センターの運営
- (3) その他災害救援ボランティア支援センターの運営に関する必要な事項

（協力の実施）

第 2 条 乙は、前条に規定する要請を受けたときは、これに応じて協力するよう努めなければならない。

- 2 乙は、前項の要請を実施するに当たっては、湯河原町地域防災計画に定める「ボランティア活動への支援」に基づき行うものとする。

（連絡体制の整備）

第 3 条 甲及び乙は、第 1 条に規定する要請に基づく協力を円滑に行うため、日頃から災害情報等に関する連絡体制の整備に努める。

- 2 甲及び乙は、前項の連絡体制を整備するため、それぞれの連絡責任者を置くものとし、甲にあつては災害対策本部総務対策部管理班班長が、乙にあつては事務局長がその任に当たるものとする。

（防災訓練への参加）

第 4 条 甲は、自らが主催する訓練において、乙の参加が必要と認めるときは、乙に対し訓練の参加について要請を行うことができる。

- 2 乙は、前項の要請を受けた場合、可能な限り参加・協力を行うものとする。

（情報の交換）

第 5 条 甲及び乙は、この協定書に基づく協力が円滑に行われるよう、防災計画及び協力要請事項に関し、定期的に情報を交換する。

(効力の発生)

第6条 この協定書は、締結の日から効力を発生する。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項、又はこの協定書に関し疑義を生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議するものとする。

(協定の改正)

第8条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議の上改訂することができる。

(期間)

第9条 この協定書の有効期間は、締結の日から平成22年3月31日までとする。
ただし、協定期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による意思表示がない場合は、引続き1年間自動延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年7月7日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 富田幸宏

乙 神奈川県足柄下郡湯河原町城堀57番地
社会福祉法人 湯河原町社会福祉協議会
会長 木村昌夫

資料 4-42 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定
(神奈川県市町村会)

災害時における神奈川県内の市町村の相互応援協定に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災した市町村単独では災害応急対策及び災害復旧対策(以下「応急対策」という。)を十分に実施できない場合等に備え、県内の各地域ブロックごとの自立的な連携体制を強化するとともに、地域ブロック相互間での協力体制を構築することで、県内の市町村間での相互応援の迅速かつ円滑な遂行を図り、併せて県外の災害に対しても、この相互応援体制を活用して迅速な応援を行うための基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域ブロック 県域を各地域県政総合センターの所管区域並びに横浜市及び川崎市の区域に分割したそれぞれの区域をいう。
- (2) 地域調整本部 市町村間の相互応援を円滑に実施するため、横浜市及び川崎市以外の地域ブロックごとに当該地域県政総合センター所長を本部長として設置する臨時の組織をいう。
- (3) 市町村応援本部 他の市町村への応援を円滑に実施するため市町村が設置する臨時の組織をいう。
- (4) 市町村連絡員 市町村における応急対策や市町村相互間の応援を円滑に実施するため、県内市町村に派遣する県職員をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 応急対策に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 避難、救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (4) 各号に定めるもののほか、特に要求があった事項

(県の役割)

第4条 県は、災害情報の収集に努めるとともに、地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村の相互応援を調整するものとする。

2 県は、県内及び県外地域において災害が発生した場合で、知事が必要と認めると

きは、被災地に広域災害時情報収集先遣隊（以下「先遣隊」という。）を派遣して、災害情報の収集、伝達及び応急対策に関する連絡調整を行わせるものとする。

（市町村の役割）

第5条 市町村は、他市町村に対する応援体制を常に整えておくとともに、所在する地域ブロックの地域調整本部との調整により、他市町村に対する応援を実施するものとする。

（地域調整本部の設置）

第6条 県は、県内で災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができないとき、又はそのおそれがあるときで、市町村間の相互応援が必要と認めるときは、必要な地域ブロックに地域調整本部を設置するものとする。

（市町村応援本部の設置）

第7条 市町村は、所在する地域ブロックに地域調整本部が設置され、当該市町村長が必要と認めるときは、市町村応援本部を設置するものとする。

（市町村連絡員の派遣）

第8条 地域県政総合センターは、県内で災害が発生し、所管する地域ブロック内の市町村が災害対策本部又は市町村応援本部を設置し、市町村連絡員の派遣を求めた場合、又は甚大な被害が発生したと見込まれる場合は、市町村連絡員を派遣して、災害情報の収集、伝達等を行わせるものとする。

2 地域県政総合センターは、前項に規定する市町村連絡員を派遣できないときは、県安全防災局に、当該市町村への市町村連絡員の派遣を依頼するものとする。

（地域ブロック内での相互応援）

第9条 地域調整本部は、所管する地域ブロック内において、被災した市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合、又は市町村から応援の調整を求められた場合は、被災市町村への応援の実施について、地域ブロック内の他の市町村と調整するものとする。

（地域ブロックをまたがる相互応援）

第10条 被災地を抱える地域調整本部は、地域ブロック内での相互応援だけでは、十分な応急対策を実施することができない場合、又はそのおそれがある場合は、県安全防災局に、他の地域ブロックの市町村による応援の調整を依頼するものとする。

2 県安全防災局は、前項の規定による依頼を受けたときは、他の地域調整本部に応援内容を伝達し、当該地域ブロック内の市町村による応援の調整を依頼するものとする。ただし、横浜市及び川崎市に対しては、直接応援を依頼するものとする。

(県外地域に対する応援の調整)

第 11 条 県は、県外地域で災害が発生し、先遣隊等からの情報により、応援の必要を認めた場合、又は他都道府県等から応援要請があった場合は、必要に応じて、地域ブロックを指定して地域調整本部を設置するものとする。

2 県外地域に対する県内市町村の応援の調整は、前条第 2 項の規定を準用するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第 12 条 県内の市町村相互間の応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、応援を受けた市町村と応援を行った市町村が、その都度協議して定めるものとする。

3 県外地域に対する応援に要した費用は、国、神奈川県以外の都道府県、県外の市町村等からの要請や、個別の協定等に基づいて実施した場合は、それぞれの定めに従うこととし、県または県内市町村の判断で、自主的に応援を実施した場合は、原則として、応援を実施した県又は市町村が負担するものとする。

(他の協定等との関係)

第 13 条 この協定は、既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等による応援を妨げるものではない。

(委任規定)

第 14 条 この規定に定めるもののほか、応援の手続等の協定の実施に関し必要な事項は別に定める。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項については、その都度、県及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本協定書 3 通を作成し、それぞれ署名の上、各 1 通を保有する。

平成 24 年 3 月 29 日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治

神奈川県市長会会長

茅ヶ崎市市長 服 部 信 明

神奈川県町村会会長

箱根町市長 山 口 昇 二

神奈川県市長会

横浜市市長	林	文 子
川崎市市長	阿 部	孝 夫
相模原市市長	加 山	俊 夫
横須賀市市長	吉 田	雄 人
平塚市市長	落 合	克 宏
鎌倉市市長	松 尾	崇 夫
藤沢市市長	鈴 木	恒 夫
小田原市市長	加 藤	憲 一
茅ヶ崎市市長	服 部	信 明
逗子市市長	平 井	竜 一
三浦市市長	吉 田	秀 男
秦野市市長	古 谷	義 幸
厚木市市長	小 林	常 良
大和市市長	大 木	哲 子
伊勢原市市長	長 塚	幾 子
海老名市市長	内 野	優 子
座間市市長	遠 藤	三 紀 夫
南足柄市市長	加 藤	修 平
綾瀬市市長	笠 間	城 治 郎

神奈川県町村会

葉山町市長	山 梨	崇 仁
寒川町市長	木 村	俊 雄
大磯町市長	中 崎	久 雄
二宮町市長	坂 本	孝 也
中井町市長	尾 上	信 一
大井町市長	間 宮	恒 行
松田町市長	島 村	俊 介
山北町市長	湯 川	裕 司
開成町市長	府 川	裕 一
箱根町市長	山 口	昇 士
真鶴町市長	青 木	健 宏
湯河原町市長	富 田	幸 夫
愛川町市長	山 田	登 美 夫
清川村市長	大 矢	明 夫

資料 4-43 神奈川県下消防相互応援協定書

神奈川県下消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第1条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止するとともに火災の原因及び消火のために受けた損害の調査（以下「火災調査」という。）を実施し安寧秩序を保持することをもって目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第1に定める区域に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行なうもの。

(2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行なうもの。

(3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援（火災調査を含む。）を特に必要とする場合で、市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行なうもの。

第3条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行なう協定市町の消防長が決定するものとする。

第4条 特別応援の要請を行なう場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他

第5条 応援要請（覚知による自動出場を含む。）を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止むを得ない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、

この限りではない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

- (1) 通常応援及消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。
- (2) 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。
- (3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、災害地において行なった救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。
- (4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通知するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条 この協定は昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和47年8月25日に締結した消防相互応援協定。

この協定を証するため本書23通を作成し、記名押印の上各1通を保有するものとする。

昭和50年7月25日

附則

この協定の第2項第1号については、昭和56年8月25日から効力を生ずる。
(昭和56年8月25日締結)

附則

この協定は、平成2年7月1日から施行する。
(平成2年6月19日締結)

附則

この協定は、平成12年4月1日から施行する。
(平成12年4月13日締結)

附則

この協定は、平成16年8月20日から施行する。
(平成17年1月11日締結)

附則

この協定は、平成18年3月20日から施行する。
(平成18年3月20日締結)

附則

この協定は、平成18年8月18日から施行する。
(平成18年8月18日締結)

附則

この協定は、平成25年4月19日から施行する。
(平成25年4月19日締結)

附則

この協定は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月21日締結)

附則

この協定は、令和4年4月1日から施行する。
(令和4年3月23日締結)

附則

この協定は、令和4年8月29日から施行する。
(令和4年8月29日締結)

資料 4-4-4 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領

神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領

1 目的

この航空機特別応援実施要領（以下「要領」という。）は、神奈川県下消防相互応援協定第2条第3号の規定に基づき、災害発生地の市町が他の市町による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「航空機特別応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑、かつ、迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 対象とする災害

航空機特別応援の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

3 航空機特別応援の種別

航空機特別応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動含む。）
- (4) 救急出場
救急患者搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の搬送のための出場

4 航空機特別応援の担当区域

応援側市町の航空機特別応援担当区域は、別表1のとおりとする。ただし、災害発生地の消防長が複数のヘリ出場を必要と認めた場合又は応援側市町の航空機が出場できない場合は、この限りでない。

5 航空機特別応援の出場限定条件

航空機特別応援の出場限定条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 出場時間帯は、原則として日出から日没までとする。

- (2) 気象状態は、航空法（昭和27年7月15日法律第231号）の定めるところによる。

6 航空機特別応援の要請手続

- (1) 要請側市町の消防長は、航空機特別応援を必要とみとめた場合は、次の事項を応援側市町の消防長へ通報するものとする。

ア 必要とする応援の種別及びその具体的内容

イ 応援活動に必要な資機材等

ウ 離発着可能な場所及び給油体制

エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法

オ 離発着場における資機材の準備状況

カ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況

キ 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名

ク 気象の状況

ケ ヘリの誘導方法

コ その他必要な事項

- (2) 応援側市町の消防本部連絡先は、別表2のとおりとする。

- (3) 要請の通報事項は、電話、ファクシミリ等によって様式1により明確に連絡するものとともに、後日、正式文書を送付するものとする。

7 航空機特別応援の決定の通知

応援側市町の消防長は、前項の航空機特別応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、要請側市町の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

8 航空機特別応援の中断

応援側市町の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町の消防長は、要請側市町の消防長と協議して航空機特別応援を中断することができるものとする。

9 航空機特別応援の始期及び終期

- (1) 航空機特別応援は、(2)及び(3)に定める場合を除きヘリが航空機特別応援の命を受けてヘリポートを出発したときに始まり、ヘリポートに帰投したときに終了するものとする。要請側市町により航空機特別応援の要請が撤回された場合も同様とする。

- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空機特別応援出場すべき命令があったときは、そのときから航空機特別応援は始まるものとする。

- (3) ヘリが、航空機特別応援に出動中に前項の規定のに基づき、航空機特別応援が中断され、応援側市町に復帰すべき命令があったときは、そのときをもって航空機特別応援は終了するものとする。

10 航空機特別応援のための出場したヘリの指揮等

- (1) 航空機特別応援のための出場したヘリの指揮は、要請側市町の消防長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町の消防本部の基地局及び災害現場の最高責任者と緊密な連絡をとるものとする。
- 11 航空機特別応援に係る要請側市町の事前計画等
- (1) 要請側市町は、航空機特別応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする
- (2) 要請側市町の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
- ア 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「離発着場」という。）の位置図等（様式2参照）
- イ 燃料の補給体制
- ウ 応援出場ヘリと要請側消防本部の通信連絡方法
- エ 離発着場への職員の派遣
- オ 応援に伴い生ずることが予想される一般人、建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
- カ 空中消火剤、救急救助資機材、隊員等の補給体制
- キ その他必要と認める事項
- (3) 前号の計画を作成した場合は、そのうち離発着場（様式2）の位置図等を応援側市町へあらかじめ届出するものとする。
- 12 応援側市町の情報提供
- 応援側市町の消防長は、新規にヘリを保有した場合若しくは更新した場合又は性能に、変更があった場合、その情報を様式3により各消防長へ情報提供するものとする。
- 13 航空機特別応援に要する経費の負担区分
- 航空機特別応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) ヘリの燃料費、隊員（ヘリの運航に必要な、運航責任者、運航安全管理者及び運航管理要員を含む。）の出動手当、旅費、日当等経常経費については、要請側市町が負担するものとする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に要する土地、建物、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償その他の経費は、要請側市町の負担とする。ただし、応援側市町の重大な過失により発生した損害は、応援側市町の負担とする。
- (3) 前号に定める要請側市町の負担額は、応援側市町の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前3号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度要請側市町の消防長と応援側市町の消防長が協議し決定するものとする。
- 14 ヘリ事故時の連絡
- 要請側市町の消防長は、応援出場ヘリに関する次の事故を覚知したときは、応援側市町の消防長に速やかに連絡するものとする。
- (1) 人の死傷に伴う事故
- (2) 航空機の重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

附 則

この要領は、昭和 5 7 年 5 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 6 1 年 1 1 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 2 年 4 月 1 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 8 年 3 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

資料 4-45 消防相互応援協定書（熱海市との協定）

消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づいて、熱海市、湯河原町（以下「協定市町」という。）の市町長は、消防の相互の応援に関して次の通り協定する。

第 1 条 この協定は、火災その他の災害及び救急事故（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最少限度に防止し、治安維持を保持することを目的とする。

第 2 条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊を相互に出動させ、応援活動をするものとする。

(1) 普通応援

別表 1 の 1 に定める区域内に発生した災害を覚知した場合は、自動的に出動し、応援を行うもの。

(2) 特別応援

別表 1 の 2 に定める区域内において大災害が発生し、又は前号に規定する以外のとくに応援を必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請により出動し、応援を行うもの。

第 3 条 応援の消防隊数は、消防力及び消防事象の実情により応援を行う市町長又は消防長が決定するものとする。

第 4 条 特別応援の要請を行う協定市町長又は消防長は、次の事項についてできる限り明らかにしなければならない。

(1) 災害の概況

(2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数

(3) 活動内容及び集結場所並びに連絡の方法

(4) 誘導員又は担当責任者

(5) その他必要な事項

第 5 条 特別応援の要請を受けた協定市町長又は消防長は、災害の概況、消防力その他の事情に基づき、消防隊等の数を決定し出動させるものとする。

第 6 条 災害を覚知し、又は応援の要請を受けた協定市町長又は消防長は、ただちに消防隊等を出動させるものとする。ただし、災害その他止むを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第 7 条 応援出動した消防隊等は、応援要請した市町の現場における最高指揮

者の指揮により行動するものとする。

第8条 応援に要する経費等の負担は次によるものとする。

- (1) 応援のために要した経常的経費は、応援を行った市町の負担とする。ただし、特別応援の場合の自動車燃料及び給食等を必要とする場合、又は機器、資材等で要請により調達し、若しくは立替えたものについては、応援要請した市町において負担するものとする。
- (2) 応援に出動した消防隊等の隊員が応援業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町の負担とする。ただし、応援要請した市町は、見舞金又は弔慰金を贈ることができる。
- (3) 応援に出動した消防隊等の隊員が応援業務を遂行中に、第三者又は第三者の財産に損害を与えた場合においては、応援要請した市町がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動途上若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りではない。

第9条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するため必要な各種消防情報、資器材の保有状況等について、別表2の様式により相互に通報するものとする。

第10条 この協定に定めてない事項、又は疑義を生じた事項については、協定市町長又は消防長がその都度協議のうえ、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和47年6月1日から施行する。
- 2 昭和26年11月2日締結した熱海市、湯河原町消防相互応援協定書は廃止する。
- 3 この協定を証するため本書2通を作成し、相互に各1通を保有するものとする。

昭和47年5月27日

熱海市長 川口美雄

湯河原町長 高杉茂利

資料 4-46 消防相互応援協定書（駿東伊豆消防組合との協定）

消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づく、駿東伊豆消防組合（以下「甲」という。）と湯河原町（以下「乙」という。）との消防の相互応援は、この協定の定めるところによる。

（目的）

第 1 条 この協定は、火災その他の災害及び救急事故（以下「災害等」という。）の発生の際、甲乙相互の消防力を活用して、災害等による被害を最小限に防止することを目的とする。

（出動区分及び方法）

第 2 条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は、次に掲げる区分及び方法により消防隊、救急隊、救助隊及びその他の隊（以下「消防隊等」という。）を相互に出動させ、応援活動するものとする。

（1）通常応援

甲及び乙の行政境界周辺で発生した災害等を覚知した場合は、自動的に出動し応援を行う。

（2）特別応援

甲又は乙の行政区域内全域で大災害が発生し、又は前号に規定する以外の特に応援を必要とする場合は、被応援側の長の要請により出動し応援を行う。

（特別応援の要請）

第 3 条 前条第 2 号に規定する特別応援の要請を行う場合は、次の事項を明らかにし、別に定める様式により通知するものとする。

（1）災害等の場所及び概況

（2）応援を必要とする消防隊等の種類及び数

（3）応援隊の任務、集結場所及び連絡の方法

（4）その他活動内容に関する事項

（出動）

第 4 条 災害等を覚知し、又は応援の要請を受けた応援側の長は、災害等の概況及び消防力の実情に基づき消防隊等の数を決定し、直ちに出勤させるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

2 前項により出勤した場合は、消防隊等の応援活動状況について、別に定める様式により通知するものとする。

（現場行動）

第 5 条 応援出勤した消防隊等は、被応援側の現場における最高指揮者の指揮により行動するものとする。

(費用の負担)

第6条 応援のために要した費用の負担は、次によるものとする。

- (1) 応援に要した費用は、応援側の負担とする。ただし、特別応援で出動した場合の自動車燃料及び給食等を必要とする場合、又は資機材等で要請により調達し、若しくは立替えたものについては、被応援側がその費用を負担するものとする。
- (2) 応援に出動した消防隊等の隊員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援側の負担とする。
- (3) 応援に出動した消防隊等の隊員が、応援活動を遂行中に第三者又は第三者の財産に損害を与えた場合においては、被応援側がその賠償の責に任ずる。ただし、災害地への出動途上若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定の適正な運用を期するため、必要な消防に関する情報、資機材の保有状況について、相互に連絡するものとする。

(協議)

第8条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成28年7月25日から効力を生ずる。
- 2 この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、相互にその1通を所持する。
- 3 湯河原町及び田方地区消防組合消防相互応援協定書（平成元年12月20日）は、廃止する。

平成28年7月25日

甲 駿東伊豆消防組合管理者
沼津市長 栗原裕康

乙 湯河原町長 富田幸宏

資料 ４－４７ 津波発生時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
(プレゴ湯河原店立体駐車場)

津波発生時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

津波発生時における指定緊急避難場所としての使用に関し、湯河原町（以下「甲」という。）とジョイパックレジャー株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

(趣旨)

第１条 この協定は、湯河原町内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における地域住民等の指定緊急避難場所として、乙の所有する又は管理する施設を使用することについての必要な事項を定めるものとする。

(指定緊急避難場所の使用)

第２条 乙は、次の施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から指定緊急避難場所として甲に使用させるものとする。

使用施設名称	プレゴ湯河原店立体駐車場
所在地	神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜 1576-1
管理者	ジョイパックレジャー株式会社
構造等	鉄筋造・３階建（屋上有）
建築年	平成１６年

(使用範囲)

第３条 甲が使用できる指定緊急避難場所の範囲は、次のとおりとする。

避難場所	立体駐車場３階部分
収容人数	約２２００人
避難経路	立体駐車場階段
入口	立体駐車場北西側

(使用目的)

第４条 この協定による施設使用目的は、指定緊急避難場所とする。

(目的外の使用の禁止)

第５条 甲は、使用施設を前条の目的以外に使用しないものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(使用の通知)

第7条 甲は、第4条に基づき指定緊急避難場所として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、指定緊急避難場所の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を指定緊急避難場所として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第8条 使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の施設の破損については、甲が原状復旧に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による原状復旧をする場合において、その破損が指定緊急避難場所として使用されたことによるものと判断しがたいものがあるときは、甲、乙双方が協議し、その負担すべき範囲を決定するものとする。

(使用期間)

第10条 指定緊急避難場所の使用期間は、津波が発生したとき、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報等が発表されたときから解除されたときまでとする。

2 甲は、前項の規定により使用期間が終了した後において、なお使用施設から退去しない者があるときは、甲の責任によりその者を退去させるものとする。

(指定緊急避難場所の終了)

第11条 甲は、指定緊急避難場所の使用を終了する際は、指定緊急避難場所使用終了届を提出する。

(利用者責任)

第12条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(指定緊急避難場所の表示)

第13条 指定緊急避難場所であることの表示板については、甲、乙双方が協議し、甲が設置する。

2 甲は、乙と協議のうえ、地域住民等に指定緊急避難場所であることを周知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の締結期間は、協定の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに2年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月31日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 富田幸宏

乙 東京都渋谷区恵比寿南1丁目1番1号

ジョイパックレジャー株式会社
代表取締役社長 林光男

資料 4-48 津波発生時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
(ホームステーションらいふ湯河原)

津波発生時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

津波発生時における指定緊急避難場所としての使用に関し、湯河原町（以下「甲」という。）と株式会社 らいふホールディングス（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、湯河原町内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における地域住民等の指定緊急避難場所として、乙の所有する又は管理する施設を使用することについての必要な事項を定めるものとする。

(指定緊急避難場所の使用)

第2条 乙は、次の施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から指定緊急避難場所として甲に使用させるものとする。

使用施設名称	ホームステーションらいふ湯河原
所在地	湯河原町土肥二丁目14番地28
管理者	株式会社 らいふホールディングス
構造等	鉄筋コンクリート造・5階建（屋上有）
建築年	平成3年

(使用範囲)

第3条 甲が使用できる指定緊急避難場所の範囲は、次のとおりとする。

避難場所	屋上
収容人数	約25人
避難経路	建物屋外階段
入口	建物北東側

(使用目的)

第4条 この協定による施設使用目的は、指定緊急避難場所とする。

(目的外の使用の禁止)

第5条 甲は、使用施設を前条の目的以外に使用しないものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(使用の通知)

第7条 甲は、第4条に基づき指定緊急避難場所として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、指定緊急避難場所の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を指定緊急避難場所として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第8条 使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の施設の破損については、甲が原状復旧に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による原状復旧をする場合において、その破損が指定緊急避難場所として使用されたことによるものと判断しがたいものがあるときは、甲、乙双方が協議し、その負担すべき範囲を決定するものとする。

(使用期間)

第10条 指定緊急避難場所の使用期間は、津波が発生したとき、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報等が発表されたときから解除されたときまでとする。

2 甲は、前項の規定により使用期間が終了した後において、なお使用施設から退去しない者があるときは、甲の責任によりその者を退去させるものとする。

(指定緊急避難場所の終了)

第11条 甲は、指定緊急避難場所の使用を終了する際は、指定緊急避難場所使用終了届を提出する。

(利用者責任)

第12条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(指定緊急避難場所の表示)

第 13 条 指定緊急避難場所であることの表示板については、甲、乙双方が協議し、甲が設置する。

2 甲は、乙と協議のうえ、地域住民等に指定緊急避難場所であることを周知するものとする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の締結期間は、協定の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙、いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに 2 年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 月 日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目 2 番地 1

湯河原町長 富 田 幸 宏

乙 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥二丁目 1 4 番地 2 8

株式会社 らいふ

ホームステーションらいふ湯河原

資料 4-49 広域連携による防災対策事業の実施に伴う確認書（2市8町）

広域連携による防災対策事業の実施に伴う確認書に係る覚書

広域連携による防災対策事業の実施に伴う確認書（平成27年12月4日付け）第3条に基づき、平成27年度において防災対策事業として整備する物資について、その数量、保管場所等は附表のとおりとする。

平成27年12月4日

小田原市長 加藤 康



南足柄市長 加藤 修 平



中井町長 杉 山 祐



大井町長 関 宮 恒 行



松田町長 本 山 博 幸



山北町長 湯 川 裕



南成町長 湯 川 裕



前橋町長 山 口 昇 士



高橋町長 宇 賀 一 幸



湯河原町長 宮 田 幸



別表

No	設備・物品名	仕様	数量	保管場所	保管責任者
1	大型扇風機	スイズン SF-45VF-IV	54	市内避難所他(26箇所)	小田原市長
2	インバーター 発電機	EF2500S	5	市内高中体育庫(1箇所)	小田原市長
		EU18i ホンダ	2	市内防災倉庫(2箇所)	松田町長
3	防護マスク	0041-02-21ニッポ(10個入り)	172	市内高中体育庫(1箇所)	小田原市長
4	保護メガネ	SP-18F00R0	172	市内高中体育庫(1箇所)	小田原市長
5	飲料水袋	防災非常用飲料水袋 50×60×40	1200	市内防災避難所(12箇所)	南足柄市長
6	毛布	フリースコンパクトエコ毛布	158	市内防災倉庫(1箇所)	南足柄市長
		ペットボトル再利用品	617	市立城部緑地他(3箇所)	蟹江町長
		バック毛布 1.3kg	220	町内避難所(1箇所)	湯河原町長
7	簡易トイレ	サニタクリーン(災害用)簡易トイレ	63	市内防災倉庫(1箇所)	南足柄市長
		どこでも安心トイレ R50s	150	町内防災倉庫他(3箇所)	真鶴町長
8	寝袋	封筒型 W75×D180	200	町内防災倉庫(3箇所)	中井町長
			572	町内防災倉庫(3箇所)	大井町長
			400	町内防災倉庫他(3箇所)	真鶴町長
9	ひなんルーム	W2050×D2050×H1750mm	120	町内防災倉庫(5箇所)	中井町長
			205	町内避難所(28箇所)	箱根町長
			200	町内防災倉庫他(3箇所)	真鶴町長
10	簡易エアーマット	W2100mm×D650mm×H90mm	180	町内防災倉庫(3箇所)	中井町長
11	エアーマット用カバー	W2400mm×D700mm×H90mm	180	町内防災倉庫(3箇所)	中井町長
12	ポータブルトイレ用床盤	LB42BW-3-S	3	町内防災倉庫(3箇所)	松田町長
13	パーソナルトイレシート	W1200×D1200×H2000	13	町内防災倉庫(4箇所)	松田町長
14	防災倉庫	4000×2400	2	町内避難所(2箇所)	山北町長
15	ろ水機	MIZU-Q-1000	1	町内防災倉庫(1箇所)	山北町長
16	アルミブランケット	2100mm×1300mm	2967	町内防災倉庫(3箇所)	箱根町長
			2600	町内各避難所(23箇所)	湯河原町長
17	洋式トイレ	簡易洋風便座	47	町内防災倉庫他(3箇所)	真鶴町長

資料 4-50 津波発生時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書
(アクロスプラザ湯河原)

津波発生時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書

津波発生時における指定緊急避難場所としての使用に関し、湯河原町（以下「甲」という。）と大和情報サービス株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、湯河原町内に津波が発生し、または発生する恐れがある場合における地域住民等の指定緊急避難場所として、乙の管理する施設を使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（指定緊急避難場所の使用）

第2条 乙は、次の施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から指定緊急避難場所として甲に使用させるものとする。

使用施設名称	アクロスプラザ湯河原
所在地	神奈川県足柄下郡湯河原町中央 1-1617-54
管理者	大和情報サービス株式会社
構造等	鉄筋コンクリート造・3階建（屋上有）
建築年	平成18年

（使用範囲）

第3条 甲が使用できる指定緊急避難場所の範囲は、次のとおりとする。

避難場所	屋上駐車場部分
収容人数	約1400人
避難経路	屋上駐車場出入口
入口	アクロスプラザ湯河原店屋上駐車場出入口

（使用目的）

第4条 この協定による施設使用目的は、指定緊急避難場所とする。

（目的外の使用の禁止）

第5条 甲は、使用施設を前条の目的以外に使用しないものとする。

(施設変更の報告)

第6条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

(使用の通知)

第7条 甲は、第4条に基づき指定緊急避難場所として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、指定緊急避難場所の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を指定緊急避難場所として使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第8条 使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第9条 使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の施設の破損については、甲が原状復旧に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による原状復旧をする場合において、その破損が指定緊急避難場所として使用されたことによるものと判断しがたいものがあるときは、甲、乙双方が協議し、その負担すべき範囲を決定するものとする。

(使用期間)

第10条 指定緊急避難場所の使用期間は、津波が発生したとき、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報等が発表されたときから解除されたときまでとする。

2 甲は、前項の規定により使用期間が終了した後において、なお使用施設から退去しない者があるときは、甲の責任によりその者を退去させるものとする。

(指定緊急避難場所の終了)

第11条 甲は、指定緊急避難場所の使用を終了する際は、指定緊急避難場所使用終了届を提出する。

(利用者責任)

第12条 乙の使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故・クレーム等に対しては、全て甲の責任において、これを賠償するものとする。

(指定緊急避難場所の表示)

第13条 指定緊急避難場所であることの表示板については、甲、乙双方が協議し、甲が設置する。

2 甲は、乙と協議のうえ、地域住民等に指定緊急避難場所であることを周知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の締結期間は、協定の日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

3 乙が使用施設の管理者でなくなった際は、自動的に本協定は終了するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年2月21日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 富田幸宏

乙 東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号
大和情報サービス株式会社
代表取締役 藤田勝幸

資料 4-51 災害時におけるLPG等の調達に関する協定書（公益社団法人 神奈川県LPGガス協会小田原支部）

災害時におけるLPG（液化石油ガス）等の調達に関する協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と公益社団法人神奈川県LPGガス協会小田原支部（以下「乙」という。）は、湯河原町内に地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合のLPG及びLPG付属品の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（町の要請）

第1条 甲は、災害時におけるLPG及びLPG付属品の確保を図るため必要があるときは、乙に対しLPG及びLPG付属品の調達を要請するものとする。

（要請に対する協力）

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請事項について速やかに適切な供給ができるよう措置するものとする。

（調達物資）

第3条 調達物資は次のとおりとする。

物資名 LPG及びLPG付属品

（要請手続）

第4条 調達要請は、原則としてLPG及びLPG付属品の供給要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、事態が緊急を要するときは、電話等をもって要請し、事後において供給要請書を提出するものとする。

（報告手続）

第5条 供給報告書は、原則としてLPG及びLPG付属品の供給報告書（様式第2号）によるものとする。ただし、事態が緊急を要するときは、電話等をもって報告し、事後において供給報告書を提出するものとする。

（経費の負担等）

第6条 LPG等の調達に係る経費は、甲の負担とし、LPG及びLPG付属品の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（災害補償）

第7条 甲の中請に基づいて、業務（LPG及びLPG付属品の供給、設置、撤去及び回収をいう。）に従事した者が、本業務に従事したことにより死亡又は負傷し、疾病にかかり、若しくは障害となった場合においては、本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する災害補償は、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。ただし、労働者

災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用が無いときは、湯河原町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年湯河原町条例第18号）の規定に準じて、甲が行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 要請事項等の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲においては湯河原町防災担当課長を、乙においては公益社団法人神奈川県LPガス協会小田原支部長を連絡責任者とし、連絡先等については別表のとおりとする。内容に変更が生じた場合には、甲乙ともに速やかに連絡するものとする。

（現有数量の報告）

第9条 乙は、毎年4月1日現在の会員名簿及びLPG及びLPG付属品の現有数量を（様式第3号）により、甲に報告するものとする。

（協議事項）

第10条 この協定の実施において疑義が生じたときは、その都度双方誠意ある協議を行うものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成29年9月13日から、その効力を有効とし、甲乙両者が協議して定め、特別の定めをする場合を除き、その効力を継続するものとする。

（その他）

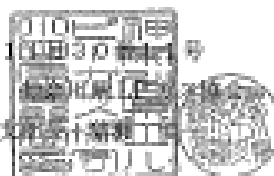
第12条 災害時におけるLPG（液化石油ガス）及び器具の調達に関する協定書（平成8年3月26日）は、廃止する。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年9月13日

甲 足柄下郡湯河原町中央2丁目2番地1
湯河原町長 富田 幸宏

乙 小田原市園町1丁目30番地1号
公益社団法人
小田原支部 大庭 幸子



様式第 1 号

緊急用 LPG 及び LPG 付属品の供給要請書

年 月 日

(公社) 神奈川県 LP ガス協会
小田原支部長 篠瀬 慎一 殿

湯河原町長
富田 幸宏 印

次のとおり LPG 及び LPG 付属品の供給を要請します。

項 目	内 容	
災害の状況		
協力を要請する事由		
協力を必要とする数量	LPG	
	LPG 付属品	
供給を必要とする場所		
その他必要な事項		

様式第2号

緊急用LPG及びLPG付属品の供給報告

年 月 日

湯河原町長

富田 幸宏 殿

(公社) 神奈川県LPガス協会

小田原支部長 菊瀬 慎一 印

次のとおりLPG及びLPG付属品を供給したので報告します。

項 目	内 容	
供給した数量	LPG	
	LPG 付属品	
供給した場所		
供給年月日	年 月 日	
その他必要な事項		

様式第 3 号

緊急用 LPG 及び LPG 付属品の現有数量報告書

2021/4/1 現在

協同農研所長

高田 幸宏 殿

(公社) 群馬県農業振興公社

小田原支所長 諸君 様へ



項目	LPG	LPG 付属品
現有 LPG 及び LPG 付属品	20 kg 18 本	コンロ 29 台
	10 kg 14 本	コンロ 2 重巻 5 台
	8 kg 15 本	コンロ 常用 10 台
		調整器 73 個
		ゴムホース 280m
		ゴムホース 2m 10 本
		ホースバンド 434 個
		コック類 111 個
		カセットコンロ 5 台
		カセットボンベ 12 本

別表第1

連絡責任者及び連絡先

会	昼間（勤務時間内）		夜間（勤務時間外）	
	(甲)	1 連絡責任者 職名 氏名 連絡先 電話	1 連絡責任者名 住 所 電 話	
	(乙)	2 連絡責任者 職名 氏名 連絡先 電話	2 連絡責任者名 住 所 電 話	
	(丙)	3 連絡責任者 職名 氏名 連絡先 電話	3 連絡責任者名 住 所 電 話	



会	昼間（勤務時間内）		夜間（勤務時間外）	
	(甲)	1 連絡責任者 職名 氏名 連絡先 電話	1 連絡責任者名 住 所 電 話	
	(乙)	2 連絡責任者 職名 氏名 連絡先 電話	2 連絡責任者名 住 所 電 話	
	(丙)	3 連絡責任者 職名 氏名 連絡先 電話	3 連絡責任者名 住 所 電 話	

資料 4-52 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書
(株式会社ちぼり 本社ビル)

災害時における避難収容施設の使用に関する協定書

湯河原町(以下「甲」という。)と株式会社ちぼり(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、または発生するおそれがある場合において、指定緊急避難場所として、乙が所有する施設等の使用に関して、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生、又は発生のおそれにより、避難を余儀なくされた場合に、避難者の安全を確保することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、避難者に対する指定緊急避難場所を確保する必要が生じ、かつ、乙の所有する施設等の安全が確保されている場合は、乙に協力を要請する。

(協力)

第3条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、提供できる施設等の安全性を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

(指定緊急避難場所)

第4条 指定緊急避難場所は、次の場所とする。

株式会社 ちぼり 本社ビル(湯河原町土肥一丁目15番地の4)

(使用の通知)

第5条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(費用負担)

第6条 使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の使用料は無料とする。

2 避難者の食糧等その他協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

(施設・物品の破損時等の対応)

第7条 使用施設が指定緊急避難場所として使用された場合の施設内の物品の破損または紛失等が生じたときは、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(使用期間)

第8条 指定緊急避難場所の使用期間は、甲による避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された時から解除されたときまでとする。

2 前項の規定により使用期間が終了した後において、なお使用施設から退去しない者があるときは、甲の責任によりその者を退去させるものとする。

(収容可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、収容可能人員、施設内指定緊急避難場所等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年10月 日

(甲) 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 富田幸宏

(乙) 足柄下郡湯河原町土肥一丁目15番地の4

株式会社 ちぼり
代表取締役 新垣元治

災害時における避難収容施設の使用に関する報告書

平成 29 年 10 月 日

湯河原町長 富田 幸宏 様

受入施設 株式会社 ちぼり 本社ビル
会 社 名 株式会社 ちぼり
代表者名 代表取締役 新垣 元治

次に掲げる施設が災害時における避難所として利用できることを報告します。

施設名称	株式会社 ちぼり 本社ビル
所在地	神奈川県足柄下郡 湯河原町土肥一丁目 15 番地の 4
所有者等	代表取締役 新垣 元治
構造・規模等	R C 造 4 階建て 延べ面積 6,059.36 m ²
建築年	平成 29 年（耐震構造）
避難所の位置	4 階食堂
避難所の総床面積	112.68 m ²
受入可能人数	50 名
受入可能期間	協定書に記載

※案内図、配置図、平面図等を添付してください。

資料 4-53 災害時における相互応援に関する協定（関東町村会）

関東町村会 災害時における相互応援に関する協定

（趣 旨）

第1条 この協定は、関東町村会を組織する各都県町村会（以下「各都県町村会」という。）の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に規定する災害により被災した町村（以下「被災町村」という。）が災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、同法第67条の規定を補完するため、被災町村に対して必要な応援を迅速かつ効率的に実施できるよう相互応援に関して必要な事項を定めることを目的とするものとする。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 町村 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の町村をいう。
- 二 災害 災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害をいう。
- 三 窓口町村会 被災町村が区域内にあり、被災町村を応援するための窓口となる各都県町村会をいう。
- 四 応援町村会 前号を除く各都県町村会をいう。

（連絡窓口）

第3条 各都県町村会は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、密接に連携・協力し、応急措置等の円滑な遂行に資する

ものとする。

(相互応援の内容)

第4条 相互応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- 二 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- 三 被災者を一時収容するための施設の提供
- 四 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- 五 前各号に掲げるもののほか、特に被災町村から要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第5条 被災町村が応援を求めようとするときは、当該窓口町村会は、直ちに、応援町村会に対して、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭等により要請を行うものとする。

- 一 被災の状況
 - 二 前条第1号に掲げる物資などの名称、規格及び数量等
 - 三 前条第3号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人数
 - 四 前条第4号に掲げる職員の職種別人数
 - 五 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 窓口町村会から要請を受けた応援町村会は、速やかに、区域内の町村に対して応援の可否に関して照会し、その結果を窓口町村会に回答するものとする。
- 3 窓口町村会は、前項の回答を取りまとめ、応援が可能な町村（以下「応援可能町村」という。）及び応援内容について、被災町村に報告するものとする。

- 4 被災町村は、応援可能町村に対して応援を要請することを決定したときは、
 窓口町村会に報告するものとする。
- 5 窓口町村会は、応援町村会を通じて、応援可能町村に対して第1項各号に掲
 げる事項を明確にし、口頭等により応援要請を行い、後日速やかに文書を提出
 するものとする。

(応援の実施)

- 第6条 応援可能町村は、前条第5項の応援要請を受け、被災町村への応援を決
 定（以下「応援町村」という。）したときは、速やかに応援町村会に報告する
 ものとする。
- 2 応援町村会は、区域内における応援町村からの報告を取りまとめ、窓口町村
 会に対して通知するものとする。
 - 3 窓口町村会は、各応援町村会からの報告を取りまとめ、被災町村に通知する
 ものとする。
 - 4 応援町村は、被災町村に対して第1項で決定した応援を速やかに実施する。
 - 5 応援町村会は、区域内の応援町村が円滑に応援を行うことができるよう調整
 するとともに、後方支援に努めなければならない。

(応援経費の負担)

- 第7条 相互応援に要した費用は、原則として応援を要請した町村の負担とする。
- 2 前項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(公務災害補償等)

- 第8条 第4条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）

に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めにより補償する。なお、地方公務員災害補償法が適用されない職員については、他の法律の定めにより補償する。

- 2 派遣職員が公務進行中において第三者に対して損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災町村が、被災町村への往復経路の途中で生じたものについては応援町村がそれぞれ賠償の責めを負うものとする。

（情報等の交換）

第9条 各都県町村会は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を常時、交換するものとする。

（協 議）

第10条 この協定に定めがない事項及びこの協定に実施に関して必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

（施 行）

第11条 この協定は、平成29年10月16日から施行する。

- 2 この協定の締結を証するため、各都県町村会会長が記名の上、各都県町村会においてそれぞれ1通を保有する。

資料 4-54 豊島区と湯河原町との災害時におけるパッケージ支援に関する協定（東京都豊島区）

豊島区と湯河原町との災害時におけるパッケージ支援に関する協定

豊島区と湯河原町とは平成 28 年 2 月 20 日をもって締結した「豊島区と湯河原町との非常災害時等における相互応援に関する協定」（以下「原協定」という）第2条の規定に基づき、支援業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

- 第1条 豊島区と湯河原町が実施を要請する業務は、災害時に被災自治体が車両及び荷卸しに従事する応援職員（以下「パッケージ支援」という。）を必要とする場合、別表1の範囲内で、支援自治体に速やかに派遣要請を行う。
- 2 パッケージ支援の要請を受けた支援自治体は、速やかに対応を協議し、要請に応えるよう努める。

（支援内容の報告）

- 第2条 豊島区と湯河原町は、あらかじめ保有する災害時に支援可能なパッケージ支援内容を把握し、相互に報告するものとする。
- 2 前項の支援内容等に、著しい変化があったとき、又は、一方から要求があった場合は、保有状況を速やかに他方に報告するものとする。

（応援の要請）

- 第3条 被災自治体は支援自治体に対し、具体的な災害の状況に応じて、日時を指定してパッケージ支援の出動を、文書または電話等の方法により要請するものとする。
- 2 支援自治体は、被災自治体に災害対策本部が設置された場合に、被災自治体からの要請があったものとみなし、自主的に出動できるものとする。

（業務の指示）

- 第4条 業務の指示は、被災自治体が設置する連絡担当部門が行うものとし、支援自治体は、その指示に従うものとする。

（業務の完了）

- 第5条 支援自治体は、業務が完了したときは、直ちに被災自治体が設置する連絡担当部門に報告するものとする。

（実費の請求及び支払い）

- 第6条 支援自治体は、業務完了後、原協定第7条の規定に基づき、当該業務に要した実費を被災自治体に請求するものとする。

- 2 被災自治体は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。ただし、災害時の混乱等を考慮し、協議により一時的に支援自治体負担することができるものとする。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めがない事項については、その都度、両者で協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第8条 この協定は、締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月27日

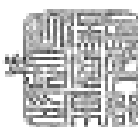
東京都豊島区

豊島区長 高 野 之



神奈川県湯河原町

湯河原町長 富 田 幸



別表1（第1条関係）

	パッケージ支援内容	数量等
1	物資搬送車両（積載2t程度）	1両
2	支援要員（車両1両につき、運転手を含む）	2名

資料 4-55 災害時における相互協力に関する協定書（社会福祉法人 湯河原町社会福祉協議会、公益社団法人 小田原青年会議所）

災害時における相互協力に関する協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益社団法人小田原青年会議所（以下「丙」という。）は、湯河原町内において災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害の発生時における効果的な災害救援ボランティア活動支援（以下「活動支援」という）を行うため、相互に連携・協力する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲及び乙は、丙に対して湯河原町災害救援ボランティア支援センター（以下「センター」という。）の情報を提供するとともに、必要な要請を行うものとする。丙は、その組織及び機能等を最大限に活用し、次に掲げる協力を行う。

- (1) 被災状況や活動支援に関する情報等の収集及び提供
- (2) 活動支援用物資等の調達及び仕分け輸送の協力
- (3) センターの設置・運営への人的支援

（平常時の協力）

第 3 条 甲、乙及び丙は、平常時から相互に連携・協力し、次に掲げる活動を行う。

- (1) センターの設置・運営に関する情報等の共有
- (2) センターの運営に関する協力など災害時における連携体制の確立
- (3) センターの設置・運営訓練等の実施
- (4) その他甲、乙及び丙が必要と認めた活動

（連絡会議の運営）

第 4 条 甲、乙及び丙は、相互の連携・協力のため、甲、乙及び丙が定める担当者並びに甲、乙及び丙の合意による関係者の出席により、連絡会議を開催することができる。

（体制の引継ぎ）

第 5 条 甲、乙及び丙のいずれかの担当者又は災害対策活動に関わる体制が変更となる場合は、相互に報告するものとする。

（協定の期間）

第 6 条 この協定の期間は、令和元年 11 月 20 日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。ただし、甲、乙又は丙のいずれからでも期間満了の 1 箇月前までに、書面による協定終了の意思表示がない場合は、この協定の期間を 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が署名押印して各自その1通を所持する。

令和元年11月20日

甲 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長

乙 足柄下郡湯河原町中央四丁目12番地5号
社会福祉法人 湯河原町社会福祉協議会

会長

丙 小田原市本町1丁目1番地38号
公益社団法人 小田原青年会議所

理事長

資料 4－56 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（特定非
営利活動法人湯河原町地域作業所たんぽぽ）

災害時における避難収容施設の使用に関する協定書

湯河原町(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぽぽ(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、障がい者等の要配慮者(以下「要配慮者」という。)の対策として、避難収容施設を確保する必要がある場合に、乙が運営する施設等の使用に関して、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、要配慮者の安全を確保することを目的とする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、要配慮者に対する避難収容施設を確保する必要がある生じ、かつ、乙が運営する施設等の安全が確保されている場合は、乙に協力を要請する。

(協力)

第3条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、提供できる施設等の安全性を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

(避難収容施設)

第4条 避難収容施設は、次の施設とする。

- (1) 湯河原町地域福祉センター1号館(湯河原町中央二丁目21番地5)
- (2) 湯河原町地域作業所たんぽぽ新館(湯河原町中央二丁目21番地5)

(手続等)

第5条 甲は、第2条の規定により乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認し、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 避難収容施設の使用期間

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第6条 甲は、当該要配慮者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第7条 要配慮者の食糧、生活必需品費等その他、協力に要した経費は、甲が負担するものとする。

(収容可能人員等)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、収容可能人員、介護支援者数、必要物等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和元年 11 月 日

(甲) 足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 富田幸宏

(乙) 足柄下郡湯河原町中央二丁目21番地5
特定非営利活動法人湯河原町地域作業所たんぽぽ
理事長 茂登山正人

資料 4-57 災害時におけるLPG等の供給に関する協定書（湯河原瓦斯株式会社）

災害時におけるLPG（液化石油ガス）等の供給に関する協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と、湯河原瓦斯株式会社（以下「乙」という。）は、湯河原町内に地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に湯河原町防災コミュニティセンターにおいて使用するLPGボンベ及びLPG付属品（以下「LPG等」という。）の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における湯河原町防災コミュニティセンターへLPG等の優先的な供給について、協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な避難者等の支援及び円滑な避難所運営を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、LPG等を必要とするときは、乙に対し、湯河原町防災コミュニティセンターへのLPG等の供給について要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、協定に基づく物資の供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、事態が緊急を要するときは、電話等をもって要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務より優先して要請事項について供給するよう措置するものとする。

（引渡し）

第4条 LPG等の引渡し場所は湯河原町防災コミュニティセンターとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認の上、引き取るものとする。

（安全点検の実施）

第5条 乙は、LPG等を供給するときは、器具とLPGボンベとの接続を行い、供給設備及び消費設備の安全点検の実施をするものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定に基づいて供給されたLPG等の費用については、甲が負担するものとし、災害時直前における価格を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請に基づいて、業務（LPG等の供給、設置、撤去及び回収をいう。）に従事した者が、本業務に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害となった場合において、本人、その遺族又は被扶養者に対する災害補償は、原則として

従事者の使用者の責任において行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときは、湯河原町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年湯河原町条例第18号）の規定に準じて、甲が行うものとする。

（災害時の情報提供）

第8条 乙は、諸活動中に確知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、要請事項等の伝達を正確かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めて、連絡責任者（変更）届出書（様式第2号）により甲又は乙に届出し、災害時は、速やかに相互に連絡をとるものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者に変更があったときは、速やかに連絡責任者（変更）届出書により甲又は乙に届出なければならない。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からのその効力を有するものとし、甲又は乙が、毎年3月末日までに文書をもって翌年度以降の協定終了について通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

（協議事項）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた時は、その都度、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年6月1日

甲 湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 富田 幸 宏

乙 湯河原町土肥一丁目13番地の11
湯河原瓦斯株式会社
代表取締役 二見 朋 香

様式第2号（第9条関係）

連絡責任者（変更）届出書

【湯河原町】

第1連絡責任者			
所 属		電話（所属部署）	
職 名		電話（携帯）	
ふり かき 氏 名		F A X	
メー ル			

第2連絡責任者			
所 属		電話（所属部署）	
職 名		電話（携帯）	
ふり かき 氏 名		F A X	
メー ル			

【湯河原瓦斯株式会社】

第1連絡責任者			
所 属		電話（所属部署）	
職 名		電話（携帯）	
ふり かき 氏 名		F A X	
メー ル			

第2連絡責任者			
所 属		電話（所属部署）	
職 名		電話（携帯）	
ふり かき 氏 名		F A X	
メー ル			

資料 4-58 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社）

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

湯河原町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社小田原支社（以下「乙」という。）は、自然災害の発生に伴う停電が発生した場合において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び地域防災計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、平時から災害発生時の連携を図るため、双方の連絡体制を構築する。

- 2 乙は、甲との協議の上、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣できるものとする。

（情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設のリストを作成し、随時提供
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (3) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (4) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（協力体制）

第4条 甲及び乙は、災害発生時における電力の早期回復を図るため、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項について、相互に要請する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置（電源車の配備を含む）の実施、電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (2) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (3) 住民への停電情報等の周知のため、甲の防災情報に係る広報手段の利用

- 2 甲及び乙は、前項の要請があったときには、相互に協力するものとする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た情報をみだりに開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月3日

甲 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 富田 幸宏

乙 神奈川県小田原市本町1丁目9番25号

東京電力パワーグリッド株式会社

小田原支社長 相内 ゆか

資料 4-59 湯河原町に神奈川県が設置する防災資機材倉庫の管理・運営に関する覚書（神奈川県県西地域県政総合センター）

湯河原町に神奈川県が設置する防災資機材倉庫の管理・運営に関する覚書

災害が発生した場合、地域住民や観光客等に対する応急対策を円滑に進めるため、神奈川県（以下「県」という。）が湯河原町（以下「町」という。）に設置した防災資機材倉庫の管理・運営に関して、神奈川県県西地域県政総合センター所長（以下「所長」という。）と湯河原町長（以下「町長」という。）との間に次の覚書を交換し、後日その証として相互に各1通を保有する。

（防災資機材）

- 第1条 この覚書でいう防災資機材倉庫の設置場所及び防災資機材倉庫に保管する防災資機材は、別表のとおりとする。
- 2 前項にかかわらず、防災資機材のうち削岩機については、町において町長が保管する。

（管理）

- 第2条 防災資機材倉庫及び防災資機材倉庫に保管する防災資機材は、所長が管理するものとし、町長は所長の管理に協力するものとする。
- 2 所長は、防災資機材倉庫の鍵を町長に3本無償で貸付けるものとする。町長は孤立化対策として鍵を他者に貸付けた場合は、所長に（様式1）により報告するものとする。
- 3 防災資機材倉庫の廃止があった場合には、町長は所長に鍵を返却するものとする。

（防災資機材の使用）

- 第3条 災害応急活動を実施するに当たっては、県及び町が相互に連携しながら防災資機材を効率的に使用するものとし、平常時において県及び町の防災関係機関職員は、その取扱いの習熟に努めるものとする。
- 2 本資機材は地域の被災状況に応じて災害応急活動に使用される資機材であるため、県及び町の防災関係機関職員のほか、町長の責任において必要に応じて自治会等で使用させても差し支えないものとする。
- 3 前1項及び2項に基づき防災資機材を使用する場合には、使用する資機材の種類、数量、使用期間等を、所長と町長の間で相互に連絡し、使用の調整を図るとともに、防災資機材使用簿（様式2）に使用の状況を記録する。

（防災資機材の貸出し）

- 第4条 所長は、他の市町村等防災関係機関の長から要請があった場合は、神奈川県防災資機材貸出要綱に基づき、防災資機材を貸出しできるものとする。

- 2 所長は、前項の貸出しを行った場合には、町長に速やかに通知するものとする。

(資機材の点検)

第5条 所長及び町長は、次の各号に掲げる点検を行うものとする。

- (1) 日々点検 町長が毎月1回実施する。
- (2) 定期点検 所長が年1回実施する。
- (3) 臨時点検 所長又は町長が必要と認めた時、実施する。

- 2 町長は、防災資機材倉庫の保全を図るため、必要な巡視に努めるものとする。

- 3 所長及び町長は、点検の結果を記録するとともに、必要があると認めるときは、点検の結果を相互に通報するものとする。

(故障時の報告と措置)

第6条 町長は、防災資機材倉庫及び防災資機材に故障、障害等を発見したときは、ただちに所長に報告するものとする。

- 2 所長は、防災資機材倉庫及び防災資機材に故障、障害等が発生し又は前項の報告を受けた場合には、速やかな修理等必要な措置をとるものとする。

(連絡窓口)

第7条 相互の連絡窓口は、次のとおりとする。

県 県西地域県政総合センター総務部防災課
町 湯河原町地域政策課

(相互の協議事項)

第8条 この覚書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度協議のうえ定めるものとする。

(附則)

- 1 本覚書の効力は令和3年5月26日から生じるものとする。
- 2 本覚書を以って平成24年7月17日付け覚書は効力を失うものとする。

令和 3年 5 月 26 日

神奈川県県西地域県政総合センター
所 長 藤澤 恭司

湯 河 原 町 長 富田 幸宏

県西部地震対策応急活動用防災資機材【湯河原町】

所在地 足柄下郡湯河原町福浦字曾根川 402-1 番地ほか

湯河原町消防団第 9 分団敷地内

(R 0 3 . 0 3 . 3 1 設置)

種 類	数 量	形 式	備 考
発電機 (ホンダ)	2	EB3000 (コードリール 2 台、10L タンク)	
発電機 (新ダイワ)	1	IEG2000M-Y	
投光器	1 0	K500 (ケーエス、スタンド・コードリール)	
災害用天幕	5	2 間×3 間 (横幕が付属)	
組立式リヤカー	7	NA-I 型 (優光社)	
簡易型組立トイレ	5	ベンクイック S (木村技研)	
スコップ	3 0	剣型	
ツルハシ	3 0		
ヘルメット	5 0	県マーク入り	
爪付きジャッキ	2	MHC-2RS-2	
担架	5	4B 型 A (マルセンオオキ)	
レスキューカー	3	040010 (東京都葛飾福祉工場)	
車椅子	2	M530 (ミズホ)	
簡易ベッド	1 0	KC-127 (パラマウント)	
削岩機	1	MA180 (マルゼン)	消防本部保管
チェーンソー	5	E350AV (新ダイワ)	
防水シート	2 0		
防災資機材倉庫	イナバ物置 N X N245-H (収容面積 : 23.51 m ²) 外観寸法 : L 3,470mm×W 6,940mm×H 2,375mm 保管付属品 : 棚 2 段×9 箇所、アルミスロープ		

* 防災資機材の種類、数量等に変更が生じた場合は、その都度本表を差し替えるものとする。

様式 1

○貸し付けを行った団体

団 体	代表者	フリガナ	住所	電話

様式 2

防 災 資 機 材 使 用 簿

資機材の種類	数 量	使用する期間	使用者	備 考

資料 4-60 災害時における障がい者等の緊急受入れに関する協定書（神奈川県立小田原養護学校「湯河原校舎」）

災害時における障がい者等の緊急受入れに関する協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と神奈川県立小田原養護学校（以下「乙」という。）は、湯河原町内に地震、風水害、その他の災害が発生するおそれ又は発生した場合（以下「災害時」という。）における障がい者等の緊急受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対し、乙が管理する施設への障がい者等の緊急受入れを要請するに当たり、甲乙間の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定めるものとする。

（避難対象者）

第2条 本協定に基づく避難の対象者は、原則として障がい者、その家族及び介護者とし、指定避難所での生活が困難な者又は生活に支障がある者（以下「避難対象者」という。）とする。

（要請）

第3条 甲は、災害時において、避難対象者を受入れる施設を確保する必要が生じ、かつ、乙が運営する施設等の安全が確保されている場合は、乙に緊急受入れの協力を要請する。

（協力）

第4条 乙は、第3条の規定により甲からの要請を受けたときは、提供できる施設等の安全性を確認のうえ、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

（避難収容施設）

第5条 避難収容施設は、次の施設とする。

神奈川県立小田原養護学校湯河原校舎（湯河原町二丁目21番地3）

（受入期間）

第6条 乙の管理する施設における避難対象者の受入期間は、必要最低限の期間とし、原則として30日以内とする。ただし、被災状況に応じ、甲乙協議の上、受入期間を延長することができるものとする。

（手続等）

第7条 甲は、第3条の規定により乙に緊急受入れを要請する場合は、あらかじめ電話等で受入可能人数、受入れを開始できる日時等を確認の上、次に掲げる事項を明らかにした、災害時における障がい者等の緊急受入れ要請について（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により要請し、後日書面を提出するものとする。

(1) 避難対象者の氏名、住所、連絡先及び心身の状況

(2) 家族及び介護者の氏名、住所及び連絡先

- (3) 受入れを要請する期間
- (4) その他必要な事項

(避難対象者の移送)

第8条 避難対象者の移送は、その家族、同伴者又は甲が行う。

(災害時の物資の調達)

第9条 甲は、避難対象者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

- 2 甲は、自主的に、又は乙からの要請により、援助物資を乙に搬送するものとする。ただし、甲が援助物資を搬送することが困難な場合は、乙は、甲が物資を保管する場所において、援助物資の受取りを行うものとする。

(災害時の情報共有手段)

第10条 災害時には、通信回線及び防災行政無線放送等のあらゆる手段を講じて、相互に情報の共有を図るものとする。

- 2 前項に規定する防災行政無線放送を確実に乙に伝達するため、甲は、乙に対し防災行政無線個別受信機を貸与する。

(使用施設、設備等の原状回復)

第11条 第3条に規定する要請に基づく使用施設の使用により、その施設、設備等に損壊等が生じた場合には、甲が原状回復を行うものとする。

(費用負担)

第12条 第3条に規定する要請に基づき、使用施設を使用した場合、その使用料は無料とする。

- 2 避難者の食糧等その他協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

(個人情報保護)

第13条 乙はこの協定による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報保護のため別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2か月前までに甲乙いずれかからも書面による意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月31日

(甲) 湯河原町中央二丁目2番地1

湯河原町長 富田幸宏

(乙) 湯河原町中央二丁目21番地3

神奈川県立小田原養護学校
校長 廣瀬忠明

様式第 1 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

湯河原町長

災害時における障がい者等の緊急受入れ要請について

「災害時における障がい者等の緊急受入れに関する協定書」第 3 条及び第 7 条の規定に基づき、次のとおり緊急受入れの要請をいたします。

避難 対象者	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
	心身の 状況	
家族及び 介護者	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
受入れを要請する 期間		年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
その他必要な事項		

災害初動対応に関する協定書

湯河原町（以下「甲」という。）と湯河原町建設振興会（以下「乙」という。）は、甲が管理する道路（生活道路として町民が利用している農道を含む。）、河川、水路等（以下「道路等」という。）の破損等により、町民の生活に著しい支障が生じたとき又は破損等による被害を未然に防ぐため、初動対応として道路等のパトロール及び補修等に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の異常事態（以下「災害等」という。）により、道路等の支障となる被害が発生するおそれがあるとき又は被害が発生したとき、早期に町民及び道路等の安全を確保するため、速やかに道路等の機能を確保及び復旧することを目的とする。

（担当業者の指定等）

第2条 乙は、速やかにパトロール及び補修等に着手するため、乙に加入する建設業者の中からあらかじめ担当する建設業者を指定するとともに、担当する範囲及び連絡先を明らかにするものとする。

2 前項に規定する指定は、初動対応指定業者の担当区域等一覧（別記様式）により行うものとし、乙は、担当区域等を変更する場合は、その都度、甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する連絡先については、昼夜休日を問わず迅速かつ確実な連絡が必要なため、複数の連絡先と補足手段を確保するものとする。

（パトロールの依頼）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため必要と認める場合は、乙に対して道路等のパトロールを依頼するものとする。

2 パトロールの実施内容、範囲等は、別に定める「パトロール及び補修等依頼要領」により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず乙は、自主的にパトロールを実施し、実施状況について甲に報告するものとする。

（補修等）

第4条 乙は、前条のパトロールにより道路等に異常を発見した場合は、別に定める「パトロール及び補修等依頼要領」により速やかに補修等を実施するものとする。この場合において、災害が発生した場合の復旧に係る工事については、災害応急工事に関する業務協定書（平成19年6月27日締結）により施工するものとする。

(費用の支払い)

第5条 前2条により乙が負担した費用は、甲が乙の提出する見積書を審査のうえ、業務完了後、乙の請求に基づき速やかに支払う。

2 パトロールに要する1時間当たりの労務費、機材損料及び諸経費を含んだ単価は、次のとおりとする。

(1) 昼間(午前7時00分～午後7時00分) 金13,000円(消費税を除く)

(2) 夜間(午後7時00分～翌日午前7時00分) 金15,000円(消費税を除く)

(災害補償)

第6条 この協定に基づき業務に従事した者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する災害補償は、災害応急工事に関する業務協定書第9条の規定により行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2か月前までに甲乙いずれかからも書面による意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年6月17日

(甲) 湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原町長 富田幸宏

(乙) 湯河原町吉浜2013番地の84
湯河原町建設振興会
代表
有限会社 椿建設
代表取締役 高橋 浩

湯河原町長 様

初動対応指定業者の担当区域等一覧

災害初動対応に関する協定書第2条の規定に基づき、指定業者の担当する範囲及び連絡先について、次のとおり報告いたします。

1	エリア	指定業者名	連絡先	補足手段	備考
			正副	FAX メール	
2	エリア	指定業者名	連絡先	補足手段	備考
			正副	FAX メール	
3	エリア	指定業者名	連絡先	補足手段	備考
			正副	FAX メール	
4	エリア	指定業者名	連絡先	補足手段	備考
			正副	FAX メール	
5	エリア	指定業者名	連絡先	補足手段	備考
			正副	FAX メール	
6	エリア	指定業者名	連絡先	補足手段	備考
			正副	FAX メール	
7	エリア	指定業者名	連絡先	補足手段	備考
			正副	FAX メール	
8	エリア	指定業者名	連絡先	補足手段	備考
			正副	FAX メール	

9 別添 初動対応指定業者のパトロール担当区域図

パトロール及び補修等依頼要領

1 趣旨

災害初動対応に関する協定書第3条及び第4条に基づき実施する道路等のパトロール及び補修等（以下「パトロール等」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 依頼範囲

パトロール等を依頼する範囲は湯河原町内とし、別添の地図のとおりに担当する範囲を区分する。

3 パトロール等の開始時期

パトロール等の開始は、次に掲げるとおりとする。ただし、大津波警報及び津波警報が発令された場合は、津波災害警戒区域のパトロールは行わない。

(1) 町の依頼を受けた後、パトロール等を開始するもの

ア 湯河原町内で震度4の地震発生時

イ 大雨・洪水・暴風警報等が発表され、町が必要と判断した場合

ウ 大雪警報が発表され、町が必要と判断した場合（凍結防止剤の散布の有無を巡視）

(2) 町の依頼を受けることなく、自主的にパトロール等を開始するもの

ア 湯河原町内で震度5弱以上の地震発生時

4 業務内容

パトロール等に際して次の業務を行うものとする。

(1) パトロール

区 分	項 目
道 路 等	①落石②崩落土③流出土砂④倒木⑤出水⑥その他の障害物 ⑦道路・歩道の陥没、崩壊⑧路肩・法面の決壊、破損 ⑨側溝・水路等のつまり⑩道路清掃及び凍結防止剤散布の必要の有無とその区間⑪通行止めの必要の有無と区間及びその理由 ※通行上支障があると判断した場合は、携行するバリケード等を設置する。
付 帯 設 備	①道路標識・看板・照明器具の転倒、破損 ②ガードレールなど交通安全施設の破損等

道路周辺 など	①橋梁等の決壊、破損 ②河岸浸食の有無（音無川） ③水路等の決壊、破損 ④沿道の工事現場等の安全性
------------	--

※パトロール中に異常を発見した場合は、電話等により町へ速やかに報告するものとする。

(2) 補修等

次の事項について、速やかに対応するものとする。

- ア 落石、崩落土、倒木、道路散乱物の除去等
- イ 道路・歩道の路面の陥没、清掃等の処理
- ウ 道路標識等の転倒処理
- エ 出水による水きり、部分的な側溝清掃
- オ 土のう積等の二次災害防止的応急作業
- カ 凍結防止剤、融雪剤の散布
- キ その他、応急的な作業が発生したとき

(3) 報告

- ア パトロール等完了後、次の書類を提出するものとする。
 - ・パトロール等報告書及び請求書
 - ・現場写真（点検項目及び路線ごと）
- イ 補修等があった場合、別途、次の書類等を提出するものとする。
 - ・補修等費用見積書
 - ・補修等完了報告書
 - ・現場写真（補修等の開始前、作業中及び完了後の全景、接写等）
 - ・補修等請求書（補修等検査完了の連絡を受けた後に提出）

5 携行資材の基準

- (1) カメラ
- (2) 探照灯
- (3) 防護施設機材（バリケード、セーフティーコーン等）
- (4) ポール
- (5) 掘削器具（スコップ等）
- (6) 測定器具（コンベックス、測定テープ等）
- (7) 携帯電話
- (8) 「緊急作業車両」ステッカー（パトロールを行う車両は、原則として別に貸与するステッカーを貼付する。）

6 町の事務区分

区 分	①パトロール	②補修等	③補修等
		町道、橋梁、水路等	農道関係
依 頼 者	地域政策課	地域政策課 ※補修等で対応不可 な場合：土木課	地域政策課 ※補修等で対応不可 な場合：農林水産課
報 告 先	地域政策課	土木課	農林水産課
費用の支払い	地域政策課 ①に係る費用（② 及び③に係る費用 は除く。）	土木課 ②に係る費用（① 及び③に係る費用 は除く。）	農林水産課 ③に係る費用（① 及び②に係る費用 は除く。）

7 問い合わせ先 湯河原町代表番号：0465-63-2111

所 属 名	内線	F A X ・ メールアドレス
地 域 政 策 課 防 災 係	234	0465-62-1991 bousai@town.yugawara.kanagawa.jp
土 木 課 土 木 係	513	0465-64-1401 doboku@town.yugawara.kanagawa.jp
農 林 水 産 課 施 設 係	732	0465-64-0300 nousui@town.yugawara.kanagawa.jp

東海地震事前対策計画

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号、以下「大震法」といいます。）第三条に基づき、昭和 54 年 8 月 7 日、東海地震にかかわる地震防災対策強化地域（以下「強化地域」といいます。）が指定され、神奈川県では本町を含む 8 市 11 町がこの指定を受けました。

この強化地域においては、大震法により、県、市町、防災関係機関等は、警戒宣言が発せられたときにとるべき地震防災応急対策にかかわる措置を中心に、日常の啓発、訓練及び緊急整備事業等に関する地震防災計画を作成する等、地震防災体制の推進を図るよう義務づけられています。

強化地域に指定された神奈川県内の 8 市 11 町

平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

第 1 章 計画の目的

第 1 節 東海地震に関する事前対策の目的

この計画は、大震法第六条に基づき、東海地震に係る強化地域において、警戒宣言等が発せられたときにとるべき対策を中心に、緊急整備事業の推進等について定め、東海地震の予防体制の推進を図ることを目的としています。

- 1 この計画は、大震法第六条に基づく地震防災強化計画（以下「強化計画」といいます。）とします。
- 2 この計画は、東海地震の発生に伴う本町域の被害発生を防止し又は軽減するために、町及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本事項について定めます。
- 3 この計画は、東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報（以下、「東海地震に関連する情報」といいます。）の発表及び警戒宣言が発せられた時から地震災害発生までの間の事前応急対策を定めます。
- 4 町及び防災関係機関等は、この計画に基づき、それぞれ必要な事前対策を実施します。

第2章 予防対策

第1節 緊急整備事業

大規模な地震が発生したときに被害の軽減を図るためには、あらかじめ、避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路等の各種防災関係施設を整備する必要があります。このため、町及び関係機関は、これらの防災施設につき地震対策緊急整備事業計画を定め、関連事業との整合を図り、早急にその整備を図るものとします。

町は、大震法施行令第二条の規定に基づく以下の「地震防災上緊急に整備すべき施設等」について、年次計画を定め、その整備推進に努めます。また、大震法施行令第二条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設以外の防災対策関連事業についても、年次計画を定めその整備推進に努めます。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 緊急輸送路
- 5 がけ崩れ等防止施設
- 6 医療施設
- 7 学校施設
- 8 社会福祉施設
- 9 通信施設

第2節 地震防災応急計画の作成義務

大震法第七条及び法施行令第四条に基づき、学校、病院など不特定多数の者が出入りする施設、大規模な工場や事業所、危険物の製造、電気・ガス・水道などの施設、鉄道事業等については、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表されたときあるいは警戒宣言が発せられたときの災害防止と社会的混乱を避けるために、それぞれの施設管理者等が地震防災応急計画を作成します。

第3節 東海地震に関連する情報に関する知識の普及

町は、東海地震の切迫性や東海地震に係る防災意識の普及、啓発に努めます。

また、町は、警戒宣言が発せられたとき等に住民等が的確な判断に基づいて行動できるよう、以下の知識の普及に努めます。

- 1 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 東海地震の予知に関する知識
- 3 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- 4 予想される地震及び津波に関する知識
- 5 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき並びに地震が発生したときの出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動にかかわる知識

第3章 警戒宣言発令時対策

町は、警戒宣言が発せられた時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒宣言発令時対策を実施します。

町、県及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときには、東海地震の発生後に災害応援協定に基づく応援を円滑に行うため、情報の共有を図りながら必要な対応を相互にとります。

警戒宣言発令時対策の実施に当たっては、町は、地域住民の日常生活への影響や強化地域内外の経済的影響並びに高齢者、子ども、病人等の要配慮者への配慮に努めます。

なお、東海地震に関連する情報が発表された場合、町、県及び防災関係機関は、その情報内容に応じて、職員の参集や事前の準備行動などの必要な措置を、経済的影響等に配慮しながら講じます。

第1節 東海地震に関連する情報が発表されたときの対応

町及び防災関係機関は、東海地震に関連する情報の区分に応じ、事態の推移に伴い、速やかに必要な対策が行えるよう、次の体制をとります。

情報の種類	情報の内容	カラーレベル		配備体制
		発表	終了	
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月開催される定例の地震防災対策強化地域判定会において評価した調査結果について発表される情報	青	青	—
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査状況について発表される情報で、東海地震におけるひずみ計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報	青	青	平常時の活動を維持しつつ、事態の推移に伴い、人員を増員し、必要な対策が行える体制
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められたときに発表される情報で、東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	黄	青	情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行える体制
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、プレスリップによるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	赤	青	事前の応急対策及び地震が発生したとき、災害対策が円滑に行える体制

第2節 警戒宣言が発せられたときの対応

1 町警戒本部の設置

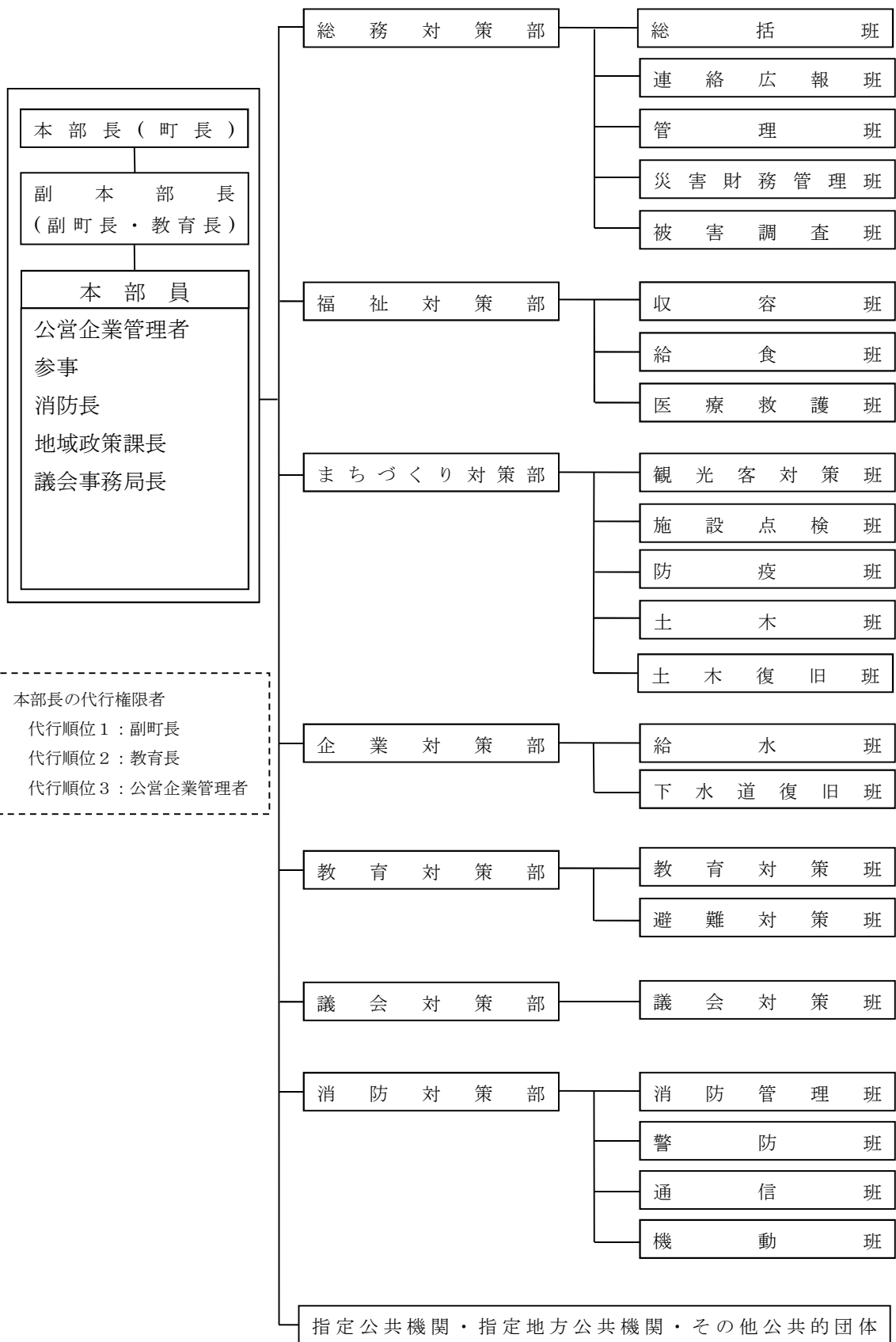
町長は、警戒宣言が発せられたとき、警戒宣言発令時対策を実施するため、大震法第十六条に基づき、直ちに湯河原町災害警戒本部（以下「町警戒本部」と言います。）を設置します。

また、警戒解除宣言が発せられたときは、町警戒本部を廃止します。

なお、東海地震注意情報が発表されたときは、町警戒本部を設置できる体制をとります。ただし、本情報の解除に係る情報が発表されたときは、その体制を解除します。

町警戒本部組織は、次のとおりとします。

湯河原町災害警戒本部



2 町警戒本部の設置場所

町警戒本部は、特別のときを除き、町役場第2庁舎に設置します。

3 町警戒本部の業務

町警戒本部は、次の業務を実施します。

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の受伝達
- (2) 住民への情報提供と呼びかけ
- (3) 防災関係機関の業務にかかわる連絡調整
- (4) 国、県に対する応援要請
- (5) 発災後における応急対策の事前準備
- (6) その他地震防災応急対策の実施

4 町警戒本部配備要員の参集

町警戒本部配備要員は、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、速やかに所定の場所へ参集し、配備につきます。

なお、各対策部及び各班の事務所掌は、次のとおりとします。

部	班	分 担 事 務
総務対策部	総 括 班	1 警戒本部に関すること。 2 防災対策の総括に関すること。 3 地区防災本部に関すること。 4 避難勧告に関すること。 5 諸情報の連絡伝達に関すること。 6 地区防災本部、地区派遣職員との連絡に関すること。 7 無線通信及び広報施設の確保運用に関すること。 8 対策物資・機材の調達管理及び輸送に関すること。
	連 絡 広 報 班	1 広報活動に関すること。
	管 理 班	1 職員の動員に関すること。 2 庁舎応急対策に関すること。 3 公用車の確保運用に関すること。 4 救援物資の受入体制に関すること。 5 防災ボランティアの受入及び活動内容等の調整に関すること。

部	班	分 担 事 務
対策部 総務	災害財務管理班	1 防災対策の経理に関すること。
	被害調査班	1 被害の調査に関すること。 2 被害調査の集計に関すること。
福祉対策部	収 容 班	1 危険地域における避難者の収容保護に関すること。 2 町立保育園に関すること。 3 公共福祉施設との連絡調整に関すること。 4 避難者の収容保護の応援に関すること。 5 応急給食の応援に関すること。 (給食調理員兼庁務員)
	給 食 班	1 応急給食に関すること。 (兼務) 各保育園給食調理員兼庁務員 各学校給食調理員兼学校用務員・栄養士 2 応急食料及び設備の確認に関すること。 (兼務) 各保育園給食調理員兼庁務員 各学校給食調理員兼学校用務員・栄養士
	医 療 教 護 班	1 避難者の応急医療に関すること。 2 小田原医師会湯河原班との連絡調整に関すること。
まちづくり対策部	観光客対策班	1 危険地域における観光客の保護に関すること。 2 交通規制による滞留客等の保護に関すること。
	施設点検班	1 農道及び漁港の点検に関すること。
	防 疫 班	1 防疫資材・薬品の点検に関すること。 2 災害廃棄物の収集体制に関すること。 3 災害廃棄物の処理体制に関すること。
	土 木 班	1 応急資材の点検及び労務の調整に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 緊急避難所（公園）の点検に関すること。 4 工事現場の措置に関すること。
	土木復旧班	1 道路・橋りょう・河川・水路の点検に関すること 2 建設業組合等への応急要請に関すること。
部 対策 企業	給 水 班	1 応急給水に対する飲料水の確保に関すること。 2 水道、温泉施設の点検に関すること。

部	班	分 担 事 務
	下 水 道 復 旧 班	1 浄水センターの点検に関すること。 2 下水管渠の点検に関すること。
教育 対策部	教 育 対 策 班	1 教育委員、教育機関との連絡調整に関すること。 2 教育施設の安全確保に関すること。
	避 難 対 策 班	1 避難者の収容に関すること。 2 臨時給食施設に関すること。
対 策 部 議 会	議 会 対 策 班	1 議会議員との連絡調整に関すること。
消 防 対 策 部	消 防 管 理 班	1 消防指揮本部に関すること。 2 消防職、団員の動員に関すること。 3 消防対策の総括に関すること。
	警 防 班	1 避難命令、勧告に関すること。 2 災害、被害、警防情報収集及び報告に関すること。 3 応援に関すること。
	通 信 班	1 警戒宣言発令に伴うサイレンの吹鳴に関すること。 2 情報の収集伝達に関すること。 3 緊急広報に関すること。
	機 動 班	1 消防資機材の点検整備に関すること。 2 災害の警戒に関すること。 3 危険地域における避難の勧告指示に関すること。

資料 1－11 湯河原町地震災害警戒本部条例

第3節 警戒宣言前の準備行動

東海地震注意情報が発表され、事前の準備行動等を行う必要があると認められたときに、国はその旨を公表します。町は、救急・救助、消火部隊等の受入れ、派遣準備や物資の点検、生徒等の帰宅、旅行の自粛など必要な準備行動等を行います。

なお、本情報の解除に係る情報が発表されたときは、国は、準備体制の解除を発表します。それに伴い、町は準備行動を終了します。

第4節 東海地震に関連する情報、警戒宣言等の伝達

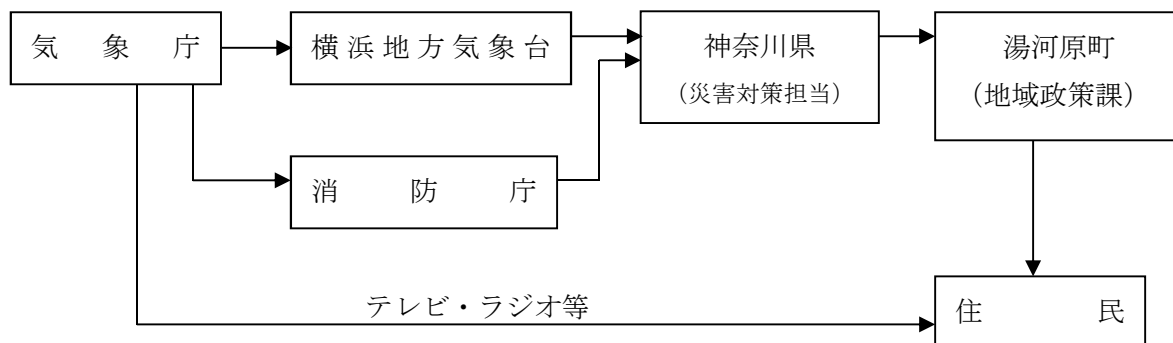
1 東海地震に関連する情報の伝達

東海地震の観測データに異常が発見され、東海地震に関連する情報が発表されたときは、気象庁から消防庁及び横浜地方気象台を通じて、その情報が県から町に伝達されます。

町は、東海地震に関連する情報の伝達を受けたときは、防災行政用無線等により速やかに住民等に伝達します。

(1) 勤務時間内の情報伝達経路

東海地震に関連する情報の伝達は、次の伝達経路により行います。



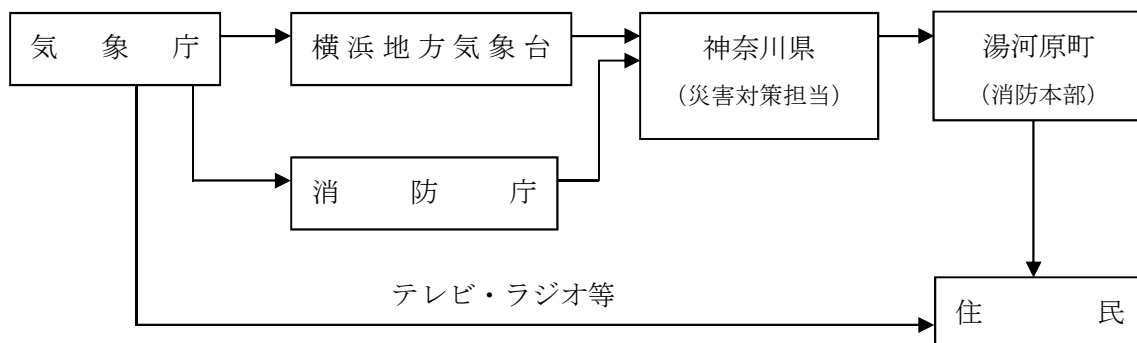
・町の組織内伝達

本庁舎内：放送設備により一斉伝達します。

出先機関：放送を受けた連絡担当者は、電話等により所管出先機関に伝達します。

(2) 勤務時間外及び休日の伝達経路

勤務時間外、休日の伝達経路は、次の伝達経路により行います。



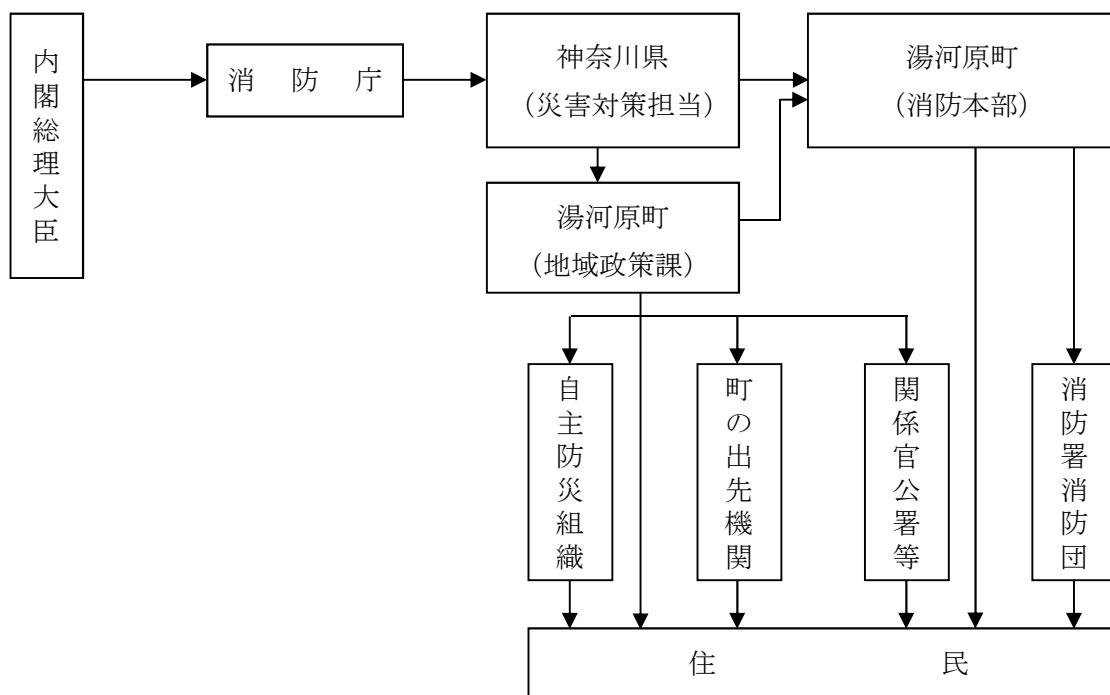
勤務時間外及び休日は、関係職員が自宅から電話等により、あらかじめ定めてある各対策部動員連絡表により伝達します。

2 警戒宣言の伝達

気象庁長官から東海地震予知情報の報告を受け、地震応急対策を緊急に実施する必要があると認められたときは、内閣総理大臣は、閣議決定の後に警戒宣言を発します。警戒宣言は、報道機関を通じて広報されるとともに、消防庁から県を通じて町に伝達されます。

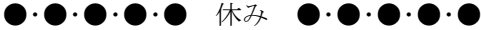
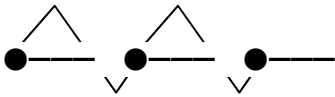
町は、県から警戒宣言発令の伝達を受けたときは、防災行政用無線等により速やかに住民等に伝達します。

警戒宣言の伝達は、次の伝達系統により行うものとします。



3 警戒宣言の住民に対する伝達手段

町は、警戒宣言について、防災行政無線、公用車、消防車により住民に伝達するほか、次の内閣府令による地震防災信号を活用し、伝達します。

警 鐘	サイレン
(5点) 	(約45秒)  (休み約15秒)
備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続します。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用します。

第5節 広報対策

東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表されたとき、あるいは警戒宣言が発せられたときには社会的混乱が発生することが考えられます。

特に警戒宣言発令後は、帰宅を急ごうとする人による駅や道路での混雑、電話の集中等の発生が考えられます。

これらに対処するため、町及び防災関係機関は、迅速かつ的確な広報活動を実施します。

また、要配慮者等の情報伝達について、特に配慮を要する者に対しては、防災行政無線のほか、公用車など様々な広報手段を活用するよう努めます。

町は、警戒宣言発令時に次の事項に留意し、迅速、的確に対処するよう住民への広報を実施します。

- 1 冷静な行動をとること。
- 2 不要な火気の始末をすること。
- 3 家具等屋内重量物の倒壊防止措置をとること。
- 4 防災行政無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、流言飛語に惑わされないこと。
- 5 最低3日分程度の飲料水、食料等の非常持ち出しの準備をすること。
- 6 自動車による移動を自粛すること。
- 7 避難対象地区として町から指定された地区以外は避難行動を行わず、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動すること。
- 8 電話の使用は自粛すること。

- 9 東海地震に関連する情報に関すること。
- 10 その他生活関連情報等、住民等が必要とする情報に関すること。

第6節 警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告

町は、警戒宣言が発せられた場合に実施する事前避難の実施状況及び地震防災応急対策の実施状況等について県警戒本部長に報告します。

第7節 事前避難対策

1 対象地区の指定

町は、警戒宣言が発せられたとき、避難指示等が必要となるがけ崩れ等の危険地区を事前避難対象地区として定めるとともに、想定される危険の種類、避難場所、避難場所に至る避難路、避難の勧告又は指示の伝達方法、避難場所で行う救護の措置等を次のとおり定めます。

【事前避難指定地域（福浦地内）】

避難地区の範囲 (下記路線で囲む地域)	想定される危険の種類	避難場所
町道福浦38号線 町道福浦中通り線 町道吉浜190号線 国道135号	石積崩壊 地すべり	旧福浦幼稚園園庭

2 事前避難経路設定

避難対象地区から避難場所までの経路は、安全性等を考慮して、設定します。

前項の地区の事前避難経路は、幅員4.5m以上の道路を基本とします。

3 事前避難体制の確立

(1) 事前避難体制の確立

町は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動がとれるよう事前避難体制の確立に努めます。

ア 避難に当たっては、警戒宣言が発せられた時から地震の発生までは比較的短時間であるということを前提に避難体制の確立を図ります。

イ 町は、避難対象地区を単位に、あらかじめ把握した高齢者、障がい者、

子ども、病人等避難行動要支援者の避難については、自主防災組織等の協力のもとに実施します。また、外国人、観光客等についても、関係事業者と連携して、避難誘導等適切な対応を実施します。

(2) 要配慮者保護のための屋内での避難生活の運営

避難地で運営する避難生活は、原則として屋外としますが、高齢者、子ども、病人等要配慮者の保護のため、国及び地方公共団体が定めた指針に基づき、あらかじめ指定された施設内において避難生活を運営できるものとします。

(3) 避難計画の見直し

町は、各種防災施設の整備等の状況や被害想定の結果等を踏まえ、避難計画を見直すこととします。

4 避難勧告又は指示

町警戒本部長（町長）は、警戒宣言が発せられたときに、避難対象地区に対し、防災行政無線、公用車、消防車両等により避難の勧告又は指示を行います。また、避難対象地区内の自主防災組織の長には直接伝達を行います。

避難対象地区以外の地区に対しては、耐震性が確保された自宅での待機等、安全な場所で行動するよう広報します。また、地盤や都市構造上の問題から危険性が総体的に高い地域に対しては、避難対象地区に準じた避難を促します。

避難状況は、県に報告するとともに、小田原警察署と相互に連絡をとります。

5 避難誘導

自主防災組織は、消防職員と協力して避難対象地域の住民を避難場所まで誘導します。

なお、避難の方法は原則徒歩としますが、山間地など避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が困難な場合は、車両による避難も可能とします。

6 滞留者対策

J R湯河原駅周辺の滞留者の退避場所は、湯河原町商工会館とし、温泉場周辺の滞留者は湯河原観光会館とします。また、駅及び温泉場以外における滞留者の退避場所は、最寄りの指定避難所とします。

7 避難後の措置

町は、安否等、避難者が必要とする情報を避難者に提供します。

第8節 火災、救助・救急、津波対策

1 火災の防止等

警戒宣言が発せられたとき、消防機関は平常時の消防業務（災害活動を除きます。）を停止又は縮小し、次の事項を重点に必要な措置を行います。

- (1) 地震に備えての消防部隊の増強配備
- (2) 東海地震予知情報の収集と伝達体制の確立
- (3) 消防、救助資機材及び救急資機材の確保
- (4) 出火防止、初期消火等の広報の実施
- (5) 各種施設、事業所等に対し応急計画実施の指示
- (6) 危険物タンクローリーの対応措置の指示
- (7) 迅速な救助・救急活動のための体制確保
- (8) 火災、水災等の防除のための警戒
- (9) その他必要な事項

2 津波被害の防止

町は、警戒宣言が発せられた場合、津波による被害を軽減するため、次のとおり必要な措置を行います。

- (1) 要員の確保、配置
- (2) 東海地震予知情報の収集と伝達体制の確立
- (3) 沿岸住民及び海浜利用者等に対する事前避難の勧告、指示
- (4) 防潮門扉等の施設の点検
- (5) 水防用資器材の点検整備及び緊急調達体制の確保
- (6) その他必要な事項

3 消防配備体制

消防職員及び消防団員は、東海地震予知情報等により、原則として消防対策本部に参集することとします。

4 消防対策本部の設置と運用等

消防本部に消防対策本部を設置し、湯河原町警防計画に準拠して運用します。

第9節 町が管理又は運営する施設・設備等に関する対策

町は、東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発表された場合、地震の発生に備え、管理する施設、設備について点検を実施し、必要に応じて緊急の措置を講じます。

1 施設・設備の点検

(1) 火気使用設備

火気使用は、極力制限します。やむを得ず使用するときは、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置を講じます。

(2) 自家発電装置、発電機等

停電に備えて、自家発電装置、可搬式発電機の整備点検を確認します。

(3) 消防用設備等

消火器、消火用水、火災報知設備及び防火戸等の点検確認を行います。

(4) 危険物

貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスについては、所定の場所に移動・保管するか、転倒防止、漏えい防止措置を講じます。また、緊急遮断装置、安全装置類について作動確認を行います。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設等への対策

施設利用者及び施設関係者の安全に配慮するため、町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、図書館等の措置は、おおむね次のとおりとします。

(1) 警戒宣言、地震予知情報等の来場者への伝達

(2) 来場者の退避等、安全確保のための措置

(3) 施設の防災点検、応急補修及び整備備品等の転倒落下防止措置

(4) 出火防止措置

(5) 受水槽等への緊急貯水

(6) 消防用設備の点検・整備と事前配備

3 緊急の措置

(1) 資機材等の確保

防災活動に必要な最低限の食料、飲料水、資材（ラジオ、懐中電灯等）等を確保します。

(2) 通信手段の確認・確保

発災に備えて、有線、無線、その他の連絡手段について作動確認をします。

第10節 警備対策

1 警察署の実施する対策の基本方針

警察は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の公表に伴い、東海地震の発生に係る住民の危具、不安感等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、小田原警察署の総合力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、住民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持の万全を期します。

2 警備体制の確立

- (1) 東海地震に関する異常現象の観測により東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した場合には、直ちに小田原警察署に警察署長を警備本部長とする小田原警察署東海地震警戒警備本部が設置されます。町警戒本部は、必要に応じ所要の要員を小田原警察署東海地震警戒警備本部へ相互に派遣し、協力連携体制を強化します。
- (2) 別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な警備部隊運用を行います。

3 警察署長の実施する地震防災応急対策

東海地震に関連する情報の公表又は警戒宣言の発令に伴い、警察署長が実施すべき地震防災応急対策に係る措置は、おおむね次に掲げる事項です。

(1) 情報の収集・伝達活動

東海地震に関連する情報及び警戒宣言が公表されたときは、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の防止を図るため、次の活動を実施します。

ア 町の実施する東海地震に関連する情報及び警戒宣言の伝達に伴う協力

イ 各種情報の収集

ウ 町警戒本部、関係機関等との相互連絡体制の確立

エ 住民等への情報伝達活動

(2) 広報活動

民心の安定と混乱の防止を図るため、町警戒本部、関係機関等との緊密な連携を保ちながら、次のことを重点に広報活動を実施します。

ア 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に関する正確な情報

イ 道路交通の状況と交通規制の実施状況

ウ 自動車運転者のとるべき措置及び車両運転自粛に関する事項

エ 犯罪の予防等のために住民がとるべき行動

オ 不法事案を防止するための正確な情報

カ その他混乱防止のために必要な情報

(3) 社会秩序維持活動

東海地震災害に係る危惧及び物資の欠乏、将来の生活に対する不安等に起因する混乱並びに窃盗犯、粗暴犯、集団不法事案等を防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期します。

ア 正確な情報の収集、伝達によるパニックの防止及び流言飛語の防止

イ 民心の不安を助長する窃盗犯、暴力犯、経済犯等の予防取締り

ウ 危険物による犯罪又は被害発生防止のための予防取締り

エ 避難に伴う混乱等の防止と人命の保護

オ 避難場所、警戒区域、重要施設等の警戒

カ 民間自主防犯活動等に対する指導

第11節 道路・交通対策

町は、警戒宣言発令時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供し、不要、不急な旅行等の自粛を要請します。

警察は、東海地震に係る警戒宣言が発せられたとき、交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の円滑な避難と防災関係機関が実施する緊急輸送の円滑な実施のため、交通規制等の交通対策を実施します。

なお、町内の交通規制は、地震防災応急対策の実施状況、道路交通の状況、交通規制に伴う地域住民の日常生活への影響等を総合的に判断して、効果的に実施するものとします。

1 交通規制措置

(1) 基本方針

ア 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制します。

イ 強化地域内への一般車両の流入は、極力制限します。

ウ 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しません。

エ 避難路及び緊急交通路指定想定路線は、優先的にその機能の確保を図ります。

オ 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置は、県公安委員会の定めるところにより実施します。

(2) 警戒宣言が発せられたときの交通規制

警戒宣言が発せられたときは、強化地域における交通の混乱の防止を図り、

地震防災応急対策活動が円滑に行われるように一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や、緊急交通路指定想定路線の確保など必要な規制を実施します。

ア 通行禁止区域及び通行制限区域の設定

警戒宣言が発せられたときは、強化地域を中心に通行禁止区域、通行制限区域を定め、同区域を補完するため迂回路を指定して、一般車両の通行禁止及び制限の交通規制を実施します。

イ 緊急交通路指定想定路線の確保

緊急交通路指定想定路線として指定が想定される道路の中から、交通の状況に応じて確保します。

2 運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両は、次の要領により行動するものとします。

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動するものとします。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外に駐車するものとします。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止し、エンジンを切り、エンジンキーをつけたまま窓を閉め、ドアはロックしないものとします。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないものとします。

ウ 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとるものとします。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

第12節 緊急輸送対策

1 緊急輸送の実施

町は、警戒宣言が発せられたときに、警戒宣言発令時対策及び応急対策の円滑な実施を確保するため、次のとおりの緊急輸送を実施します。

(1) 警戒宣言発令時対策要員

(2) 食料、医薬品、防災資機材等の物資

(3) その他町警戒本部長（町長）が必要と認める人員、物資又は資機材

2 緊急輸送路等の確保

(1) 緊急輸送は、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施に当たっては、輸送手段の競合を生じないよう緊急輸送関係機関及び実施機関相互の連携協力体制を十分整備するものとし、警戒宣言後の緊急輸送の実施に当たり具体的に調整すべき問題が生じたときは、県及び町警戒本部で必要な調整を行うものとしします。

(2) 町における緊急輸送路は、次のとおりです。

ア 緊急交通路指定想定路線

路 線 名	区 間
国道 135 号	早川口交差点から静岡県境までの間
県道 75 号(湯河原箱根仙石原)	湯河原駅入口交差点から仙石原交差点までの間

イ 緊急輸送路線

第 1 次路線：高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線

路 線 名	区 間
国道 135 号	早川口交差点から静岡県境までの間
県道 75 号(湯河原箱根仙石原)	湯河原駅入口交差点から仙石原交差点までの間

第 2 次路線：第 1 次緊急輸送路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線

路 線 名	区 間
県道 740 号 (小田原湯河原)	小田原市根府川～湯河原町吉浜
町道中央 21/57 号線	県道 75 号 [湯河原箱根仙石原] 交点～湯河原町役場

3 緊急輸送車両等の確保

町は、発災後の緊急輸送に備え、輸送車両等の確保を図ります。

- (1) 発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図ります。なお、確保すべき車両の数量及び確保先との連絡手段等は、別に定めます。
- (2) 町は、輸送手段の確保について、必要に応じて県に要請します。

4 緊急輸送車両の確認手続

(1) 緊急輸送車両（確認対象車両）

緊急輸送車両は、大震法第二十一条第二項に規定する地震災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

- ア 東海地震に関連する情報の伝達及び避難の勧告、指示
- イ 消防、水利その他の応急措置
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護
- エ 施設及び設備の整備、点検
- オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持
- カ 緊急輸送の確保
- キ 地震災害が発生したときにおける食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するために必要な体制の整備
- ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置

(2) 緊急輸送車両に準ずる車両

(1)の緊急輸送車両のほか、特に緊急を必要とする次の車両は、緊急輸送車両に準ずる車両とします。

- ア 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 207 号）第十三条に規定する緊急自動車
- イ 道路交通法施行令第十四条の二に規定する道路交通維持作業用自動車
- ウ 医療行政及び感染症防疫のための車両
- エ 報道機関の緊急取材のための車両
- オ その他特に緊急を必要とする次の車両
 - (ア) 郵便物の集配及び電報配達のための車両
 - (イ) 金融機関の現金輸送のための車両
 - (ウ) 新聞の輸送のための車両
 - (エ) 廃棄物の処理及び清掃のための車両
 - (オ) 道路交通法施行令第二十六条の三に規定する通学、通園バス

(3) 緊急輸送車両の確認手続

大震法第二十四条に規定する緊急輸送車両であることの確認並びに同法施行令第十二条に規定する確認標章及び確認証明書の交付事務手続は、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、各警察署及び交通検問所等）が行います。

第13節 鉄道等の公共交通対策

1 鉄道

- (1) 警戒宣言が発せられたときの運行に関する措置は、鉄道事業者の定める応急計画により行います。
- (2) 滞留者の保護は、鉄道事業者が措置するものとしますが、滞留が長期化するとき、危険が見込まれるとき及び発災後における避難、収容、給食等については、町と鉄道事業者とで協議して措置します。

2 路線バス

- (1) 警戒宣言が発せられたときの運行に関する措置は、各事業者の定める応急計画により行います。また、通過旅客の保護対策は、運行責任者の要請に基づいて、上記1(2)に準じて町が措置します。
- (2) 警戒宣言発令の情報を入手した運行中のバス乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し最寄りの広域避難場所を知らせるものとします。

第14節 生徒等保護対策

警戒宣言の発令に伴い、保育園、幼稚園、学校は、生徒等の生命身体 of 安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策を講じるものとします。特に園長又は学校長は、生徒等の保護について、次の事項に十分留意した避難誘導対策を定めるものとします。

1 避難誘導対策

- (1) 生徒等の生命・身体 of 安全確保を最優先した対策であること。
- (2) 園又は学校が所在する地域の諸条件等を考慮した対策であること。
- (3) 警戒宣言発令に迅速に対応できる対策であること。
- (4) 生徒等の行動基準並びに園や学校及び教師等の対処、行動が明確にされている対策であること。
- (5) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担が明確にされている対策であること。
- (6) 警戒宣言発令後において、緊急連絡等ができない事態を想定して、特に生徒等の引渡し等は、保護者に十分理解されている対策であること。
- (7) 交通機関の運行状況についても十分配慮した対策であること。

2 園又は学校の対応

- (1) 園長又は学校長は、学校に警戒本部を設置し、東海地震に関連する情報のほか、必要な情報等の把握に努め、的確な指揮に当たります。
- (2) 生徒等は、生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、園又は学校で生徒等を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡します。ただし、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、保護者が来校（園）するまでは、園又は学校で生徒等を保護します。
- (3) 園長又は学校長は、指導、監督機関に、避難・誘導の状況を速やかに報告します。
- (4) 園又は学校は、各施設の保安措置をとります。
- (5) 初期消火及び救護・搬出活動の防災活動体制をとります。

3 教職員の対処、指導基準

- (1) 警戒宣言が発せられたときは、生徒等を教室などに集め、避難、誘導等の状況の説明をします。
- (2) 生徒等の避難・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示します。
- (3) 担任等は、出席簿等を携行し、警戒本部の指示により所定の場所へ避難・誘導等を行います。
- (4) 障がいのある生徒等に対しては、あらかじめ介助体制を整えておきます。
- (5) 生徒等の保護者等への引渡しは、あらかじめ決められた方法で確実にを行います。
- (6) 生徒等の帰宅は、地区別、方面別等班編成を工夫し、単独の下校は、極力避けます。
- (7) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない生徒等は、氏名、人数等を確実に把握し、引き続き保護します。
- (8) 生徒等の安全を確保した後、警戒本部の指示により防災活動体制をとります。

4 登下校時、在宅時に警戒宣言が発令されたときの対策

- (1) 登校時に警戒宣言が発令されたときは、直ちに帰宅するよう指導します。ただし、学校へ登校済みの生徒等に対する対応は、在校時における避難行動によるものとします。
- (2) 交通機関の利用時は、関係機関の責任者の指示に従うよう指導します。

- (3) 下校時に警戒宣言が発令されたときは、平常の通学路を通してそのまま下校するよう指導します。
- (4) 在宅時は、登校しないようにし、家族とともに行動するよう指導します。
- (5) 登下校の途上にあるときは、自分の判断で行動することになるので、警戒宣言発令時の基本行動と、災害時の避難に関する基本行動を合わせ、特に具体的な指導を徹底するよう努めます。

第15節 医療機関、福祉施設対策

1 医療機関の対策

医療機関は、速やかに警戒宣言発令時対策を実施し、被害発生の防止を図るとともに、医療機能の維持に努めます。

(1) 警戒宣言発令時の措置

ア 警戒宣言発令の周知

医療機関の長は、警戒宣言が発せられたことについて、医師等の職員及び外来患者等に対して周知を図ります。

イ 院（所）の防災対策

医療機関の長は、地震防災対策本部を設置するとともに、消火設備、避難設備及び自家発電装置等の点検並びに医療器械、備品、薬品等の転倒落下、移動の防止及び出火防止対策を実施するものとします。

ウ 入院患者等の安全確保

医療機関の長は、入院患者等の安全確保を講じます。

手術中のときは、医師の判断により安全措置を講ずるものとし、手術予定については、緊急やむを得ないときを除き延期するものとします。

エ 診療

地域医療の確保のため、耐震性を有するなど安全性が確保されている病院は、診療を継続します。

オ 発災後への備え

医療機関は、発災後の医療機能を維持するため、医薬品、血液、治療材料等の確保に努めるとともに、水、食料、燃料等の確保もあわせて行います。また、医師をはじめとした職員については、あらかじめ定めた職員連絡網等により連絡を行い、その確保を図ります。

また、患者等の保護等のため、施設の耐震性を考慮し、他の病院、病棟への搬送あるいは家族等への引渡しを行います。

(2) 医療救護班の編成・待機

警戒宣言の発令に伴い、日本赤十字社神奈川県支部及び小田原医師会湯河原班は、救護班を編成し、待機します。

2 社会福祉施設の対策

(1) 警戒宣言発令時の措置

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合、利用者の生命・身体の安全確保に万全を期するため、次の措置をとるものとします。

ア 警戒宣言発令の周知徹底

イ 施設設備の点検

ウ 落下物等の防止措置

エ 飲料水、食料等の確保

オ 関係機関、保護者との連絡体制の確保

(2) 発災後への備え

入所者等の保護等の方法は、施設の耐震性を考慮し、他の福祉施設等への移送あるいは家族へ引渡しを実施します。

第16節 ライフラインの安全対策

1 上下水道施設

(1) 上水道施設

町は、地震発生に備え、あらかじめ定められた湯河原町水道事業地震防災応急計画等に当たって次の措置を行います。

ア 給水量の事前確保

警戒宣言が発令されたときは、非常時に備え町営水道及び簡易水道組合との連携を図り、緊急貯水を確保します。また、各学校等のプールのろ水機の点検及び飲料水兼用耐震性貯水槽の保守に努め、給水体制を整備します。

イ 配水池等の警備体制

浄水施設をはじめ、送水、配水設備の全稼動態勢をとり、各配水池の貯水量確保を図ります。また、全配水池について、災害発生時及び災害発生における緊急貯水のため、流出入弁等が正常に稼動しているか点検します。

(2) 下水道施設

町は、地震発生に備えて、被害を最小限とするため下水道施設及び資機材の保守点検、確保並びに応急復旧のための要員の配備を行います。

2 電気、ガス施設関係

電気施設、ガス施設等の地震防災応急対策の実施は、それぞれの機関の防災業務計画によるところですが、警戒宣言が発せられたときは、町警戒本部長（町長）は、情報を伝達し、必要な応急対策の体制（協力）を確保します。

3 通信施設関係

町警戒本部長（町長）は、警戒宣言が発せられた場合、東日本電信電話（株）神奈川事業部等の電信電話機関に対し、情報を伝達し、必要な応急対策の体制（協力）を確保します。

第17節 金融機関の措置

1 民間金融機関にかかる措置

関東財務局横浜財務事務所及び日本銀行横浜支店は、県と連携し、警戒宣言発令時における民間金融機関の業務について、次に掲げる措置をとるよう要請します。

(1) 警戒宣言が発せられた場合の措置

窓口における営業は、普通預金（総合口座を含む）の払戻業務以外の業務は停止するとともに、その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、平穩裡に窓口における普通預金の払戻業務も停止し、併せて、窓口営業停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底すること。

ただし、この場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来たさないような措置を講ずること。

手形交換所において交換事務を中断し、または取止めざるを得ないときは、状況に応じ決済時間変更、決済繰延べ等の措置を講ずること。

休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期するため、窓口営業の開始又は再開は行わないこと。ただし、この場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等の運転は継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講ずること。

(2) 警戒解除宣言が発せられた場合等の措置

警戒解除宣言が発せられた場合は、可及的速やかに平常の営業を行うこと。

第18節 事業所等の措置

1 警戒宣言が発令されたときの対応

- (1) 防火管理者、保安管理者などを中心に、地震災害を防止、軽減するための体制を確立するものとします。
- (2) テレビ、ラジオ、防災行政無線等から情報を正確に入手し、顧客・従業員等に迅速・正確に伝達するものとします。
- (3) 地震防災応急計画又は消防計画等にしたがって、地震災害を防止、軽減するため次の措置を講じます。

ア 火気使用設備等地震発生により出火原因となるものは、原則として使用の中止

イ 建物の防火上又は避難において重要な施設及び消防用設備等の点検

ウ 薬品類、危険物などの流出、漏えい防止

エ 商品、事務機器及び窓ガラス等の転倒・落下防止

- (4) 火気使用店舗は、原則として営業を自粛します。
- (5) 飲料水、非常食料、医薬品等を確保します。
- (6) その他必要と思われる措置を講じます。

2 事業所等の従業員の帰宅措置

一般の事業所は、応急保安措置を講じた後は、できるだけ通常の勤務体制をとることを原則とします。

やむを得ず従業員を帰宅させるときは、従業員数、最寄りの駅及び道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路に係る状況を確認した上、時差退社をさせます。

ただし、近距離通勤者は、徒歩又は自転車によるものとし、交通機関の利用による帰宅はしないものとします。また、自家用車による帰宅も行わないものとします。

なお、強化地域内では、原則として鉄道の運行が中止されるため、遠距離通勤者で帰宅が困難となる者については、それぞれの事業所等において適切な措置を講じます。

第19節 自主防災組織・各家庭の対策

警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、自主防災組織及び各家庭は、「自らの身は、自ら守る。」という自主防災の観点から対策を行います。

1 自主防災組織の本部の設置

自主防災組織の活動拠点となる本部等を設置します。

2 情報の収集・伝達

- (1) 町等の情報伝達と並行し、地域内を広報します。
- (2) 警戒宣言等の情報が、正確に全家庭に伝達されているか、確認に努めます。
- (3) 要配慮者の世帯へは、個別訪問し、情報を伝える等、要配慮者を優先、配慮した活動を行います。

3 初期消火の準備

消火栓器具、可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとります。

4 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材の点検をし、必要な場所に配備するとともに、担当要員の配置を確認します。

5 家庭内の対策

- (1) 家具類の固定状況を確認します。
- (2) 落下防止のため、タンス、食器戸棚、本棚等の上部を整理します。
- (3) 窓ガラス飛散防止のためフィルムを貼る等の安全対策を行います。
- (4) 火気危険物の除去、消火器の確認、水のくみ置き等、出火防止対策を講じます。火気の使用は、必要最小限とします。
- (5) 最低3日分程度の食料、飲料水を確保します。
- (6) 動きやすい服装に着替えます。
- (7) 非常持ち出し品の確認をします。

第20節 救援対策等

1 食料

町は、地震災害の発生に備えて、備蓄物資等の確認を行うとともに、協定等を締結している関係団体と連絡をとり、食料調達体制の確認に努めます。さらに、食料の調達あっせん又は炊き出しのための要員確保、資機材及び輸送手段などの確保を図ります。

また、避難地の対策要員等から要請があったときは、食料の調達あっせん又は炊き出しを行います。

2 給水

町は、発災後の飲料水確保に備え、給水用資機材及び浄水用薬品等の整備点検を行い、円滑に給水活動ができるよう努めます。

また、警戒宣言発令時には、需要者（家庭、その他の施設も含む。）に対し、速やかに緊急貯水を要請します。

3 生活必需物資等

町は、発災後の救護に備え、衣料、生活必需品その他応急必需物資の調達体制の確認と調達可能な物資とその数量の把握に努めます。また、避難地の対策要員等から要請があったときには、これらの物資の調達、あっせん、供与又は貸与を行います。

町は、LP ガスについては、（公社）神奈川県 LP 協会小田原支部との調達可能な数量について、連絡体制の確立に努めます。

4 物価高騰の防止等のための要請

町及び県は、警戒宣言が発せられたときに、食料等の生活必需品等の売り惜しみ又は買い占め、物価の高騰が生じないように、関係する生産者及び流通業者等に対して、必要な要請、指導等を行います。

5 ペット対策

警戒宣言が発せられたときは、所有者がペットを自己管理し、所有するケージを自宅や避難所グラウンドなどに置き、給餌等も自己責任で行うことが基本ですが、町は、自己管理が困難な所有者への支援として、獣医師会と連携して、ペットの保護をするための係留場所等の確保に努めます。

第21節 警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告

町警戒本部長（町長）は、警戒宣言が発令されたときに実施する事前避難の実施状況及び地震防災応急対策の実施状況等について、県警戒本部長に報告します。

第22節 東海地震に係わる防災訓練

町は、警戒宣言発令時又は地震発生時に的確な防災対策を実施できるようにするため、防災関係機関、自主防災組織、学校、事業所等と連携した防災訓練を実施します。

また、訓練終了後は、評価を行い、現状の課題・問題点等を明確にし、必要に応じて体制等の改善を図ります。